

明治二十七年五月二十四日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

四十六

裁判長 判事 三好 退藏 判事 寛 元 忠

同 岡村 爲藏 同 永井 岩之丞

同 川目 亨二 同 龜山 貞義

同 伊藤 悌治 書記 鷹木 一郎

判決要旨

印章證書偽造の日時場所の明確ならざるも犯罪を認むるの妨げとあるものにあらず

公判と判決言渡とは必ずしも同一檢事の立會を必要とする者のにあらず

説明

印章及證書の偽造罪は單に偽造のみを以て犯罪成立するものにあらずして進んで行使の一所爲をかるへからず而して其行使の場所方法等にして明確なるときは偽造行使罪を構成するものにして偽造の日時場所の明確ならざるも未だ以て犯罪を認むるの妨げとあるものにあらず  
刑事訴訟法第二百五條に曰く判決の原本には其裁判を爲したる裁判所年月日其事件に干與したる檢事の官氏名を記載し判事裁判所書記共に署名捺印すべしとありされば檢事の會立さへたれば適法にして公判と

判決言渡の際とは必ずしも同一檢事たるを要せず此れ檢事は一体不可分のものたればなり

私書偽造私印偽造行使事件 明治二十七年第四一五號 全年五月二十九日判決

原裁判所宮城控訴院

被告人 矢 内 友 藏

右友藏カ私書偽造私印偽造等被告事件ニ付前橋地方裁判所ノ判決ニ對シ檢事磯谷例ヨリ東京控訴院ニ控訴シ其第二審判決ニ對シテ被告ヨリ上告ヲ爲シ大審院ニ於テ原判決ヲ破毀シ宮城控訴院ニ移送シタルヲ以テ明治二十七年三月三十一日同院ハ之レヲ審理シ被告友藏カ私印偽造使用シタル所爲ハ刑法第二百八條第二百十二條ニ該リ地所賣渡證書及ヒ騰本下付委任狀登記委任狀偽造行使シタル所爲ハ共ニ刑法第二百十條第一項第二百十二條ニ該ル數罪俱發ニ付同法第百條ニ照シ一ノ犯情最モ重キ地所賣渡證書偽造行使罪ニ從ヒ處斷シ押收シタル地所賣渡證書登記委任狀ハ第四十三條第一號第四十四條ニ依リ處分シ其他ノ押收書類ハ刑事訴訟法第二百二條ニ依リ處分シ公訴裁第費用ハ刑法第四十五條第四十七條刑事訴訟法第二百一條ニ依リ處分スヘキモノナリ然ルニ原裁判所ニ於テ被告友藏ニ無罪ヲ言渡シタルハ失當ニシテ檢事ノ控訴ハ其理由アルモノトス因テ刑事訴訟法第二百六十一條第二項ニ依リ原判決ヲ取消シ更ラニ被告友藏ヲ重禁錮二年ニ處シ罰金三拾圓ヲ附加シ監視六月ニ付シ押收シタル偽造ノ地所賣渡證書登記委任狀ハ之ヲ沒收ス公訴費用ノ全部ハ被告友藏ニ於テ原裁判所ノ相被告設樂吉平ト連帶負擔スヘシ沒收ニ係ハラサル押收ノ書類ハ



各差出人ニ還付ス

被告友藏ハ右判決ニ服セス上告ヲ爲シタリ其主意第一原判文ニ被告ハ設樂吉平ト共謀シ云々トアルコト毫モ無之一件記録中被告ト吉平ト何月何日何レニ於テ如何ナル相談ヲ爲シタルヤ其事實ヲ認ムヘキモノナク且本案事件ニ付被告ノ行爲ニシテ私印偽造若クハ私書偽造等ニ對シ直接ノ關係ナキヲ以テ充分ナラン唯タ單ニ土地所有名義ノ被告ニ移轉シタルノ結果ノミニ依リ被告ヲ共謀者ト斷定シタルハ刑事訴訟法第二百三條ニ刑ノ言渡シヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由及ヒ犯罪ノ證據ヲ明示スヘシトノ規定ニ背キタルモノナリ

第二假リニ數歩ヲ措キ果シテ被告カ吉平ト共謀セリトセハ被告若クハ吉平ノ中何レカ該偽造證書ヲ作成シタルヤ原判文中ニ其明示ナク理由不備ノ判決ナリ

第三原判文中私印ヲ偽造シ云々トアルカ如キハ尤モ不當ノ甚シキモノニシテ何月何日何人ノ手ニテ作成シタルコトヲ明示ナク尤モ此點ニ於テハ其方法場所ハ知ルニ由ナキ旨記載アルモ其方法場所ヲ知レヌ且其實物モ存在セザルニ單ニ押捺シタル印影ノ彌市郎ノ實印ト相違シタルトテ鑑定書ニ依リ偽造ト斷定シタルトモ鑑定書ノ如キハ唯タ彌市郎ノ實印ト相違ノ點ヲ表スルノミニシテ果シテ偽造ナルヤ又ハ有合印ヲ押捺シタルヤ否ヤヲ慥メス况ンヤ第一審ニ於ケル證人六本木吉三郎ノ帳簿ニ押捺シタルヲ以テ見レハ其以前ヨリ存在シアリシコトハ確然ニシテ何人カ作成シタルモノナルヤ知レザルコト明白ナリ然レニ被告等ノ所爲トシテ斷定セシハ是又理由不備ノ判決ナリ

第四原判文ニ刑法第百條ニ照シ一ノ犯情尤モ重キ地所賣渡證書ノ偽造行使罪ニ從ヒ處斷シ云々ト

アリ令刑法ヲ見ルニ私印偽造行使ト私書偽造行使トハ輕重何レニアルカト云ヘハ私印偽造罪ノ重キハ勿論ナルニ私書偽造行使罪ヲ重シトシテ處斷セシハ擬律錯誤ノ判決ナリ

第五原院ニ於テ公判開廷ノ際三月二十九日公判ニナル旨監獄署ヨリ告知シタルマテニシテ被告ニ對シ呼出狀ヲ發セザルハ刑事訴訟法第二百十四條第二百五十七條ノ規定ヲ履行セザルモノナリ

第六本件公判當日ノ立會檢事ハ高地安二郎ナリシニ判決原本ノ謄本ヲ見ルニ檢事寺嶋久松立會言渡ス云々トアリテ檢事某ノ辨論ヲ經テ檢事某立會宣告スト記載ナキハ刑事訴訟法第二百五條ニ違背シタルモノナリ

對手人原院檢事長犬塚盛巍ハ上告ノ理由ナキ旨答辨セリ

被告友藏ハ仍ホ上告辨明書ヲ差出シタリ其主意ハ第一前裁判所ニ於テ各證據ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アルヤ否ヤヲ問ヒ且其利益トナルヘキ證據ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知スヘシト規定シタル刑事訴訟法第九十八條ヲ履行セザル者ナリ尤モ裁判長ハ最後ニ至リ被告事件ノ利益トナルヘキ證據ヲ差出スヲ得ヘキ旨ヲ告知セシモ該條ノ規定ニ各證據ノ取調終リタル毎ニトアリテ一證據ノ取調終リタルハ其一證據ニ對シテ直ニ其旨ヲ告知スヘキハ勿論ナリ然ラスシテ數種ノ證據否事實ヲ調査シ盡シタル後ニ一概ニ利益トナルヘキ證據ヲ差出スヲ得ヘキ旨ヲ告知セシ如キハ被告人利益ノ爲メニ設ケタル規定ヲ不當ニ適用シタルハ不法ノ裁判ナリ第二被告等ハ(吉平カ或ハ被告ノ中)土地臺帳謄本下付願ノ委任狀ヲ偽造シタルモノ、如ク罰セラル、モ該委任狀タルヤ會テ示サレタルコトナク唯單ニ伊勢崎直稅分署ヨリノ回答書ヲ示サレタルコトアリシモ這ハ明カ



ニ該委任狀カ偽造ナルヤ否ヤヲ證スルモノニアラス又常木彌市郎ノ告訴狀ニ添付シアル該委任狀ノ寫シ云々是連モ偽造ナルヤ否ヤヲ示スモノニアラスシテ當時差出シタル委任狀ノアルノミヲ證スルニ過キス尤モ同人ノ豫審調書ニヨレハ或ハ明亮ナルカ如シト雖モ同人ハ民事原告人ナルノミナラス本案事件ニ對シテハ亦被告人ノ一人タリ他ニ之レヲ確カムルモノアラサル以上ハ其陳述若クハ寫ニ依リテ漫ニ確乎ノ證憑ト信スヘカラサルハ明ナリ抑モ本案被告事件ニ關シテハ該委任狀ノ如キハ尤モ重大ノ關係ヲ有スルモノナルニ唯タ其寫シ若クハ漠然タル回答書ノ如キヲ以テ偽造ト斷定セラレタルハ不當ノ甚シキモノナリ假シ果シテ此等ノ者ヲ以テ偽造ト認ムルニ充分ナリトスルモ常木彌市郎ノ告訴狀ナルモノ曾テ存在セスシテ同人ヲ代表シタル小池柳三ヨリ告訴狀ハ差出シアレハ矢張り證憑採擇ノ部ニ至リテモ常木彌市郎ノ代人小池柳三ノ告訴狀ト書セサル可ラス且ツ伊勢崎直稅分署ノ回答ニヨリ云々書セサル可ラサルニ其證憑採擇ノ部ヲ見ルニ如斯コトナク只單ニ常木彌市郎ノ告訴狀ニ添付シアル委任狀ノ寫トノミアルハ理由ノ齟齬ヲ免レサルモノナリト云フニ在リ

辯護士上野靖ハ仍ホ上告趣意擴張書ヲ差出シタリ其要旨第一原判決ニ被告ハ原裁判所ノ相被告設樂吉平ト共謀シ群馬縣佐位郡赤堀村大字市場常木彌市郎ノ實印及ヒ證書ヲ偽造シ以テ其所有田畑等ヲ友藏ノ所有名義ニ移サント企テ明治二十六年二月中其方法場所等ハ不明ナルモ彌市郎ノ實印ヲ偽造シ云々トアリテ其何人ノ所爲ニシテ何レノ場所何時ニ於テ之ヲ偽造シタルモノナリヤヲ知ルニ由ナク從テ被告ノ所爲ナリトノコトモ明カナラサルニ此緊要ナル事實理由ヲ示サスシテ判定

シタルハ裁判ニ理由ヲ付セサルモノニシテ刑事訴訟法第二百六十九條第九ノ理由アル不法ノ判決ナリ第二原判決中「被告ハ原裁判所ノ相被告設樂吉平ト共謀シ云々彌市郎ノ實印ヲ偽造シ全人ヨリ上岡新太郎ヲ代人トシ土地臺帳帳本下付願ノ委任狀ニ通テ偽造シ云々又彌市郎ヨリ友藏ニ宛タル云々畑二反六畝二十七步外十二筆ヲ代金九百五十圓ニテ賣渡ス旨ノ賣渡證書及ヒ彌市郎ヨリ設樂吉平ヲ代人トシ地所賣渡登記出願ノ委任狀ヲ偽造シ」云々トアリテ原判決ハ偽造ト認定シタル賣渡證書及委任狀トモ其偽造ノ日時場所及手段方法ヲ明示セス從テ其何人ノ手ニテ作成セシヤ明カナラス刑事訴訟法第二百六十九條第九ニ該當スル不法ノ判決ナリト云フニ在リ

大審院於ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ辯護士上野靖ノ陳述立會檢事岩田武儀ノ意見ヲ聽キ判決スル左ノ如シ

上告趣意第一點原判決ハ本案土地所有名義ノ被告ニ移轉シタル事實ヲ以テ被告ノ犯罪ヲ斷定シタルニアラスシテ被告カ吉平ト共謀シテ私印私書ヲ偽造行使シタル事實ヲ認メ其證憑ト共ニ之ヲ判決ノ理由中ニ明示シアレハ原判決ハ刑事訴訟法第二百三條ニ違背シタル不法アルコトナシ第二點原判決ニハ被告及ヒ吉平共謀シテ常木彌市郎ノ實印及ヒ證書ヲ偽造行使シタル事由ヲ明示シアルフ以テ被告及ヒ吉平兩名カ本案ノ偽造私印及ヒ偽造證書ノ作成シタルコトハ明カナルニ依リ原判決ハ裁判ニ理由ヲ付セサル違法ナシ第三點凡ソ印章證書偽造ノ日時方法場所等ハ犯罪實行ノ方法場所等ト異リ其實明確ナラサルモ偽造行使ノ罪ヲ認ムルニ妨ナキヲ以テ原裁判所カ本案偽造ノ方法場所ハ不明ナルモ其偽造行使罪ハ成立シタルモノト認定シタルハ違法ニアラス又原裁判所カ



偽造ナリト認めタル印章ハ以前ヨリ存在シタルモノナリトノ上告論旨ハ事實ノ認定ヲ批難スルモノナルヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ヌ第四點私印偽造行使ノ罪ト私書偽造行使ノ罪トノ輕重ハ其犯狀ニ依リ事實裁判官ノ斷定スヘキモノナルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ第五點刑事訴訟法第二百十四條第二百五十七條呼出ノ手續ハ拘留ヲ受ケタル被告人ニ適用セサルモ不法ニアラス第六點刑事訴訟法第二百四條ニハ公判ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘキコトヲ規定シタル迄ニテ公判ノ辨論ト判決ノ言渡トハ必シモ同一檢事ノ立會ヲ要スルニアラサルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ上告辨明書第一點刑事訴訟法第九十八條ハ證據調ニ關スル一般ノ手續ヲ示シタルニ過キスシテ必シモ數多ノ證據ニ付各別ニ被告人ノ意見ヲ問ヒ其辨解ヲ爲サシムルヲ要スルニアラヌ證據調ノ模様ニ依リ其便宜ニ從テ各證據ニ付一箇毎ニ意見ノ有無ヲ問ヒ且辨明ヲ爲サシムルト否トハ裁判長ノ職權ニ屬スルヲ以テ本件ニ付原裁判所カ爲シタル證據調ノ手續ハ違法ノ廉ナシ第二點ハ要スルニ事實ノ認定證據ノ取捨ヲ批難スルニ過キサルヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ヌ辯護士上野靖ノ上告趣意擴張論旨第一點第二點ハ被告ノ上告趣意第二點第三點ノ論旨ヲ敷衍シタルニ過キサルヲ以テ上告ノ理由ト爲スニ足ラサルコトハ同第三點第三點ノ說明ニ依リ了解スヘシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治廿七年五月廿九日大審院第二刑事部公延ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長 判事 原田種成 判事 嶋田正章  
同 今村信行 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平  
同 津村 董 書記 奥村 亮

判決要旨

豫め法式の遵守ありたる旨を印刷せる公判始末書と雖不法のものにあらず  
被告人にして承諾ならは調書朗讀を省略するも違法にあらず

說明

公判始末書あるものは裁判所書記か口頭辨論の際其見聞する處に隨ひ筆記するものありと雖或部分に對する筆記の勞を省かんか爲め豫め合法の書式を印刷したりとて之を以て無効の文書と云ふへからず何となれば實際の手續上印刷せし書式と異なる處あるときは裁判所書記は職權を以て之を抹消し之を訂正するものなれば採りて斷罪の材料とするも不法にあらず

調書朗讀は被告人をして訊問の事柄を熟知せしめ辨解の餘地を與ふるにあり然るに被告人に於て調書朗讀の省略を承諾するは取りも直さず調書記載の事項を熟知し裕に辨解の餘地あるか爲めあり夫れ何の必要ありて故らに朗讀を要せん



● 窃盗事件

明治廿七年第三〇五號  
全年五月三十一日判決

原裁判所東京控訴院

被告人 川崎 太郎左衛門

右窃盗被告事件ニ付明治二十七年三月六日東京控訴院ニ於テ東京地方裁判所カ被告ノ所爲ヲ窃盗罪ト認メ重禁錮八日監視六日ニ處シタル判決ニ對スル被告ノ控訴ヲ棄却シタリ被告ハ右判決ニ服セス上告ヲ爲シ原院檢事長ハ上告理由ナキ旨ノ答辨書ヲ差出シタリ

大審院ニ於テハ刑事訴訟法第三百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

上告趣旨第一ハ斷罪ノ證憑全ク存在セサルニモ拘ハラヌ原院ハ不法ニ有罪ノ事實ヲ確定シタルハ不當ナリトイフニアレトモ原院ノ職權内ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルニ過キサレハ上告適法ノ理由タラス第二ハ原院公判始末書ハ身体ノ拘束ナキコト及ヒ判決言渡ニ付法式履行ノ事等ヲ悉ク印刷シアリ抑公判始末書ハ口頭辨論ノ法式ヲ履行シタルヤ否ヲ正實ニ證明スヘキ緊要ナル文書ニシテ裁判所書記ハ見聞スルニ從ヒ之ヲ檢證スル爲メ筆記スヘキモノナレハ豫メ法式ノ遵守アリタル旨ヲ印刷スルコトヲ得サルモノナリ故ニ原院公判始末書ハ法則ニ違背シタル無効ノ文書ニシテ第二審公判ノ適法タルコトヲ證明スルニ足ラストイフニアレトモ公判始末書中印刷ニ付シタル部分ニ付實際ノ手續上印刷ノ事項ト異ナル點アレハ裁判所書記ハ之ヲ抹消シテ其異ナリタル事實ヲ記入スヘキハ勿論現ニ本件始末書ニ於テモ抹消スヘキ部分ハ之ヲ抹消シアリテ公判手續ノ適式ナルコトヲ證明シ得ヘケレハ之ヲ以テ上告適法ノ理由ト爲スヲ得ス第三ハ斷罪ノ資料ニ供スヘキ證

憑書類ハ必ス之カ朗讀ヲ要スヘキモノナリ然ルニ原院カ此手續ヲ省略シタルハ法則ニ違背スルモノト云ハサルヲ得ス論者或ハ云フ被告カ既ニ此點ニ付合意ヲ表シタル上ハ其不法ヲ攻撃スルヲ得スト是レ失當ノ說ノミ抑證憑書類ヲ朗讀セシムルハ法律ノ規定スル所ナレハ被告カ合意セシトテ法律ハ合意ヲ以テ例外ト認ムルノ規定ナシ又或ハ被告カ辯護權ヲ拋棄セシモノトイヒ或ハ被告カ記録ヲ熟知シタルモノナレハ朗讀ノ要ナシトイフモノアラシモ之ヲ朗讀スルノ規定ハ單ニ被告ノ利益ノミナラス社會ノ公益ニ基クモノナレハ裁判所ハ審理ノ方法トシテ必ス之ヲ盡スヘキモノナルニ妄ニ之ヲ省略シタルハ法則ニ違背シタルモノナリトイフニアレトモ公廷ニ於テ被告カ書類朗讀ノ省略ニ合意シタルハ畢竟之ヲ熟知シ居ルノ爲メナルヘケレハ之カ辨解ヲ爲スニ於テ充分ノ餘地アルヘキニ尙其朗讀ヲ爲サシムルノ要ナキノミナラス斯ル場合ニ於テモ必ス之カ朗讀ヲ省略セシトテ違法ノ證據調トイフヲ得ス

擴張書第一ハ原判又證據列記中ノ中現在ノ古金銀全部ヲ斷罪ノ證憑トナシアルモ押収品目錄ニ依レハ其古金銀ハ二十八個ナルコト明白ナリ左スレハ原院ニ於テ其全部ヲ被告ニ示スヘキニ其中十六個ノミヲ示シ其全部ヲ示サスシテ軋ク之ヲ有罪ノ證ト爲セシハ不法ナリト云フニアレトモ原判文證據列記中押収シタル古金銀ノ現在トノミアルニ依レハ其古金銀トハ原院カ被告ヘ示シタル十六個ノ古金銀ヲ指シタルモノト認ムルノ外ナク又原院カ示サ、ル古金銀マテラ證據ニ採用スルノ謂レナケレハ被告ヘ示サ、ル古金銀ヲ證據ノ資料ニ供シタリトノ上告論旨ハ其理ナキモノトス第二ハ參考人八木澤「ナヲ」服部三郎八木澤多喜次ノ囑托豫審調書ハ適法ノモノニアラス其譯ハ本件



記録中管轄裁判所豫審判事カ其囑托ヲ他ノ裁判所ヘ委任シタリト認ムヘキ文書全ク存在セサルヲ以テ管轄以外ノ裁判所カ参考人ヲ訊問シタルハ越權違法ノ處分ナリ既ニ無効ノ文書ナルニモ拘ハラス原院カ之ヲ採用シタルハ不法ナリトイフニアレトモ管轄裁判所即チ東京地方裁判所豫審判事ヨリ福島地方裁判所豫審判事ニ宛タル囑托書ノ本紙ハ囑托ヲ受ケタル裁判所ニ於テ之ヲ領置シタルモノナルヘケレハ素ヨリ本件ノ記録中ニ存在スヘキ筈ナシ然レトモ其案文ハ記録中ニ綴込アリテ豫審判事ノ認印アルノミナラス豫審掛リ往復文書ノ番號ヲ付シ尙ホ囑托ヲ受ケタル裁判所ヨリノ回答ニ依ルモ其番號ノ文書ヲ以テ囑托ヲ受ケタルコトヲ明載シアレハ管轄裁判所カ相當ノ手續ニ從ヒ之ヲ囑托シタルコト明確ニシテ違法處分ニ成立タル無効ノ文書トイフヲ得ス第三ハ原院ハ公庭ニ於テ必ス第一審ノ判文ヲ朗讀セシメサルヘカラス然ラサレハ口頭辨論ニ基ク裁判所ハ被告ノ控訴ニ係ル判決ノ如何ヲ知ルニ由ナシトイフニアレトモ之ヲ朗讀セシムヘキノ法規ナキノミナラス裁判所ハ一件記録ニ依リ之ヲ調査スルヲ得ヘキモノナレハ事實上之ヲ朗讀セシムルノ必要アルヲ見ス

以上ノ理由ニ付判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ之ヲ棄却ス

明治三十七年五月三十一日大審院第一刑事部公庭ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 三三好退藏 判事 篁元忠  
同 岡村爲藏 同 永井岩之丞

同 川目亨一 同 龜山貞義  
同 内藤直亮 書記 加藤珠樹

判決要旨

現實の損害を生じたるや否は私書變造行使罪の必要條件にあらず  
縱令被害者二人以上にても連續犯として一罪とあることあり

說明

私書變造行使罪とは自己若くは他人の利害の爲めにする意思を以て證書の必要部分を變更し之を使用するの犯罪行爲なり既に以上の條件を具備するときは茲に犯罪を構成するものにして其被害者に對し損害を與へたりや否は毫も關係する所にあらず  
連續犯とは各別の所爲一犯罪となるものにして即ち意思及事實の同一あることを必要とするものあり此條件にして備ふるあらは縱令被害者二人なるも連續犯として一罪に問ふ擬律の錯誤にあらざるなり

●證書偽造變造私印盜用詐欺取財被告事件

明治廿七年第六二〇號  
全年六月廿九日判決

原裁判所 宮城控訴院

被告人 柳園十郎

明治廿七年六月一日宮城控訴院ニ於テ右園十郎ニ對スル證書偽造變造及私印盜用詐欺取財被告事



件ノ控訴ヲ審理シタル末刑法第二百十條第一項第二百十二條ニ該當スル犯罪ナリトシ原判決ヲ取消シ被告人ヲ私書變造行使ノ罪ニ從ヒ重禁錮三年六月ニ處シ罰金二十圓ヲ附加シ監視十月ニ付ス被告人ニ對スル手形偽造行使及詐欺取財事件ハ無罪トス差押ノ書類ハ各差出人ニ還付ス控訴ノ爲メ要シタル刑事裁判費用ハ被告人ノ負擔トスト言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シ原院檢事正木昇之助ハ答辨書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

被告人上告趣旨ハ原裁判所カ變造シタルモノト爲シタル二通ノ證書ニ付テハ巖ニ東京控訴院ニ於テ鑑定人ヲシテ鑑定セシメタル時二人ハ變造シタルモノニアラスト鑑定シタル上ハ裁判官モ亦變造ニアラスト斷定セラルヘキモノナルニ何等ノ理由モ付セスシテ反對ノ裁判ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニアルモ證據ノ取捨ハ裁判官ノ職權ニ屬スルヲ以テ他ヨリ容喙スルヲ得スシテ其取捨ニ付テハ別ニ理由ヲ付スヘキモノニアラスト同擴張趣旨第一原判文ニ變造證書ハ刑法第四十三條第一項并第二號同第四十四條ニ依リ處斷スヘキモノト掲記シタルニモ拘ラス判決主文ニ於テハ差押ノ書類ハ各差出人ニ還付スト言渡シ又控訴ノ爲メ要シタル刑事裁判費用ハ被告人ノ負擔トスト判決シタルハ法則ヲ適用セザル不法アルモノナリト云フニアルモ右前段ニ付テハ原判文ニ刑事訴訟法第二百六十五條ノ規定ニ依リ云々ト該書類ノ沒収ヲ爲サ、ル理由ヲ示シアリ又後段ハ刑ノ言渡シニアラサルヲ以テ別ニ法條ヲ明示セザルモ敢テ不法ト爲スヲ得ス辨護士擴張論旨第一原判文事實理由ノ部ニ被告ノ所爲ハ果シテ保證人螺良東一郎ニ對シテ損害ヲ負ルシメタルヤ否ノ最モ必要ナ

ル事實ノ明示ヲ欠キタルハ理由ヲ附セザル不法アリト云フニアレトモ原判文ニ損害ノ生スヘキ事實明示シタル上ハ毫モ理由ニ不備スル所ナシ而シテ現ニ損害ヲ生シタルヤ否ハ敢テ犯罪構成ニ必要ノコトニアラスト第二被告人方第二審廷ニ於テ取調ヲ受ケタルハ津村東一郎ニ對スル證書變造行使罪ノ證據ト爲シタルハ基礎ナキ事實ヲ妄斷シタル不法アリト云フニアレトモ裁判所書記カツブラ(螺良)ヲツムラ(津村)ト誤聞シテ記載シタルモノナルコトハ一件記録ニ付テ自ラ事實明瞭ナレハ其取調ハ螺良ニ對スル事件ナルコト亦判然ナルヲ以テ原裁判ハ妄斷ニアラスト第三被告カ變造シテ行使シタル證書ハ小管源彌渡邊忠藏ニ對スル二通ナルコトハ原判文ニ明示シナカラ之ヲ連續犯トシテ一罪ト爲シタルハ擬律錯誤ナリト云フニアレトモ其證書ハ源彌忠藏ノ二人ニ差入レタルモ被告カ犯罪ノ意思繼續シタル上ハ之ヲ連續犯ト爲シ一罪ト爲スハ當然ノコトナリ第四原裁判所カ刑法第百條ヲ適用セザリシハ法律ノ理由ヲ欠キタル不法アリト云フニアレトモ前掲第三ニ對スル説明ノ理由ニ依リ原裁判ハ法律ノ適用上不備ノ廉アルコトナシ第五原裁判ハ證書變造ノ點ニ付テハ第一審ト事實并法律ノ適用ヲ同フシタルハ刑事訴訟法第二百六十一條第一項ヲモ引用スヘキニ之カ適用ナキハ不法ナリト云フニアレトモ第一審裁判ハ刑法第百條ニ依テ處分シタルヲ以テ其中一部ニ付キ瑕瑾アリテ之カ取消ヲ爲スニ於テハ其全部ニ影響スルヲ以テ其全部ヲ取消シ更ニ裁判シタルハ相當ニシテ從テ刑事訴訟法第二百六十二條第二項ヲ引用セザリシモ當然ナルヲ以テ原判決ハ不法ニアラスト以上上告論旨ハ總テ不立刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ之ヲ棄却ス

明治二十七年六月二十九日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス



裁判長 判事 原田 種成 判事 島田 正章

判事 合村 信行 同 昌谷 千里

同 木下 哲三郎 同 柳田 直平

同 津村 董 書記 奥村 亮

判決要旨

委托物消費罪に於て其消費したる方法如何を示さざるも理由不備の判決と云ふを得ざるなり

説明

費消とは使用の目的を以て受寄の物件を手離し再び原所有者に返還する能はざるに至らしめたるを云ふ換言すれば原位置に復する能はざるに至りたるを云ふものなりされは事實に於て費消の所為ある以上は縱令其方法如何を示さざるも判決に不備なし況んや事實の認定は原院承審官の権内にあるに於てをや

●委托物消費事件

明治二十七年第四五二號  
全年六月廿八日判決

原裁判所 東京控訴院

被告人 長谷川 庄七

右委托物消費被告事件ニ付明治二十七年四月五日東京控訴院ニ於テ被告ノ控訴並ニ原院檢事ノ附

帶控訴ノ其ノ理由アリトシ第一審ノ判決ヲ取消シ更ニ被告ヲ有罪ト認メ重禁錮六月ニ處シ公訴費用ハ被告ノ負擔トシ押収ノ帳簿書類類ハ其差出人ニ假下ノ反物九百五十九反外一點ハ猪浦定太郎ニ同反物二百七十五反ハ山口權六ニ各之ヲ還付スト言渡シ又民事原告人猪浦定太郎ヨリ被告ニ對スル私訴ニ付テハ被告ハ民事原告人ノ請求スル金百五十三圓九錢六厘ヲ辨償スヘシ私訴費用ハ被告ノ負擔トスト言渡シタリ右公私訴ノ判決ニ服セス被告ハ上告申立ヲ爲シ其趣意書ヲ提出シテ原判決ノ破毀ヲ要求セリ相手方原院檢事長野村維章并ニ民事原告人猪浦定太郎ハ上告理由ナキ旨ノ答辨ヲ提出セリ

大審院ニ於テハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ  
上告趣意書ノ第二第二ハ凡費消ト云フハ其費消シタル物件ヲ他ヘ賣却贈與等其一ナラサルヘカラス若シ賣却贈與等ノ事實ナクシハ費消ノ生スル謂ナシ然ルニ原判決文ニ於テハ被告カ預リタル反物ヲ擅ニ費消シタリト認定スト而已ニシテ如何ナル方法ヲ以テ費消シタルヤ毫モ犯罪ノ事實ヲ明裁セサルハ不備ノ裁判ナリトイフニアレトモ原院ニ於テ擅ニ費消シタリト認定スト説明シアレハ之ヲ費消シタルノ方法如何ヲ明示セザリシトテ理由不備ノ判決トイフヲ得ス辨護士小笠原久吉擴張論旨第一ハ原判決ニハ猪浦定太郎ヨリ預リタル反物ノ内五百卅八反ヲ擅ニ費消シトアリ然ルニ定太郎カ原院ニ於テ自白スル處及ヒ同人カ自記シタル明治二十六年五月五日付染地預リ品覺帳ニ依ルニ該反物ハ同人カ既ニ受取り居ル事實明白ナルニモ拘ハラヌ原院虛無架空ノ事實ヲ掲ケ之ヲ費消シタルモノトナシタルハ事實ニ背キタル不法ノ裁判ナリトイフニアレトモ此論旨ハ原承審官



ノ職權内ニ屬スル事實ノ認定採證ノ當否ヲ批難スルモノニシテ上告適法ノ理由ナシ其第二ハ原判  
 決中第二第三ノ事項ハ各自別々ニ費消ノ罪ヲ犯シタリトノ事實ノ明示ナク單ニ其物品所有者ノ異  
 ナルニ過キスシテ犯罪タル費消ノ行為ニ一ノ區別ナシ然ルニ是ヲ犯罪トシ刑法第百條ヲ適用シタ  
 ルハ擬律ノ錯誤ナリトイフニアレトモ原院カ第一第二ノ所爲ニ付各別ニ費消罪ノ成立セシコトヲ  
 認メシコトハ原判文自体ニ依リ明白ナレハ其擬律ノ部ニ於テ之ヲ二罪トシ刑法第百條ヲ適用シタ  
 ルハ相當ニシテ毫モ不法ノ點ナシ

私訴ニ付上告趣意書ノ要旨ハ民事原告人ヨリ請求スル反物五百卅八反ハ被告カ費消シタルニアラ  
 スシテ被告カ不在中原告人カ持チ去リタルモノナレハ賠償ノ責ナシトイフニアレトモ公訴ノ判決  
 ニ説明スル如キ理由ナルニ付右論旨ハ上告適法ノ理由ト爲スニ足ラス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件公訴私訴ノ上告ハ共ニ之ヲ棄却ス私訴  
 ニ關スル費用ハ上告人ノ負擔タルヘシ

明治廿七年六月廿八日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 三好退藏 判事 篁元忠
- 同 岡村爲藏 同 永井岩之丞
- 同 龜山貞義 同 内藤直亮
- 同 伊藤梯治 書記 加藤珠樹

判決要旨

判決主文には有罪なると無罪あるとを問はず必ず言渡をかさゝるへか  
 らす

說明

刑事裁判は主として犯罪の有無成立不成立を審理するものにして審理  
 の結果は必ずや公に之を言渡さざるへからず故を以て其有罪の點のみ  
 掲げ無罪の點を掲げざるか若くは無罪の點のみ掲げ有罪の點を掲げさ  
 るは共に違法の言渡たるを免れず

●私書偽造行使詐欺取財事件 明治廿七年第五七二號  
 全廿七年六月十九日判決

原裁判所 大阪控訴院

被告人 小野宇三郎

右宇三郎カ私書偽造行使詐欺取財未遂被告事件ニ付キ明治廿七年五月三十日大阪控訴院ニ於テ大  
 審院ノ移送ニ係ル被告ノ控訴ヲ審理シ有罪ト認メ而シテ第一審判決ハ失當ノ點アリトシ之ヲ取消  
 シ更ニ被告小野宇三郎ヲ重禁錮一年六月罰金二十圓監視六月ニ處ス押収ニ係ル偽造證書二通ハ之  
 ヲ沒收シ公訴裁判費用ハ被告小野宇三郎ノ負擔トシ押収ノ各證據書類ハ各差出人ニ還付スト言渡  
 シタル判決ヲ不法トシ被告宇三郎ヨリ上告ヲ爲シ對手人原院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シ尙ホ  
 辯護人高木益太郎ハ上告擴張書ヲ差出シタリ因テ本院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行  
 シ判決スル左ノ如シ



辯護人高木益太郎カ上告擴張ノ第一論旨ハ原判決ハ請求ヲ受ケタル點ニ對シ裁判ヲ爲サ、ルモノナリ抑本件ハ被告ニ對シ初メヨリ證書偽造行使ト地所騙取ノ公訴ヲ併記セラレタルモノニシテ第一審裁判所ニ於テハ其ニ之ヲ有罪ナリト裁判相成リタルニ付キ被告ハ其全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノナリ而シテ原院ハ其判決ノ理由ノ部ニ於テ之ヲ法律ニ照スニ被告宇三郎カ地所賣渡證書及登記約定證書偽造ノ所爲ハ其ニ刑法第二百十條一項同第二百十二條ニ該ル云々第一審裁判所ノ被告兩人カ地所騙取未遂ノ罪アリトシ刑ヲ科シタルハ不當ノ裁判ナルヲ以テ云々ト説明ヲ爲シタルヲ見レハ地所騙取未遂ノ所爲ヲ無罪ナリト認メタルコトハ明ラカナリ然ルニ其主文ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲サ、リシハ是レ則チ請求ヲ受ケサル事項ニ對シ裁判ヲ爲サ、ル不法ノ判決ナリト云ヒ又其第二論旨ハ原院カ斷罪ノ證據ト爲シタル證人三宅倍二ノ豫審調書ハ其住所中ニ押入及ヒ改竄アルモノ之ニ相當官吏ノ認印ナキノミナラス之ニ俱フ宣誓書ニ至テハ單ニ小野宇三郎私印盜用被告事件ニ付良心ニ從ヒ云々トアレトモ元來本件ハ豫審請求書ニアル如ク證書偽造詐欺取財事件トシテ被告小野宇三郎野村與一ノ兩名ニ對シ公訴ノ提起アリタルモノニシテ小野宇三郎ノミニ對スル私印盜用被告事件ニアラス况ヤ刑事訴訟法第二百二十三條ノ規定ニ依レハ凡ソ刑事被告事件ニ付キ證人トシテ陳述ナサシメンニハ各共同被告人ノ孰レニ對シテモ親屬雇人等ノ關係ナキコトヲ要シ假令甲ノ被告ニハ何等ノ關係ナシトスルモ乙ノ被告ニ對シ此關係ヲ有スルモノナルトキハ其被告事件ニ付キ證人タルノ資格ナキニ於テヤ勿論野村與一トノ關係如何ヲ訊問セス輒ク該被告事件ノ證人トシテ供述セシメタルモノナレハ違法タルヲ免カレヌ又原院カ有罪ノ證據ニ採リタル證人佐

二十一

久間仁右衛門ノ豫審調書ニ於ケルモ同前之ニ屬スル宣誓書ハ單ニ小野宇三郎私印盜用被告事件ニ付云々トアリテ違法ヲモノナリ要スルニ此等ノ證人ノ豫審調書ハ刑事訴訟法第二百一十一條第二百二十三條等ノ規定ニ背反スルモノナルニ之ヲ採テ斷罪ノ證據ト爲シ言渡シタル原判決ハ不法ノ裁判ナリト云フニ在リ依テ訴訟記録ヲ查閱スルニ本件ハ最初ヨリ被告小野宇三郎野村與一ノ兩名ニ對シ私書偽造行使及ヒ詐欺取財未遂ノ公訴ノ提起アリテ原判決ノ言渡ニ至ルマテモ尙ホ其儘繼續シツ、アリシコトハ檢事ノ豫審請求書ヲ始メ第一審ノ判決書被告等ノ控訴ノ申立書及ヒ其辯護人届並ニ大審院ノ移送ノ判決書原判決書等ニ徴シ明カナリ然ルニ原院ニ於テハ判決理由ノ部ニ被告兩人カ不動産則チ地所騙取未遂ノ罪アリトシ刑ヲ科シタル事云々不當ノ裁判ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百六十一條ニ依リ第一審判決ヲ取消シ更ニ主文ノ如ク判決ストノ説明ヲ下シナカラ其判決主文ニ於テハ單ニ有罪ト認メタル私書偽造行使罪ノミニ對シ刑ノ言渡ヲ爲シ無罪ナリト認メタル他ノ一罪ニ付キ言渡ヲ爲サ、リシハ不法ノ裁判ナリ尙ホ且ツ證人三宅倍二佐久間仁右衛門ノ豫審調書ニ於ケルモノニ添付セシ宣誓書ニハ小野宇三郎私印盜用被告事件ニ付良心ニ從ヒ云々誓フトアリテ小野宇三郎野村與一ノ兩名ニ對スル私書偽造行使及ヒ詐欺取財未遂被告事件タル本件ニ付キ正確ニ誓ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得ス然ラハ此等ノ證人ノ調書ハ不法ノモノナルニ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルモノハ亦不法ノ裁判タルヲ免カレヌ既ニ此二點ニ付キ原判決中被告宇三郎ニ對スル部分ハ破毀ス可キモノト認ムルニ依リ他ノ上告論旨ニ對シテハ一々説明ヲ要セサルモノトス



右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ原判決中被告宇三郎ニ對スル部分ヲ破毀シ之ヲ廣島控訴院ニ移シ審判セシム

明治廿七年六月十九日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

裁判長判事	原 田 種 成	判事	島 田 正 章
同	今 村 信 行	同	昌 谷 千 里
同	木 下 哲 三 郎	同	柳 田 直 平
同	津 村 董	書記	笹 本 榮 藏

### 判決要旨

偽造の紙幣を行使し他人をして眞貨と信せしむるに足るの虞あるに於ては偽造罪を構成すべきなり

紙幣偽造の着手前にありて之を中止するも既往に屬する偽造器械豫備の所爲に就ては刑法の制裁を免るゝを得ず

### 説 明

貨幣の偽造とは貨幣の眞正を摸擬するに在るを以てその製作したる貨幣にして他人が眞實なる貨幣と信するに足るに於ては貨幣を偽造したる犯罪を構成するに不可あるなし換言すれば客觀的に眞實なる貨幣と信し得べきに於ては貨幣の眞正を摸擬するものといはざるを得ず

刑法第八十六條第二項に若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者は各三等を減すとあり然らば則ち縱令紙幣偽造の着手前にありて之を中止するも既往に屬する所爲則ち偽造器械豫備の所爲に就ては當らざるにこの正條の制裁を受けざるへからず

### 紙幣偽造事件

明治廿七年第三五八號  
全年五月十四日判決

原裁判所名 古屋控訴院  
被告人 大 伴 直 念

右直念カ紙幣偽造被告事件ニ付キ明治廿七年三月二日名古屋控訴院ニ於テ大審院ノ移送ニ係ル神戸地方裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ審理シ被告直念他二名ノ所爲ハ紙幣偽造ノ器械ヲ豫備シテ未だ着手セサルモノニシテ刑法第四百四條第八十六條第二項第八十二條ニ該リ紙幣偽造行使ノ本刑即無期徒刑ヨリ三等ヲ減シ輕懲役ノ刑ニ該當スルモ所犯原諒スヘキ情狀アリト認ムルヲ以テ同第八十九條第九十條ニ照シ本刑ニ一等ヲ酌減シ同法第六十九條第九十一條ヲ適用シ二年以上五年以下ノ重禁錮六月以上二年以下ノ監視範圍内ニテ處斷シ押収物件ハ刑法第四十三條第一號第二號第四十四條ニ依リ沒収又ハ還付ノ言渡ヲ爲シ假下品ハ其儘下付シ保管品ハ其保管ヲ解クヘキモノトス然ルニ第一審判決失當ノ點アリ被告ノ控訴ハ其理由アルヲ以テ刑事訴訟法第二百六十一條後項ニ從ヒ第一審判決ヲ取消シ更ニ前顯事實ト法條ニ依リ被告直念ヲ重禁錮四年六月監視一年ニ處ス押収ノ物件中既ニ行使シタル偽造株券並ニ之ニ添付スル委任狀悉皆「チラチン」五枚留針二個



磨輪三個三角形掘木二個掃毛一個銅版鉄一個銅版彫刻針一本石二個木鉄一個偽造ニ係ル臘石印七個活字十六個臘石印材ノ活字四個印刀二本ハ沒收シ其他ハ各差出人ニ還付シ假下品ハ其儘下付シ保管品ハ其保管ヲ解クト言渡シタリ

被告直念ハ右ノ判決ニ服セス上告ヲ爲シタル其要旨ノ第一ハ原判文ニ是ニ於テ直念市次郎ハ紙幣偽造ノ容易ノ業ニアラサルヲ覺リ遂ニ偽造ノ念ヲ絶チ云々トアルモ其斷念スルニ至リタル原因ハ甚々明瞭ナラス同判文中或ハ肉色ヲモ併テ試ムル爲メ云々肉色全ク真正ノ如クナラス或ハ銅版中表面尊像ノ御顔及下端大藏省云々小ク眞物ニ如カサル點アルヲ發見シ云々或ハ植田信一郎ハ疑念ヲ生シ偽造ノ程度ヲ問質スルコト數回云々松田爲次郎ハ彫刻セシ銅版ヲ宿所ニ委棄シ云々等ノ記載アルモ是等ハ毫モ偽造ノ容易ノ業ニアラサルヲ覺リ遂ニ其意ヲ絶チタルノ原因ヲ明カニシタルモノニアラス抑モ本案其不容易ヲ覺リ遂ニ其意ヲ絶ツニ至リタル事實ノ如何ハ不能犯ナルト否トノ分ル、所ナルヲ以テ明瞭ノ説明ヲ要スルモノナルニ此重要事實ヲ輕々看過シタルハ所謂事實理由ノ不備ナリ

第二紙幣ノ如キ最モ精微且緻密疊複ナル模様文字等ヲ模刻スルニハ必ス先ツ「ギリウセントデラチン」杯ト稱スル諸種必要ノ器械ヲ具備スルニアラサレハ到底竹葉紙等ニテ之ヲ模寫シ得ヘキモノニアラサルナリ而シテ犯時ニ在テ職人タル松田爲次郎ハ曾テ此等ノ器械ヲ具備セカリシコトハ原判文中爲次郎ハ其銅版ノ版下ヲ竹葉紙ニ寫取リ云々又其營業上所有シ居タル彫刻針ヲ用ヒタル事實ヲ明証シ付テ前項諸種必要ノ諸器械ヲ具備セカリシコトヲ認メアレハ實ニ犯時ニ在テハ其技

ニ耐ヘサルヲミナラス器械方法共ニ拙劣ニシテ偽造ニ供スヘキ器械ノ一ナル銅版彫刻ヲ成効スル能ハサルコト明カナレハ法律上其罪ヲ問フヘキモノニアラスト信ス殊ニ明治廿年六月廿日廣島縣平民掘要平外三名ニ對スル大審院ノ判決例ヲ見ルニ原院ハ器械方法等拙劣ニシテ銀貨偽造ノ目的ヲ達スル能ハサルモノハ不能犯ト爲シ無罪ヲ言渡シタル判決ニ對シ檢事ノ上告アリタルモ原判決ヲ相當ナリト判決シアリテ假令銀貨ト紙幣トハ本來其器械方法性質及精粗等ヲ異ニスヘキモ其器械方法等拙劣ニシテ目的ヲ達スル能ハサル事實ニ至テハ同一ナレハ被告ノ所爲ハ不能犯トシ法律ノ問フヘキモノニアラサルヲ明瞭ナリ

第三貨幣偽造罪ニ關スル立法ノ主旨ハ偽造ト行使ト相待テ構成スルモノナルコトハ刑法第百八十二條ノ法文ニ徴シ明カナリ故ニ其未タ行使セサルモノ又ハ豫備シテ着手セサルモノヲ罰スル條アルモ是皆行使ノ目的ヲ以テ豫備シ偽造シツ、アル進路ニ於テ發覺シタル場合ヲ云フモノニシテ其發覺前ニ行使ノ意ヲ絶テ毫モ社會ニ害ヲ與ヘサルモノニ在テハ決シテ罪トナスヘキモノニアラス或ハ自首セサル者ヲ罰セサル時ハ權衡ヲ失フヘシト論スルモノアルヘキモ自首者ハ真心改悟ト否トヲ問ハス其意ヲ絶テタル事實ヲ表證スルニ足ルモノニアラス要スルニ自首者ハ外形眞ニ其意ヲ絶テタルヤ否ヤ其實ヲ知リ難キヲ以テ暫ラク監視ニ付シ將來ヲ監視セサルヘカラサルモ眞ニ發覺前ニ其意ヲ絶テタルモノヲ無罪ト爲スモ權衡ヲ失スルモノニアラス況ンヤ被告ハ未タ眞正ニ其豫備ヲ爲ス能ハスシテ不能犯ト自止犯トヲ兼テタルモノナルヲ故ニ刑法上其罪ヲ問フヘキモノニアラス



第四原判文法條適用上ニ於テ輕懲役ヨリ一等ヲ酌減セラレタルモ刑法第六十九條ヲ揭ケナカラ無期徒刑ヨリ三等ヲ減スルニ刑法第六十六條第六十七條ヲ適用セサルハ法則ヲ適用セサル不法ノ裁判ナリト云フニアリ

對手人原控訴院檢事香阪駒太郎ハ上告ノ理由ナキ旨答辨書ヲ差出シタリ  
被告ハ仍ホ上告趣意追加申立同再追加申立書ヲ差出シ其第一ハ共同被告速見市次郎松田爲次郎ニ對シ原院ハ單一ノ重キ罪ニ付刑期ヲ定メ他ノ各罪ニ付一々其刑期ヲ定メサルハ不法ナリ第二ハ松田爲次郎ハ本件紙幣株券偽造等ニハ終始職人ニ使用セシモノナレハ從犯ノ位置ニ立ツヘキモノナルモ正犯ヲ以テ論スヘカラス第三ハ追加第三項再追加第一第二第三項上告趣旨ヲ敷衍スルニ外ナラス第四本件ノ職人タル松田爲次郎ハ名ヲ偽造ニ托シテ金員ヲ騙取シタルモノナリ已ニ爲次郎ノ意思ニシテ偽造ニアラストセハ被告ハ決シテ偽造罪ヲ成立セサルモノナルニ原院ニ於テ貨幣偽造罪ヲ以テ處分シタルハ不服ナリト云フニアリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ檢事安居修藏ノ意見ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

第一上告ノ要旨ハ原判文中肉色全ク眞正ノ如クナラス或ハ銅版中表面尊像ノ御影及ヒ下端大藏省云々少ク眞物ニ如カサル點アルヲ發見シ云々等ノ如キハ其末段ニ途ニ偽造ノ念ヲ斷チタリトアル原因ヲ明カニシタルモノニ非スシテ其斷念ノ事實ニ付明瞭ノ説明ナク結局理由不備ナリトイフニアレトモ判文ヲ通讀スルニ上告人カ斷念ノ原因ヲ明カニシタルモノニ非スト主張スル事項ハ即チ

其斷念ノ原因ヲ説明シタルモノニシテ要スルニ右論旨ハ原院カ認メタル事實ニ對シ名ヲ理由ノ不備ニ籍リ徒ラニ論難ヲ試ミルニ過キサレハ以テ上告適法ノ理由ト爲ヌヲ得ス

第二原院カ紙幣偽造ノ器械ヲ豫備シタルモノト認メタル事實ニ對シ不能犯ナリトノ論旨ハ要スルニ偽造ノ器械方法精巧ナラサレハ以テ紙幣偽造ノ犯罪ヲ構成セストイフニ歸着スレトモ偽造ノ事タル斯クノ理由アルモノニアラス苟モ之ヲ行使シ他人ヲ信セシムルニ足ルノ虞アルモノヲ偽造セハ即チ偽造罪ノ構成スヘキハ論ヲ埃タス故ニ原院カ器械方法精巧ナラスト事實ヲ認メシトテ之ヲ以テ不能犯トイフヲ得サレハ本論旨ハ上告適法ノ理由ト爲ヌニ足ラス

第三紙幣偽造ニ付テハ特ニ其行爲ノ一部トイヘトモ猶ホ之ヲ罰スルノ正條アリ即チ本件偽造器械ノ豫備ノミニシテ既ニ一罪ヲ構成スヘキモノナレハ其偽造ノ着手前ニアリテ之ヲ中止スルモ既往ニ屬スル行爲ニ付テ刑法ノ制裁ヲ免ル、ヲ得サレハ原院カ上告人ノ所爲ニ付刑法第百八十六條第二項ヲ適用シタルハ當然ノコトナリトス

第四無期徒刑ヨリ三等ヲ減スル場合ニアリテ刑法第六十六條第六十七條ヲ適用セサルハ不法ノ裁判トイフヲ得ス何トナレハ刑法總則ニ掲クル加減例ノ法條ヲ適用セサリシトテ上告人ニ毫モ利害ノ關係ヲ有セサレハナリ

追加第一第二本論旨ハ第二審ノ相被告タリシ速見市次郎松田爲次郎カ受ケタル判決ノ擬律ヲ論難スルニアレトモ他人ノ受ケタル判決ニ對シ上告スルノ謂レナキモノトス  
追加第三上告要旨第二第三ノ説明ニ依リ了解スルヲ得ベシ



追加第四原院ノ認メタ事實ヲ非難スルモノニシテ上告適法ノ理由ト爲スヲ得ス

右ノ理由ニ付刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ヲ棄却ス

明治廿七年五月十四日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事安唐修藏立會宣告ス

裁判長 判事 元 忠 判事 岡村 爲藏

同 永井岩之丞 同 川目 亨一

同 龜山 貞義 同 内藤 直亮

同 伊藤 悌治 書記 加藤 珠樹

判決要旨

銀貨の偽造はその材料の如何を問はず鑄造したる物体酷ク眞貨に肖て人をして眞貨なりと信せしむるに足らば銀貨偽造の罪を成立す

説 明

銀貨の偽造は真正なる貨幣に模擬するの謂かれは其銀貨の外形にして眞貨に酷肖し他人をして眞正なる銀貨と同視すべく信用せしむるに於ては其原質材料の錫鉛等の金屬を用ゐたるを問はず銀貨の偽造といはざるを得ず換言すれば銀貨の偽造は必ずしも銀を材料とするを要せず其外形にして銀貨模擬の程度に達せば可なるのみ

偽造貨幣事件 明治廿七年 第二五六號 全年五月廿一日判決

原裁判所長崎控訴院

被告人 渡邊 久次郎

山 部 又

右之者偽造貨幣被告事件ニ付明治二十七年二月十五日長崎控訴院ニ於テ熊本地方裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ審理シ被告ノ處爲ハ刑法第八十二條ニ配當スルモ又一ハ原諒スヘキ状態ヲ呈ラテ以テ第八十九條第九十條ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ處斷スヘク被告方ヨリ押収シタル偽造貨幣及其器具ハ全第四十三條ニ依リ沒收スヘキモノトス故ニ原裁判所ハ前掲ノ事實ト法條ニ依リ被告久次郎ヲ無期徒刑ニ又ニ有期徒刑十五年ニ處シ又一方ニ於テ押収シタル偽造貨幣及ヒ其器具ハ沒收シ風呂敷手拭ハ又ニ其他ノ偽造貨幣ハ其提出者ニ還付シ公訴裁判費用金二十七圓四十錢ハ被告兩名ノ負擔タルヘキ旨ヲ言渡シタルハ相當ニシテ取消スヘキ筋ナシト言渡シタリ  
被告兩名ハ右判決ニ服セス上告ヲ爲シ辨護士大崎永正ハ趣意書ヲ提出シタリ其第一ノ要旨ハ認定權ハ承審官ニアルヘキモ其限界ナカルヘカラス石ト泥トヲ混シタルモノヲ併ト認メ紙ト棉トヲ混シタルモノヲ鉄ナリト認定スルカ如キハ認定權ノ範圍ヲ逸出シタルモノニシテ原判文ニ鉛錫等ノ鐵込ミ一圓銀貨凡二十個二十錢銀貨二三個ヲ偽造シトアリ鉛錫ヲ混鑄スルモ銀貨ヲ偽造スルヲ得サルコトハ猶石泥ヲ混シテ併ト爲シ紙棉ヲ合シテ鉄ト爲スヲ得サルト一般ナルニ原院ハ鉛錫等ヲ鐵込シト認定シナカラ銀貨ヲ偽造云々トアルハ刑事訴訟法第二百六十九條九項ニ違背セリ  
第二原判決ニ一圓銀貨凡二十個二十錢銀貨二三個ヲ偽造シトアリ凡ト云ヒ二三個ト云フハ漠然トシテ一定ノ事實ヲ知ルニヨリナク又全判文ニ全月以降各月ニ熊本縣云々外七ヶ所ニ於テ行使云々ト



アリ其行使事實ノ如何ヲ明示セズ是レ其ニ刑事訴訟法第二百三條及第二百六十九條ニ違背セリ  
第三原判文ニ其證憑ハ云々被告カ公廷ニ於ケル陳述ノ一部ト云ヒ其供述ヲ分割シナカラ其部分ヲ  
明示セサルハ刑事訴訟法第二百三條ニ違背セリ

第四原判文ニ之ヲ法律ニ照スニ各刑法第八十二條ニ該當云々トアリ全條ノ罪ヲ組織センニハ金  
貨若クハ銀貨ナルヲ要ス然ルニ前ニ述ヘシ如ク鉛錫ト認定シナカラ全條ヲ適用シタルハ刑法ノ解  
釋ヲ誤リ刑事訴訟法第二百六十九條十項ニ違背セリト云フニ在リ

原院檢事長大島貞敏ハ上告理由ナキ旨答辨セリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履  
行シタルニ被告辯護士四元兼秀ハ前掲上告ノ趣旨ヲ敷衍辨明シ且原判文中證憑列記ノ部ニ被告ノ  
豫審調書云々トアリテ何レノ被告ナリヤ又公廷ニ於ケル陳述トアリテ第一審ノ公廷ナルカニ審ノ  
公廷ナルヤ明示セサルハ刑事訴訟法第二百六條ニ違背セリ又判決末文ニ偽造貨幣沒収云々トアル  
モ何人ノ所持セシモノナルヤ認め難シ且之ヲ沒収スルニ刑法第四十四條ヲ適用セサルハ不法ナリ  
又巡查ノ報告書ハ證據ト爲スヲ得サルモノナルニ原院ハ之ヲ證據トセシ第一審判決ヲ認可セシハ  
不法ナリト擴張シタリ依テ立會檢事安居修藏ノ意見ヲ聞キ判決スルコト左ノ如シ

銀貨ヲ偽造スルニハ必スシモ銀ヲ材料トスルコトヲ要セス銀色類似ノ白色ヲ帶ヘル錫鉛等ノ金屬  
ヲ以テ其材料トナスモ其鑄造シタル物體酷ク眞貨ニ肖テ而シテ人ヲシテ眞貨ナリト信セシムルニ  
足ル上ハ銀貨偽造ノ罪成立スヘシ上告論旨第一第四ハ要スルニ原院カ本件ノ事實ヲ銀貨偽造ナリ  
ト認定シタルヲ批難スルニ過キス上告適法ノ原由ナシ全第二銀貨偽造罪ハ其偽造シタル銀貨ノ數

如何ニ依リ刑ニ輕重アルモノニアラス故ニ精確ニ其數ヲ示サス其概數ヲ示スニ止メタルモ理由不  
備ノ裁判ト云フ可カラス又原判文ニ「嘉悅熊太郎方外七ヶ所ニ於テ之ヲ行使シ云々」トアリテ行  
使ノ事實ヲ明示シアリ依テ其論旨モ相立タス同第三被告カ陳述ノ一部ヲ證據トシテ採用スル場合  
ニ於テハ其旨ヲ記載スルヲ以テ足ル一々其何レノ部分ナリヤヲ示スコトヲ要セサルナリ四元辯護  
士カ擴張論旨原判文ニ單ニ被告トアリ又單ニ公廷トアル上ハ其被告トハ被告兩名ヲ指シ公廷トハ  
原院ノ公廷ヲ指シタルコト明カナリ其主文ニ被告方ヨリ押収シタル偽造金貨云々トアリテ殊ニ他  
人ノ所有ニ屬スルコトヲ示サハ上ハ之レ又被告ノ所有ニ屬スルモノナルコト明カナリ又沒収ノ  
言渡シハ刑法第四十三條ニ據ルヘキモノニシテ其沒収ヲ言渡スヘキ場合ト否ラサル場合トノ區別  
ヲ示シタル同法第四十四條ハ別ニ之レヲ適用スルノ必要ナシ又巡查ノ報告書ハ巡查方司法警察官  
ノ命ヲ奉シ探偵シタル顛末ヲ報告スルモノニシテ固ヨリ法律ニ違背シテ作りタルモノニアラス故  
ニ原院カ其報告書ヲ證據ニ採用シタル第一審判決ヲ認可シタルハ決シテ違法ニアラス右ノ理由ナ  
ルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則トリ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年五月二十一日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

判決

判例彙報第二卷 刑事判例

七十五

裁判長 判事 寬 元 忠 判事 岡村 爲藏  
同 永井岩之丞 同 川目 亨一  
同 龜山 眞義 同 内藤 直亮  
同 伊藤 悌治 書記 鷹木 一郎



### 判決要旨

宣誓書と訊問書の間之を連結するに契印を以てし而して其末尾に自署し能はざる旨を明記しあれば各個に其事由の附記なきも不法といふへからず

犯罪行為に由りて成りたる地所賣買登記の取消請求を公訴に附帯し審判するも不法にあらす

説明

宣誓書と訊問書の間契印を以て連結するに於ては其書類は一体となり随ふて其自署し能はざるにより代書を爲すの旨を其末尾に明記しあらは之を宣誓書にも訊問書にも各別に事由の附記を要せざるあり公訴に附帯して審判を求むる私訴なるものは公訴の原因たる事實により損害せられたる私権利の回復を要求するに外ならず然らば則ち犯罪行為に依りて成りたる地所賣買の登記を更らに取消さんと請求するか如き私権力回復に外ならず故に之を審判するも不法あることなし

### ●詐欺取財事件

明治廿七年第四七七號  
全 年六月一日判決

原裁判所宮城控訴院

被告人 高橋良助

私訴原告人 三神謙治

三十二

三十三

右良助カ詐欺取財被告事件公訴私訴ニ付明治二十七年四月十九日宮城控訴院ニ於テ仙臺地方裁判所ノ判決ニ對シ公訴私訴ニ付控訴セシヲ以テ之レヲ審理シ有罪ト認メ被告ノ所爲ハ刑法第三百九十條第二項第三百九十四條ニ該當スルヲ以テ其刑期範圍内ニ於テ被告ヲ重禁錮六月ニ處シ罰金拾圓ヲ附加シ監視六月ニ付シ差押ノ地所賣渡證書壹通ハ刑法第四十八條ニ依リ被害者三神謙治ニ還付シ公訴裁判費用ハ刑法第四十五條ニ依リ被告人ニ其全部ヲ負擔セシメ押収ニ係ル書類及ヒ證據トシテ提出シタル書類ハ刑事訴訟法第二百二條ニ依リ各差出人ニ還付ス民事原告人三神謙治ノ公訴附帯私訴ニ付被告ノ請求ニ應シ地所都合九筆ノ明治二十五年八月八日付賣買登記ヲ取消スノ手續ヲ爲ス可シ私訴費用ハ被告ノ負擔タル可キモノナリ乃チ公訴私訴共原判決ハ相當ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナキモノトス因テ刑事訴訟法第二百六十一條第一項ニ依リ本件公訴私訴ノ控訴ハ共ニ棄却ス私訴ノ控訴ニ關スル裁判費用ハ被告ノ負擔タル可シ證據トシテ提出シタル書類ハ其差出人ニ還付スト言渡シタル

被告良助ハ右判決ニ服セス公訴私訴ノ上告ヲ爲シタリ其ノ趣意第一原院カ認定シタル所爲ハ全然被告ハ否認セシノミナラス告訴ニ係ル地所ハ正當ニ買受ケタルコトハ價值アル證據ヲ提出シ充分ナル辨解ヲ爲セシニモ關セス原院ハ不當ニ事實ヲ認定シ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ擬律錯誤ノ判決ナリ第三前項已ニ公訴ニ對シ論述スル如ク被告ニ於テ告訴ニ係ル地形ハ全ク正當ニ賣買シタルモノナレハ今日返還スヘキ義務ナキハ勿論ナルニ原院私訴ノ判決ハ事茲ニ出テサルハ畢竟破毀ヲ免ルベシ判決ナリ云フニ在リ



原院檢事長犬塚盛親ハ公訴ニ付テノ上告ハ理由ナキ旨答辨セリ民事原告人三神謙治ハ私訴上告答辨書ヲ差出サス

辨護士飯田宏作ハ上告理由擴張書ヲ差出シタリ其要旨ハ第一原判決ヲ閱スルニ欺罔ノ手段トシテ明示サレタルハ「謙治ニ對シ善右衛門代人ノ請求金額ハ自分ヨリ悉皆辨濟スヘシ就テハ善右衛門ハ抵當ニ入レアル汝ノ地所即チ陸前國遠田郡大貫村宮切伏八番畑六畝八歩外八筆合反別一町七反七畝二十六歩ハ自分ノ名前ニ書換置クヘシ尤モ自分ヨリ戻證書ヲ差入ルヘシト申欺キ」ノ一段ニ過キス是未タ詐欺取財ノ構成要素タル欺罔トスルニ足ラス何ントナレハ假令初ヨリ戻證書ヲ渡サ、ルノ意アリテ欺言シタリトスルモ猶未後日代金ヲ支拂フヘシト云ツテ物品ヲ買取ルモ他ニ欺騙ノ方法ヲケレハ詐欺ト云フヲ得サルト同一ナレハナリ果シテ然ラハ原判決ハ構成要素ノ明示ヲ欠キタル不法ヲ免レス第二證人三神謙治ノ宣誓書ノ署名ハ裁判所書記ノ代書ニ係ルニ拘ラス何等ノ付記ナシ是レ刑事訴訟法第百十二條ノ規定ニ背反シ有効ノ宣誓アリト云フヲ得サルヘシ隨テ其證人トシテハ調書モ亦無効ナリ然ルニ原判決ハ之ヲ採テ斷罪ノ證據ト爲シタルハ不法ナリ第三買賣登記ヲ取消シ證書騙取罪ノ贓物ニアラサルハ勿論又賠償ト云フヲ得ス故ニ私訴トシテ之レヲ請求スルヲ許サス然レバ原判決之ヲ受理シテ其請求ヲ容レタル第一審ノ判決ヲ見認シタルハ不法ナリト云スニ在リ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第百八十三條ノ定式ヲ履行シ辨護士飯田宏作ハ陳述立會檢事應當融入意見ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

上告趣意第二點ハ共ニ原裁判官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルニ止マリ上告適法ノ原由トナラズ辨護士擴張論旨第二點原裁判官ハ被告於テ謙治ヲ欺キ其所有地所賣渡證書ヲ騙取セント企テ善右衛門ヨリノ請求金ハ被告共ヨリ之ヲ辨償シ地所賣渡證書ニ對シテハ被告ヨリ戻證書ヲ遣スヘシト詐言シ以テ謙治ヲ欺キ地所賣渡證書ヲ騙取シタル者ト認メ其事實ヲ明示シタルハ事實ノ理由不備アルコトナシ同第三點ニ付證人三神謙治ノ豫審調書ヲ檢スルニ宣誓書ト訊問書ノ間契印ヲ以テ之ヲ連結シ而シテ其末尾ニ自署出來サルニ付代書スル旨明記シアレハ各個ニ付一々其事由ノ附記ナキモ敢テ違法ト云フヲ得ズ同第三點本案地所賣買ノ登記ハ被告ノ犯罪行為ニ依テ成リタルモノナルニ付キ之ヲ取消ノ請求ヲ以テ公訴ニ附帶シ審判シタルハ相當ニシテ不法ニアラス以上上告論旨ハ總テ不相互刑事訴訟法第百八十五條ニ從ヒ之ヲ棄却ス

私訴上告費用ハ上告人ニ於テ負擔スヘシ

明治二十七年六月一日大審院第二刑事部公延ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- |     |    |    |     |    |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|----|
| 裁判長 | 判事 | 原田 | 種成  | 判事 | 嶋田 | 正章 |
| 同   | 同  | 今村 | 信行  | 同  | 昌谷 | 千谷 |
| 同   | 同  | 木下 | 哲三郎 | 同  | 内藤 | 直亮 |
| 同   | 同  | 津村 | 董   | 書記 | 興村 | 亮  |

判決要旨

司法警察官は豫審判事に屬する處分を行ふに際し豫審判事ヲ通知を爲



さしおりのものとするも之れが爲めに職權を失ふべきにあらず

司法警察官は刑事訴訟法第四百七條に基き同第四百四十四條第四百六條に於て檢事に許したる職務は司法警察官も亦假りに之を行ふことを得とあれは同第四百四十四條により豫審判事に屬する處分を行ひ得べき職權を有す而してその豫審判事に通知するの一事は元是れ形式上の手續にしてこの通知なきの故を以て其實質上の職權を失ふべきにあらず畢竟すれば正當なる職權上の調書は有効とせざるを得ず

●毆打創傷事件

明治廿七年第三四〇號  
全年六月七日判決

原裁判所名古屋控訴院

被告人村山豊吉

右豊吉ニ對スル毆打創傷被告事件ニ付明治廿七年三月廿一日名古屋控訴院ニ於テ被告ヲ有罪ト認メ重禁錮六月ニ處シタル岐阜地方裁判所ノ判決ヲ認可シ被告ノ控訴ヲ棄却シ私訴ニ付テハ被告ハ民事原告人白木光次郎ヘ金拾八圓十五錢ヲ賠償スヘク私訴費用ハ各自辨タルベシト言渡シタル判決ニ服セス又被告ハ公訴私訴ノ上告ヲ爲シタリ  
大審院ニ於テハ刑事訴訟法第三百八十三條ノ式ヲ履行シ審理判決スルコト左ノ如シ  
上告趣旨並ニ辯護士田澤鎮太郎擴張論旨ノ第一ハ原判決ニ被告カ石ヲ投ケ白木光次郎ヘ創傷ヲ負

ハセタリトアレトモ斯ル事實ハ被告ノ覺ヘナキ處ナリ假リニ負傷セシメタル事實アリトスルモ其創傷ハ故意ニ出テタルヤ否明了ナラス即チ原判決ハ法律ノ要素ニ係ル事實ノ明示ヲ欠キタル不法ノ裁判ナリトイフニアレトモ前段ハ事實ノ認定ヲ非難スルニ過キス後段ニ付原判文ヲ閱スルニ「被告豊吉ハ明治廿六年七月十七日午後九時頃居村字繼子餅ニ於テ用水堰止ノ件ニ關シ同村民ト同郡福光村人民トノ間ニ爭論ヲ爲シタル際現場ニ差越シ居リ豊吉ハ石ヲ投ケ福光村白木光次郎ノ右顛頂部ニ於テ創傷ヲ負ハシメ云々」トアリテ被告ハ居村人民ノ勢援ヲ爲スカ爲メ石ヲ投ケタルコトハ上文ヨリ讀下シ來レハ其意義自カラ明晰ニシテ原院カ認メタル事實モ是レニ外ナラサレハ其故意ニ出テタル事實ヲ明示セサルトノ論旨ハ上告適法ノ理由ト爲スニ足ラス擴張論旨ノ第二ハ本件ハ非現行犯ナルニ原院カ司法警察官ノ檢證調書ヲ斷罪ノ證據ニ供シタルハ不法ナリ良シ之ヲ現行犯ナリトスルモ該調書ハ刑事訴訟法第四百四十四條ノ通知ヲ爲サス法定ノ條件ヲ欠キタル無効ノ調書ナレハ之ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ又不法タルヲ免レストイフニアレトモ該檢證調書ニ依レハ之ヲ作製シタル警部小泉勇ハ福光村巡查駐在所在勤巡查佐野久七郎ヨリノ急報ニ依リ即時現場ヘ出張シタルモノナレハ當時司法警察官カ職權上調製シ得ラルヘキ時機ニ成立タルモノナリ故ニ原院カ該調書ヲ證據ニ供シタルハ決シテ不法トイフヲ得ス又豫審判事ヘ通知セサルトノ點ニ付刑事訴訟法第四百七條第四百四十四條ヲ案スルニ該兩條ノ規定ニ依レハ現行犯ノ場合ニ於テ司法警察官カ豫審判事ニ屬スル處分ヲ行フコトヲ得ルノ職權ヲ有スルヲ以テ假令其處分ヲ行フニ際シ豫審判事ニ通知ヲ爲サリシモノトスルモ之カ爲メ職權ヲ失フヘキモノニアラス故ニ本件檢證調



書ハ司法警察官ノ正當ナル職權ヲ以テ作りタルモノニシテ無効ノ調書ニアラス從テ原院カ之ヲ證據ノ材料ニ供シタルヲ以テ不法トイフヲ得ス第三ハ原判文ニ於テ白木光次郎カ負傷ノ爲メ二十一日間休業ニ至リシコトヲ判決シアレトモ其期間ハ何日ニ起リ何日ニ終リシヤヲ明示セザレハ其所謂廿一日トハ時ヲ以テ一日ヲ計算セシヤ否明了ナラス是レ理由不備ノ裁判トイフニアレトモ原院カ疾病休業ノ期間ヲ廿一日ニ判定シアレハ此日數タルヤ法定ノ計算ニ從ヒタルコト言フヲ埃タサレハ理由ノ不備アルモノトイフヲ得ス

私訴ニ付キ被告ノ上告趣旨ハ公訴ノ上告趣旨ト同一ナリトイフニアレトモ公訴ノ上告論旨ニ對シ説明スル如ク其論旨ハ一モ適法ノ理由ト認めヘキモノナケレハ從テ私訴ニ付テノ上告モ相立サルモノトス

右理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件公訴私訴ノ上告ハ共ニ之ヲ棄却ス私訴ニ關スル訴訟費用ハ上告人ノ負擔トス

明治廿七年六月七日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

裁判長 判事 三好 退藏 岡村 爲藏

同 永井岩之丞 同 川目 亨一

同 龜山 貞義 同 内藤 直亮

同 伊藤 悌治 書記 加藤 珠樹

判決要旨

公廷の法式にして之を履行せざるへからざるの要件は豫め印刷に付し之を筆記に代用するも法律の禁する所にあらず

自己の保管する官印を盗捺し人を欺罔し金圓を騙取したる以上は其印を用ゆへき場合の如何に拘らず官印盗用罪を免かるゝことを得ざるものとす

宣誓書の書記代書の理由及び書記の署名なきも其調書に署名し能はざる者ありて其同一理由たるを知るに足れば敢て違法の點あることなし

説明

公廷の方式に於て必ず之を履行せざるへからざるの要件は畢竟欠くことを得ざるものに屬すこの故に之を印刷に附して筆記に代用するも法律上毫も無効にあらず

官印の盗用は職權をくして自己の保管する官印を使用するの所爲をいふか故に敢て該官印を用ゆへき場合如何を問ふにあらずして既に犯人の目的を達する方法に利用せば之を盗用といはざるへからず

調書と宣誓書とは共に相離るへからざるものに屬す故に縦令宣誓書中に代書の理由及書記の署名あらざるもその調書に明かに署名し能はざる理由を記しあるに於ては正さに以て其同一理由たるを知り得ん然ら



官印盗用及詐欺取財事件

明治二十七年四月三十日東京控訴院ニ於テ右文太郎カ官印盗用及詐欺取財被告事件ノ控訴ヲ審理シ第一審判決ヲ取消シ更ニ重懲二年ニ處シ監視六月ニ付シ押収物ハ夫々還付シ公訴費用ハ被告ノ負擔トスト言渡シタル判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シタリ

原裁判所東京控訴院

被告人佐賀文太郎

明治二十七年四月三十日東京控訴院ニ於テ右文太郎カ官印盗用及詐欺取財被告事件ノ控訴ヲ審理シ第一審判決ヲ取消シ更ニ重懲二年ニ處シ監視六月ニ付シ押収物ハ夫々還付シ公訴費用ハ被告ノ負擔トスト言渡シタル判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シタリ  
大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理ヲ遂クル處上告要旨第一ハ一件記録ヲ案スルニ上告人ニ對スル斷罪ノ證據全ク存在セサルニモ拘ハラス法則ニ違背シテ有罪ノ事實ヲ確定シタルハ不當ナリト云フニ在リテ原裁判官ノ權内ニ屬スル事實ノ判定ヲ非難スルニ過キサレハ上告ノ理由ト爲ラス

第二ハ原公判始末書ヲ閱スルニ審理ノ場所等必要ナル各法式履行ノ事ヲ悉ク印刷シアリ抑モ公判始末書ハ刑事口頭辯論ノ法式ヲ履行シタルヤ否ヲ正實ニ證明スヘキ緊要ナル文書ニシテ之ヲ印刷シ能ハサルハ勿論ナリ故ニ原公判始末書ハ法則ニ違背シタル無効ノ文書ニシテ第二審公判ノ適式ナルコトヲ證明スルニ足ラス從テ原裁判ハ破毀アルヘキモノナリト云フニ在レトモ苟クモ公廷ノ法式ニシテ之ヲ履行セサルヘカラサル要件ハ豫メ印刷ニ付シ之ヲ筆記ニ代用スルハ固ヨリ法律ノ禁スル所ニアラス故ニ該論旨モ上告ノ理由ト爲スニ足ラス第三第四ハ第二審公判ノ際本案訴

四十

訟記録ノ朗讀ヲ省略シ而カモ原院カ斷罪ノ資料トナシタル證據ハ右朗讀ヲ省略シタル書類中ニ存在セリ抑モ斷罪ノ資料ニ供スヘキ證據書類ハ必ス之レカ朗讀ヲ要スルモノナリ然ルニ此手續ヲ省略シ又原判決書ヲ閱スルニ數點ノ證據物件ヲ列記シアルニモ拘ハラス公判審理ノ際刑事訴訟法第百九十八條ノ命シタル各證據ノ取調終リタル毎ニ一々被告ニ意見アリヤ否ヲ問ヒ且其利益ト爲ルヘキ證據ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知スヘシ又證據物件ハ被告ニ示シテ辨解ヲ爲サシムヘシトノ法則ヲ遵守シタルモノニアラスシテ法則違反ノ裁判ナリト云フニ在リ因テ原公判始末書ヲ閱スルニ本件ニ付證據トナル處ノ記録ハ總テ要部ヲ摘讀シ又證據書類ヲ示シテ被告ニ辨解セシメ且利益ト爲ルヘキ反對ノ證據アラハ提出スヘキ旨告知シアリテ毫モ欠點アルコトナシ

辯護士カ擴張論旨ノ要領第一ハ原判文ニ(從一本自己ノ保管セル東京大林區署檢トアル檢印ヲ盜檢シ以テ真正ニ拂下ヲ爲ス体ニ裝ヒ)トアレトモ被告カ奉職シタル官署ノ署長證人明石東ノ供述ニ徴スルモ大林區署檢トアル印ハ拂下ヲ爲ストキニ押捺スルモノニアラス個ハ管ニ明石東ノ陳述ノミナラス農商務省令及ヒ細則ノ規定ニ依リ疑フヘキ處ナシ故ニ果シテ拂下ヲ爲ス爲メニ此印ヲ盜捺シタルモノトセハ此盜用ハ結局害ヲ生セサルヲ以テ官印盜用罪ヲ構成スルモノニアラス則チ原裁判所ハ擬律ノ錯誤ナリト云フニ在レトモ苟クモ自己ノ保管セル官印ヲ盜捺シテ人ヲ欺罔シ金圓ヲ騙取シタル以上ハ其印ヲ用ニヘキ場合ノ奈何ニ拘ハラス官印盜用罪ハ免カルコトヲ得サルモノトス要スルニ名ヲ擬律錯誤ニ籍リ徒ニ苦情ヲ訴フルニ過キスシテ上告ノ理由ナシ

第二ハ原判決刑法第九十七條第一項ヲ援用セサルハ法律ノ理由ヲ欠キタル裁判ナリト云フニ在



レトモ同條第三項ハ官印ヲ盗用シタル場合監守者自ラ犯シタル時適用スヘキ法條ニシテ本件被告  
ハ所爲ニ對シ第二項ヲ當行處斷シタル以上ハ第一項ヲ適用セサルモ法律ノ理由ヲ欠キタルモノト  
シ破毀ノ原由ト爲スニ足ラス

第三ハ證人石坂喜左工門ノ宣誓書ニハ書記代書人ノ理由及ヒ書記ノ署名ヲ欠キアリテ刑事訴訟法  
第二百二十二條第二項ニ違反セリ然ルニ適法ナル證人ノ供述ト認メ之ヲ斷罪ノ證據トナシタルハ不  
法ナリト云フニ在リ因テ一件記録ヲ查閱スルニ石坂喜左工門ノ宣誓書ニ書記代書ストアリテ其代  
書ノ理由及ヒ書記ノ署名ナキモ其豫審調書ニ署名シ能ハサル旨申立ルニ付書記代書ストアルニ  
レハ宣誓書モ同一ノ理由ナルヤ明白ナリ殊ニ宣誓書ニ書記ノ署名ヲ要セサルモノニ付刑事訴訟法  
第二百二十二條第二項ニ違背シタル點アルコトナシ因テ上告ノ旨趣ハ總テ相立ス  
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ判決ヲ爲ス左ノ如シ  
本按上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年六月二十八日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 三好 退藏 判事 寛元 忠

同 岡村 爲藏 同 永井岩之丞

同 龜山 貞義 同 内藤 直亮

同 伊藤 悌治 書記 加藤 珠樹

### 判決要旨

欠席判決は一たび故障に依り本案の審理判決に達せは更は其の說明又  
は廢棄の宣告を要せずして當然消滅す

賠償を請求し得べき損害は現に生じ量定すべきものならざるべからず

#### 說明

被告人は欠席判決に對して故障の申立を爲したるにその故障を受理す  
べきものとあして直ちに本案に入りて審理判決を爲さば別にその欠席  
に對する故障の受理不受理の判決を下さるも該欠席判決は爰に消滅し  
て後の對席判決に羈束せらるゝのみ  
損害の賠償は私権利の侵害に對する救済を其の損害の量定し得べ  
きものにして且現實に生したるものからざるべからず將來に受けんと  
する損害の如き素より賠償の限にあらす

### 毆打創傷事件

明治廿七年第四六一號  
全年六月一日判決

原裁判所 大阪控訴院

被告人 松本 儀右衛門

私訴原告人 菊地 治 作

右儀右衛門カ毆打創傷被告事件公訴私訴ニ付明治廿七年四月十六日大阪控訴院ニ於テ富山地方裁  
判所ノ判決ニ對シ被告ハ公訴私訴ニ付控訴セシヲ以テ之レヲ審理シ被告ノ所爲ハ刑法第三百條第



二項ヲ適用シ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ該ルモ原諒スヘキ情狀アルヲ以テ同第八十九條第九十條ニ因リ酌量シテ本刑ニ一等ヲ減シ處斷セシ第一審判決ハ相當ニシテ被告ノ控訴ハ理由ナキモノトス依テ刑事訴訟法第二百六十一條前段ノ規定ニ基キ本案控訴ハ之レヲ棄却ス損害賠償ノ私訴ニ付明治二十六年八月十日第一審裁判所ニ於テ被告人ハ損害賠償トシテ九拾八圓七拾三錢六厘ヲ辨償スヘク私訴費用ハ各自ノ負担トスト言渡シタル判決ニ服セス原告被告共ノ私訴控訴ヲ審理ノ末原判決ヲ取消シ被告ハ損害賠償トシテ金貳百五拾圓貳拾九錢壹厘ヲ民事原告人ヘ辨償スヘシ欠席判決ニ對スル私訴ノ費用ハ全部被告ノ負担タルヘク其他ノ私訴費用ハ原被告各自辨タル可シト言渡シタリ

右判決ニ服セス被告儀右衛門ハ公訴私訴民事原告人菊池治作ハ私訴ニ付上告ヲ爲シタリ儀右衛門公訴ニ付テノ要旨第一原院ニ於テハ先ニ欠席判決ヲ以テ一旦被告ガ控訴ヲ棄却セラレタルニ付被告ハ直ニ故障ノ申立ヲ爲シ更ニ審判ヲ求メタルモノナリニ其公延ニ於テ右欠席判決ヲ受理セラレタルヤ否ヤ又右故障ハ正當ニ成立シ居リタルモノナリヤ否ヤヲ調査セス直ニ本案ノ審理ニ着手シタルハ訴訟手續ノ順序ヲ誤リタルモノニシテ今日恰モ同一事件ニ付一個ノ判決ヲ現存シ居ルモノ、如シ蓋訴訟進行中ニ該欠席判決ヲ棄却スルトノ宣言ナク又判決書中ニモ欠席判決ニ對シ何等ノ説明モナク是等ノ結果ハ正シク同一事件ニ付二個ノ判決現存シ居ルモノニシテ刑事訴訟法第二百三十三條ノ規定ニ背反シタル不法ノ判決ナリ第二原院ニ於テハ右欠席判決ニ就テハ一點ノ説明モナキニ依リ如何ノ理由ニ依リ欠席判決ヲ廢棄セラレタルヤ則テ言ヲ換テ謂ヘハ單純ニ故障期間内

ニ故障ヲ爲シタルニ依リ之レヲ受理セラレタルヤ又ハ合式ノ呼出ヲ受ケサルニ付故障ヲ受理セラレサルヤ如何ヲ知ルコト能ハス蓋シ之等ヲ區別スルノ利益ハ被告カ懈怠ニ依リ欠席シタルモノナルニ於テハ公訴私訴費用ハ被告カ負擔タルヘク又被告ハ更ニ呼出ヲ受ケサルニ於テハ被告ノ懈怠結果ニアラス然レハ其欠席判決ニ於ケル公訴費用ハ被告ノ負擔スヘキモノニアラス原院ハ之カ理由決定ヲ與ヘサルハ刑事訴訟法第二百三十三條ノ規定ニ背キタル判決ナリ第三原院文中(爭論ノ末治平ノ左手示指ヲ咬付キ其ノ創傷ノ爲メニ腐膿シ)云々トアリ爭論ハ一人一個ノ爲シ得ヘキコトニアラスシテ必スヤ兩人對抗種々ノ紛擾ヲ極メタルモノナルコトハ已ニ認メタル事實ナリ此場合ニ於テ兩人中何レカ初メニ暴行ヲ爲シタルヤノ明示ナク被告カ暴行ヲ受ケタル後ニ創傷セシメタルモノトセハ刑法第三百八條以下ノ規定ニ基キ本刑ニ二等又ハ三等ノ輕減ヲ受クヘキモノニシテ被告カ本刑ニ重大ナル差等ヲ生スル利害ノ岐カル、所ナルニ唯タ漠然爭論ノ末治平ノ示指ニ咬付キタリト認定シ判決セシハ事實理由ノ不備ナル判決ナリ第四原院文中(原諒スヘキ情狀アルヲ以テ同第八十九條第九十條ニ依リ酌量シテ本刑ニ二等ヲ減シ處斷スヘキモノトス)トアルハ減等範圍ノ刑期ヲ明示セサルハ擬律上不適法ノ判決ナリ第五原院文中(之レヲ法律ニ照スニ刑法第二百三十三條第二項ヲ適用シ)云々トアル而已ニシテ該條第二項ヲ見ルニ數多ノ事實ヲ列記シアリテ一々其實實ヲ異ニセリ左スレハ此場合ニ於テハ右事實中被告ハ何レノ事實ニ該當セシヤヲ明示スルノ必要アリ然ルニ漠然該條第二項ヲ適用シ云々ト判セシハ不法ノ判決ナリト云フニ在リ

被告私訴ニ付キ上告ノ要旨ハ第一本訴私訴ニ付テハ明治二十七年一月十三日被告ヲ欠席ノ儘判決



アリシニ付キ其欠席判決ニ對シ故障ヲ申立テタルモノナルニ右欠席判決故障ニ對シテハ本判決中何等説明理由ノ明示ナキハ今日恰カモ二個兩立ニ居ルノ觀アリテ則チ理由不備ノ判決ナリ第二被告ハ正式ノ呼出ヲ受ケサルモノナルニ直ニ缺席判決ヲ爲シ而シテ其訴訟費用ヲ被告人ニ全部負擔スヘシト判決セシハ違法ナリ第三甲第二十號中ノ八項金七十五錢電信料三回分全九項金貳圓貳拾五錢診斷書三通全第十二項金七十五錢診斷書一通ノ金額ハ公延ニ於テ正シク民事原告人カ其請求ヲ取消シタルモノナルニ拘ハラス被告ニ於テ辨償ノ義務ヲ負擔セシメタルハ請求ヲ受ケサル事件ニ付被告ニ其責ヲ負シタルハ不法ノ判決ナリ第四乙第一號證ハ三百二十四圓五拾錢ノ金額記載アル證書ニシテ一錢印紙ヲ貼用シタルハ法律上無効ノ證書ナルニ原院カ之ヲ採用シ被告ニ義務負擔ノ判決セシハ不法ナリ第五丙第二十六號乃至第二十八號證ノ人夫賃一里二十錢トアルヲ拾錢ト判決シタル當事者各自カ更ニ請求セサル事物ヲ判定シタル越權ノ判決ナリ第六證據ヲ取捨シテ事實ノ認定ヲ下スハ事實裁判官ノ職權ナルモ何等ノ證據情況ナキニ慢リニ事實ヲ妄斷スルハ違法ノ處分ニシテ現ニ被上告人カ提出ノ明細書中ニ四項ノ金額ハ被上告人カ何等ノ立證ヲ爲サス又上告人タル被告ハ飽クマテ之ヲ否認セシニ拘ハラス又其請求ヲ採可シタルハ不法ノ判決ナリ第七其他私訴判決ノ根據タル公訴判決ニ付己ニ被告人ハ上告ヲ爲シタルモノナレハ右等ノ理由ノ外公訴ニ付テ破毀ト共ニ私訴ニ付テモ全部破毀アランコトヲ請求スト云フニ在リ

民事原告人辯護士平岡萬次郎ハ明治廿七年五月廿九日上告趣意書ヲ差出シタリ其要旨ハ第一被上告ハ上告人ノ所爲ニ依リ一肢ヲ切斷シ畢生間營業ヲ營ミ得サルヲ以テ爲メニ起ル損害一ヶ月貳拾圓トシ其害ヲ受ケシヨリ死亡ニ至ルマテ即明治廿六年四月ヨリ同廿七年一月ニ至ル十ヶ月間合計金貳百圓ヲ損害賠償トシテ求メシニ原院ハ追加丁第一號ハ正當ノ契約トシテ認ムルヲ得ストテ之レヲ排斥セラレタリ假リニ追加丁第一號ハ正當ノモノニアラストスルモ一肢ヲ切斷セラレタル結果ハ被告前ト同様ノ働キヲ爲スヲ得サルコトハ他人ノ證據ヲ待ツヲ要セスシテ明カナリ若シ其損害一ヶ月貳拾圓ヲ相當ト判定セラル、ナラハ相當ト思料セラル、額ヲ以テ此請求ヲ裁可セラルヘキモノナルニ否ラザリシハ不法ナリ第二被上告人ハ上告人ノ所爲ニ依リ一肢ヲ切斷シ爲メニ起ル無上ノ損害即チ痛苦不便耻辱ノ賠償トシテ金二千圓ヲ求メタルニ原院ハ斯ノ如キ損害アリト認ムルヲ得ストテ却下セラレタリ三千圓ヲ過當トセラル、因果シテ然ラハ裁判官ニ於テ相當ト思料セラル、處ノ賠償ヲ命セラルヘキ道理ナリ損害ナシトセラル、因果シテ然ラハ一肢ヲ切斷セラル、モ痛苦不便耻辱ナシトセラル、モノニシテ人情ニ背キシ判決ナリ痛苦不便耻辱ハ之ヲ被ムルモ損害賠償ノ原因トスルヲ得ストノコトナル因果シテ然ラハ不法ナリ凡人ニ害ヲ與ヘ之レヨリ直接ニ生スル處ノ損害ヲ賠償セスシテ可ナリトセハ世ノ紀綱ハ之ヨリ紊亂スルニ至ラン孰レノ點ヨリ見ルモ原判決ハ不法ナリト云フニ在リ

對手人原院檢事ハ公訴ニ付テノ答辨ヲ差出サス民事原告人ハ被告カ私訴ニ付テノ上告ハ理由ナキニ付棄却セラルヘキ旨答辨セリ

被告儀右衛門辯護士金丸鏡小島忠里ハ上告趣意擴張書ヲ差出シタリ其要旨ハ第一原判決言渡ノトキ判決理由ノ告知ナキコトハ原公判始末書ノ末尾ニ徴シテ明白ナリ即チ原判決ハ刑事訴訟法第二

圓トシ其害ヲ受ケシヨリ死亡ニ至ルマテ即明治廿六年四月ヨリ同廿七年一月ニ至ル十ヶ月間合計金貳百圓ヲ損害賠償トシテ求メシニ原院ハ追加丁第一號ハ正當ノ契約トシテ認ムルヲ得ストテ之レヲ排斥セラレタリ假リニ追加丁第一號ハ正當ノモノニアラストスルモ一肢ヲ切斷セラレタル結果ハ被告前ト同様ノ働キヲ爲スヲ得サルコトハ他人ノ證據ヲ待ツヲ要セスシテ明カナリ若シ其損害一ヶ月貳拾圓ヲ相當ト判定セラル、ナラハ相當ト思料セラル、額ヲ以テ此請求ヲ裁可セラルヘキモノナルニ否ラザリシハ不法ナリ第二被上告人ハ上告人ノ所爲ニ依リ一肢ヲ切斷シ爲メニ起ル無上ノ損害即チ痛苦不便耻辱ノ賠償トシテ金二千圓ヲ求メタルニ原院ハ斯ノ如キ損害アリト認ムルヲ得ストテ却下セラレタリ三千圓ヲ過當トセラル、因果シテ然ラハ裁判官ニ於テ相當ト思料セラル、處ノ賠償ヲ命セラルヘキ道理ナリ損害ナシトセラル、因果シテ然ラハ一肢ヲ切斷セラル、モ痛苦不便耻辱ナシトセラル、モノニシテ人情ニ背キシ判決ナリ痛苦不便耻辱ハ之ヲ被ムルモ損害賠償ノ原因トスルヲ得ストノコトナル因果シテ然ラハ不法ナリ凡人ニ害ヲ與ヘ之レヨリ直接ニ生スル處ノ損害ヲ賠償セスシテ可ナリトセハ世ノ紀綱ハ之ヨリ紊亂スルニ至ラン孰レノ點ヨリ見ルモ原判決ハ不法ナリト云フニ在リ

對手人原院檢事ハ公訴ニ付テノ答辨ヲ差出サス民事原告人ハ被告カ私訴ニ付テノ上告ハ理由ナキニ付棄却セラルヘキ旨答辨セリ

被告儀右衛門辯護士金丸鏡小島忠里ハ上告趣意擴張書ヲ差出シタリ其要旨ハ第一原判決言渡ノトキ判決理由ノ告知ナキコトハ原公判始末書ノ末尾ニ徴シテ明白ナリ即チ原判決ハ刑事訴訟法第二



百四條第二項ノ規定ニ違背シタル不法ノ判決ナリ第二原判決證憑ノ部ニ菊池治平ノ豫審調書ハ之レヲ被告人ニ示サス其辨解ヲモ聽キ又朗讀シタルコトナキハ原公判始末書ニ徴シテ明白ナリ即チ原判決ハ刑事訴訟法第九十八條第二百十九條第二項ニ違背シタル不法ノ判決ナリ第三本件被害者ノ指傷當初醫師ノ治療法ニ背キ腐敗指肢ヲ切斷スルニ至リタルカ將タ否ラサルカハ本件被告人罪ヲ斷スル上ニ於テ最モ緊要ノ點ナリ如何トナレハ殊更治療法ニ從ハサリシハ腐敗ノ近因トナルモノニシテ被告カ咬付シハ指肢切斷ノ原因ニアラサルモノタレハナリ原判決ノ證據トスル長谷川恒次カ診察書及ヒ豫審公判等ヘノ申立ニハ判然被害者ノ殊更ニ治療法ニ從ハスシテ腐敗ニ至リシコトヲ明ニセリ原判決之レヲ證據ニ供シナカラ此事實ノ如何ヲ審判セサリシハ不法ナリ第四原院公判始末書ヲ讀ムニ被告事件ニ付被告人ヲ訊問シタルコトナシ即チ原判決ハ刑事訴訟法第二百十九條第一項ニ違背シタル不法ノ判決ナリト云フニ在リ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ被告辯護士金丸鏡小島忠里私訴上告人辯護士平岡萬次郎ノ陳述立會檢事應當融ノ意見ヲ聽キ判決スルコト如シ  
被告儀右衛門ノ公訴上告趣意第一欠席判決ニ對スル故障ノ許スヘキヤ否ハ公判廷ニ於テ審判スヘキモノニアラサレハ公判始末書ニ示ス如ク原院カ故障ヲ受理スヘキモノト決シタルニ付取調ヲ爲ストシテ直チニ本案ノ審理ニ着手シタルハ審理ノ順序ニ於テ毫モ誤リタル所ナシ又タ故障ニ依リ本案ヲ審理判決シタル上ハ欠席判決ニ對スル說明又ハ廢棄ノ宣言ヲ要セス欠席判決ハ當然消滅スルモノナレハ二個ノ判決存在スルコトナシ第二故障ニ依リテ爲ス判決ハ欠席判決ノ當否ヲ裁判スルモノニアラサルヲ以テ其欠席判決ニ對スル說明ヲ爲スノ必要ナシ被告カ合式ノ呼出ヲ受ケタルヤ否ハ訴訟記録ニ依リテ之ヲ判別スルヲ得ヘキナリ又タ被告ハ欠席判決ノ公訴費用負担ノ事ヲ論訴スルモ原判決ニハ其負担ノ言渡アルコトナシ第三爭論ヲ以テスルモノニシテ暴行ノ所爲アルコトヲ認メタルニアラス故ニ兩人中何レカ初メニ暴行ヲ爲シタルヤヲ明示セサルハ當然ナリ第四判文ニ本刑ニ三等ヲ減シ處斷スト明示シタル上ハ其減シタル刑ノ範圍内ハ自カラ明瞭ナルヲ以テ尙ホ詳細ニ刑期ヲ示スノ必要ナシ第五刑法第三百條第二項ハ毆打ニ因リ廢疾ニ致シタル所爲ヲ罰スル法條ニシテ數個ノ犯罪ヲ記載シタルモノニアラサルヲ以テ右條項ヲ明示スルニ於テハ法律ノ理由ハ十分ナリトス金丸小島辯護士擴張論旨第一公判始末書ニ「別紙ノ通裁判言渡シ」トアリテ判決書ニ記載シタル全部ヲ言渡シタルコト明ナリ其第二公判始末書ヲ閱スルニ「問原判決ニ掲クル證據ヲ證トスルニ付先禪野吉藏橫森三次等ノ豫審ノ調書ヲ讀聞シ(朗讀ス)右ノ通リアリ云々如何答治平ハ云々」トアリ菊池治平ノ豫審調書モ第一審判決書ニ證據トシテ掲ケアルモノナレハ禪野吉藏橫森三次等トアルニ菊池治平モ包含シ其調書ハ之ヲ朗讀シ被告ハ之ニ對シテ辨解シタルコト明カナリ故ニ此點ニ於テ不法ノ廉ナシトス第三ハ要スルニ原判決ニ認メサル事實ヲ掲ケテ事實ノ認定探證ノ當否ヲ論難スルモノナレハ上告ノ理由トナラス第四審理ノ都合ニ依リ證據調ヲ爲シ然シテ被告ニ訊問ヲ爲スカ如キハ原承審官ノ職權ニ一任スル所ナレハ其順序ノ如何ヲ論難スルモ上告ノ理由トナラズ

被告儀右衛門ノ私訴上告第一點ハ公訴上告第二ノ說明ニテ了解ス可シ第三原院カ被告ノ仮住所ニ



合式ノ公判呼出ヲ爲シ被告ハ其公判期日ニ出廷セザリシコトハ訴訟記録ニ依リテ明カナレハ被告ニ欠席判決ノ私訴費用ヲ負擔セシメタルハ相當ナリトス第三原院公判始末書中甲第廿號ノ八項九項及ヒ十二項ノ金額ニ付キ民事原告人ヨリ請求ヲ取消タルコトヲ見ルヘキモノナケレハ即チ取消ナキモノナルヲ以テ原院カ右金額ノ負擔ヲ言渡シタルハ不法ニアラス第四乙第一號證ハ保證金十圓ノ證トナシタルモノナレハ一錢ノ證券印紙ヲ貼用シアル上ハ違法ノ證據ヲ採用シタリト云フヲ得ス第五民事原告代理人ハ三十五圓五十錢ハ病人ヲ病院へ運搬セシ費用ニシテ丙第廿六號ヨリ廿八號迄ヲ以テ證スト述へ被告辯護人ハ丙第廿六號廿七號廿八號ハ認メスト論辨シタルコトハ公判始末書ニ依リテ明カナレハ右賠償金ニ付テ爭アリタルモノナリ左スレハ原院カ右金額ニ付テ判決ヲ與ヘタルハ違法ニアラス第六ハ證據ノ取捨ヲ論難スルモノニシテ上告理由トナラス第七公訴ノ上告ハ前ニ説明スル如ク其理由ナキヲ以テ私訴判決ニ對シテモ亦タ上告ノ原由ナシトス

民事原告人ノ上告要旨第一追加丁第一號證ハ民事原告人カ平生間營業ニ從事スル能ハサルニ付之ニ代ルヘキ傭人ノ給料二百圓ヲ證明スル爲メニ差出シタル原告人ト傭人トノ契約書ナルニ原院ハ之ヲ以テ正當ノ契約ト認メテ原告ハ損害ヲ證明シ得サルモノナレハ損害ナシトシテ原告人ノ請求ヲ斥ケタルハ相當ナリ第二損害ハ現ニ生シ量定スヘキモノニアラサレハ賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス然ルニ本案原告ノ請求スル所ハ身体ノ毀傷ヨリ生スル無形上ノ損害ニシテ量定スヘキ損害ノ現ニ生シタルニアラサルヲ以テ原院カ此點ニ對シ認ムヘキ損害ナシトシテ原告ノ請求ヲ斥ケタルハ相當ノ判決ナリトス

三十一

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本按上告ハ總テ之ヲ棄却ス  
私訴上告ニ關スル裁判費用ハ各自辨タルヘシ  
明治廿七年六月一日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- 裁判長 判事
- 原 田 種 成
  - 今 村 信 行
  - 木 下 哲 三 郎
  - 津 村 董
  - 島 田 正 章
  - 昌 谷 千 里
  - 内 藤 直 亮
  - 奥 村 亮

### 判決要旨

變造證書として行使するには先づ其體面を完全ならしめざるへからず

#### 說 明

變造の證書にして其體面の完全せざらんか他人に對し信據力の證據として文書を利用するを得ざるなり而して未だ變造の證書を行使するにあらざして之を行使せん爲めに爲すか如きは是れ豫備の所爲にして刑法第百十一條に依りて刑を科すへきにあらす

### 私書偽造行使事件

明治廿七年第三五五號  
全年六月四日判決

原 裁 判 所 東 京 控 訴 院

被 告 人 村 田 貞 文



右被告事件ニ付明治二十七年三月二十六日東京控訴院ニ於テ甲府地方裁判所ノ判決ニ對シ被告ノ控訴ヲ審理シ被告ハ私書變造行使ノ所爲アリト認メ重禁錮一年ニ處シ罰金拾圓ヲ附加シ監視八月ニ付ス抑収ノ各書類ハ差出人ニ還付スト言渡シタル判決ニ服セス被告ニ於テ上告ヲ爲シ以テ原判決全部ノ破毀ヲ要求シ被告及ヒ辨護士小川平吉ヨリ各上告趣意書ヲ提出セリ

對手人原院檢事長野村維章ハ上告ノ理由ナキ旨ヲ以テ答辨書ヲ提出セリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ以テ上告ニ對シ理由ヲ付スルコト左ノ如シ

辨護士上告趣意書第一點ノ要旨原院ノ認ムルカ如ク上告人ノ所爲ハ證書偽造ナリト仮定スルモ上告人ハ未タ之ヲ行使セス上告人カ證券印稅規則違反ノ故ヲ以テ自首シタルハ其證書ヲ完全ニシテ後チ證明ノ材料ニ行使セントスルノ豫備ニ過キス即チ未遂犯ヲ以テ論スヘキモノナリト云フニ在リ因テ案スルニ本條別ニ刑名ヲ記載スルニアラサレハ豫備ノ所爲ニ對シ刑ヲ科セサルコトハ刑法第百一十一條ノ規定スル所ナリ今原判文ヲ閱スルニ被告ハ小野重次郎ニ對スル地代金支拂ノ責務ヲ免カル、ノ用ニ行使センカ爲メ小野重次郎ヨリ受取タル所ノ金圓受取證ヲ偽造シ尙ホ證券印紙貼用不足ナルニ因リ之ヲ甲府地方裁判所ニ提出シ其違反ノ點ヲ自首シ遂ニ其結果小野重次郎ヲシテ科料金ノ處分ヲ受ケシメタリト云フニ在リ即チ原院カ認ムル所ノ事實ハ未タ變造ノ證書ヲ行使シタルニアラスシテ之ヲ行使スルカ爲メニ爲シタル豫備ノ所爲ニ過キス何トナレハ證書トシテ行使スルニハ先ツ其體面ヲ完全ナラシメサル可カラス而シテ證券印紙不足ナルニ於テハ未タ其體面ノ完全ナラサルモノナリ故ニ被告ニ於テ之ヲ完全ナラシムルカ爲メ變造證書ヲ呈供シテ自首

三十三

シタルノ所爲ハ之ヲ行使スルカ爲メノ豫備ニ過キサルモノナレハナリ故ニ原院カ刑法第百一十一條ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑法第二百十條第二百十二條ヲ適用シテ之ヲ罰シタルハ擬律ノ錯誤ニシテ原判決ハ破毀スヘキ原由アルモノトス辨護士上告趣意書第二點ノ要旨小野重次郎ノ證言ニ依レハ證人カ地所賣渡ノ手附金五圓ヲ上告人ヨリ受取り其證書ヲ上告人ニ渡シタルヲ上告人ハ之ヲ變造セリト云フニ在リ其他ニ證人署名ノ證書ヲ上告人へ渡シタルコトナキハ一件書類ニ徴シテ明瞭ナリ然レハ上告人ハ右手附金五圓ノ受取ハ地所賣渡約定證書中ニ記載アルモノニシテ本件ノ證書ハ全ク別個ノモノナリト陳述セリ而シテ原院ハ右賣渡約定證書中ニ五圓受取りノ記載アルコト等ヲ認メナカラ之ヲ排斥スルニ何等ノ説明ヲ與ヘサルハ理由ヲ付セサル違法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ排斥シタル證據ニ理由ヲ付スヘシトノ法律ナキノミナラス之ヲ付スヘキ必要モ亦之レナキヲ以テ原院カ其説明ヲ與ヘサルハ違法ニアラス故ニ此點ノ上告ハ其理由ナシ

被告上告趣意書ノ要旨證人山田駒吉喚問ノ請求ヲ爲シタルニ之ヲ棄却シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ證人喚問ヲ不必用トシテ許ササルコトハ事實ノ判定ニ屬スルヲ以テ原院判決ヲ不法ナリト爲スヲ得ス故ニ此點モ亦上告ノ理由ナシ

右ノ理由ナリ以テ刑事訴訟法第二百八十七條ニ從ヒ原判決擬律ノ部分ヲ破毀シ本院ニ於テ直チニ判決スルコト左ノ如シ

村田 貞文

原院ノ認メタル事實ハ刑法第百一十一條ニ該ルヲ以テ刑事訴訟法第二百二十四條ニ照シ被告ヲ無罪



差押品ハ刑事訴訟法第二百二條ニ照シ差出人ニ還付ス

明治二十七年六月四日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

裁判長 判事 岡村 爲藏

同 永井岩之丞 同 川目 亨一

同 龜山 貞義 同 内藤 直亮

同 伊藤 悌治 書記 鷹木 一郎

### 判決要旨

證書の原本と謄本とは固より別種のものにあらざれば共に之を偽造行使するも一個の私書偽造行使罪を構成するのみ

說明

證書の原本とその謄本とを偽造するも二箇の文書偽造罪を構成すへきにあらず何となれば原本と謄本とは等しく同一種の文書に屬すればな

### ●私印盗用私書偽造行使詐欺取財事件

明治廿七年第三二三號  
全年六月四日判決

原裁判所 東京控訴院

被告人 北村 清吉

明治二十七年三月十四日東京控訴院ニ於テ大審院カ名古屋控訴院ノ判決ヲ破毀シ移送シタルニ因リ右清吉カ私印盗用私書偽造行使詐欺取財被告事件ノ控訴ヲ審理シ名古屋控訴院檢事ノ附帶控訴ノ一部ニ基キ金澤地方裁判所七尾支部ニ判決ヲ取消シ被告ノ所爲ハ私印盗用私書偽造行使詐欺取財ノ罪アルモノト認めメ一ノ重キ金四百九十五圓ノ地所書入借用金證書ヲ偽造行使シタル所爲ニ從ヒ更ニ重禁錮一年三月ニ處シ罰金十圓ヲ附加シ監視六月ニ付ス被告ノ控訴及名古屋控訴院檢事ノ偽造ノ借用證書委任狀等ハ之ヲ沒收スヘシトノ附帶控訴ハ之ヲ棄却スト言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シ上告趣意書及擴張書ヲ差出シ辯護士岡崎正也亦擴張書ヲ差出シタリ因テ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ  
被告カ上告趣意ノ第三及辯護士カ擴張論旨ノ第二ハ私書偽造罪ハ其原本ノ目的ニ因テ成立スルモノナレハ假令幾通ノ謄本ヲ作製スルモ別ニ一個ノ犯罪ヲ構成スヘキモノニアラス然ルニ原院ニ於テ謄本ヲ作製シタル點ニ對シテモ亦私書偽造行使罪ヲ構成シタルモノト爲シ刑法第二百十條第一項及同第二百十二條ヲ適用シ處斷シタルハ不當ナリ且第一審ノ判決ハ右謄本ヲ作製シタル點ハ別罪トシテ之ヲ論セサルニ原院カ此點ニ對シ何等ノ理由ヲモ付セス別ニ一個ノ私書偽造行使罪ニ問擬シタルハ刑事訴訟法第二百六十五條ニ違ヒタル不法ノ判決ナリト云フニ在リ此論旨ニ基キ原院文ヲ査閱スルニ被告カ借用金證書並ニ其謄本委任狀ヲ偽造行使シタル所爲ハ各刑法第二百十條第一項第二百十二條ニ云々トスルニ依リハ則借用金證書ノ謄本ヲ作製シタル點モ亦一個ノ私書偽造行使罪ト爲シテ所斷シタルモノト明白ナリ抑證書ノ原本ト謄本トハ固ヨリ別種ノモノニアラザレハ



其原本ト臆本トヲ偽造行使シタル所爲ヲ合シテ一個ノ私書偽造行使罪ヲ構成スルニ過キス然ルニ  
原院ニ於テ證書ノ原本ト臆本トニ付キ各別ニ私書偽造行使罪ヲ構成スルモノト爲シテ所斷シタル  
ハ擬律錯誤ナルノミナラス第一審判決ヲ査閱スルニ證書ヲ偽造行使セシハ全第二百十條初項第二  
百十二條登記願委任狀ヲ偽造セシハ全第二百十二條云々トアルニ依レハ則第一審判決ハ證書ノ臆  
本ヲ偽造行使シタル點ヲ以テ別ニ一個ノ私書偽造行使罪ヲ構成シタルモノト爲サ、ルコト明ナリ  
然ルニ原院ニ於テ此點ニ付檢事ノ附帶控訴モアラサルニ右臆本ヲ偽造シタル點ニ對シ別ニ一個ノ  
私書偽造行使罪ヲ構成スルモノト爲シ所斷シタルハ即チ被告人ノ不利益ニ原判決ヲ變更シタルモ  
ノニシテ刑事訴訟法第二百六十五條ノ規定ニ違ヒタル不當ノ判決ナリトス  
被告カ上告趣旨第六ノ第二點及辨護士カ擴張論旨第一ノ一ハ被告ハ第一審判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ  
爲シタルモノナレハ原判決ニ明示スル如ク第一審判決ハ被告カ金員ヲ騙取センカ爲メ文書ヲ偽造  
シタル點ニ付刑法第三百九十條第二項ヲ適用セザル不法アル上ハ即チ被告ノ控訴ハ其理由アリト  
シテ之ヲ採用ス可キ筈ナルニ被告ノ控訴ヲ棄却シタルハ不當ノ判決ナリト云フニ在リ因テ被告ノ  
控訴申立書及ヒ原院ノ公判始末書ヲ査閱スルニ被告ハ第一審判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルコ  
ト明確ナリ然ラハ即第一審判決ニ刑法第三百九十條第二項ヲ適用セザリシ不當ノ點モ亦被告カ控  
訴ハ趣旨中ニ包含スルモノナレハ則被告ノ控訴ハ其理由アルモノナリ然ルニ原院ニ於テ被告ノ控  
訴ヲ理由ナキモノト爲シ之ヲ棄却シタルハ不當ノ判決ナリトス  
前文ニ説明シタル如ク破毀ノ原由アルコトヲ認メタル止ハ他ノ論旨ニ對シテ逐ニ説明ヲ與フルコ  
トヲ要セス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ原判決ヲ破毀シテ宮城控訴院ニ移ス  
明治二十七年六月四日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 元 忠 判事 岡村 爲 藏  
同 永井 岩之丞 同 川 目 亨 一  
同 龜 山 貞 義 同 内 藤 直 亮  
同 伊 藤 悌 治 書記 加 藤 珠 樹

### 判決要旨

犯罪構成の事實に於て前後撞着し孰れか是なるを知る能ざるは理由の  
齟齬といはざるを得ず

### 説 明

審理は犯罪構成の事實を判明せらしむるにあり若しその審理したる事  
實が前後撞着してその孰れか是なるを知る能はざらんか即ち裁判の理  
由齟齬するものといはざるを得ず

### 冒認事件

明治廿七年第四九四號ノ一  
全年六月五日判決

原裁判所 宮城控訴院

被告人 白島 儀 兵 衛



右明治二十七年四月三十一日宮城控訴院ニ於テ冒認被告事件ニ付檢事ノ控訴ヲ審理シ被告ノ所爲ハ刑法第三百九十三條第一項ニ該當スルヲ以テ第三百九十條第一項第三百九十四條ヲ適用シ處斷スヘキモノナリトス然ルニ原判決ハ失當ナルヲ以テ之ヲ取消シ被告ヲ重禁錮四月罰金五圓監視六月ニ處シ差押ノ書類ハ各差出人ニ還付スト言渡シタルニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シ原院檢事長犬塚盛巍ハ答辨書ヲ差出シタルニ因リ本院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シタル處檢事應當融ハ附帶上告ヲ爲シ辯護士上野靖ハ擴張ノ主旨ヲ辨明シタリ本院ハ右檢事及辯護士ノ辨明ヲ聽キ判決スル左ノ如シ

辯護士擴張ノ要旨ハ原判文ヲ案スルニ「被告人ハ自己所有ノ唐金火鉢大小二十九個大手爐一個夏火鉢十個金屏風一双半會席膳五十枚大蒲團三間敷蒲團五枚ヲ抵當トシ云々更ニ木綿掛蒲團三十間敷十個金屏風一双半會席膳五十枚大蒲團三間敷五枚木綿掛蒲團三十間ナルカ如ク後段ニ至レハ該物件ハ被告人ノ手許ニ保有シ置タル所被告人ハ擅ニ云々同年七月會席膳五十枚重箱一個ヲ金十圓ニ共ニ仙台市北材木町今野直太郎方ニ於テ同人ヘ云々何レモ自分ノ所有ナリト冒認シ云々トアリテ前顯物件ノ外重箱一個モ亦タ「シケ」ヨリ賃借シ之ヲ他ニ質入シタルカ如ク要スルニ犯罪構成ノ事實ニ於テ前後撞着シ孰レカ是ナルヲ知ル能ハサル理由顯赫ノ裁判ニシテ上告ハ其理由ナリトス既ニ此點ニ於テ破毀ノ理由アリトスル以上ハ他ノ論旨及ヒ附帶上告ニ對シテ説明ヲ與ヘルノ必要ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ原判文ヲ破毀シ之ヲ東京控訴院ニ移シ審判セシム

明治二十七年六月五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

裁判長 判事	原 田 種 成	判事	嶋 田 正 章
	同 今 村 信 行	同	昌 谷 千 里
	同 木 下 哲 三 郎	同	柳 田 直 平
	同 津 村 董	書記	奥 村 亮

判決要旨

豫審調書ハ豫審判事ト記シあるも其氏名の記載なきものは無効なりトす

說 明

刑事訴訟法第二十條の官吏公吏の作るべき書類に署名捺印を爲さしむるものは其書類の職權あるものハ正當に調製したるを確實にするあり



若し夫れ其氏名を署せざらんか何人の調製に成るかを知るべからず

●豫謀毆打致死事件 明治廿七年第四七號

全年六月八日判決

原裁判所 大阪控訴院

被上告人 岡村 榮吉

明治二十七年四月二十五日大阪控訴院ニ於テ右岡村榮吉カ豫謀毆打致死被告事件ニ付奈良地方裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ審判シ原院判決ヲ取消シ更ニ被告ヲ有期徒刑十二年ニ處ス押收ノ法服及ヒ下駄ハ差出人杉本「ウノ」ヘ手拭及ヒ腰卷ハ竹村梅次郎ヘ單衣ハ被告ヘ各還付ス公訴裁判費用ハ被告ノ負擔タルヘシト言渡シタル第二審判決ヲ不當ナリトシ被上告人ハ上告ヲ爲シ趣意書及ヒ辨明書ヲ差出シ原控訴院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シタリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ被告辯護士木内傳之助ノ擴張辨論及ヒ立會檢事岩田武儀ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スコト左ノ如シ

辯護士ノ上告擴張論旨ハ原院ニ於テ杉本「ウノ」ノ調書ヲ以テ證憑ニ供シ裁判ヲ言渡シタルハ不法ナリ「ウノ」ノ第四回調書ニ豫審判事ノ氏名記載ナシ即チ刑事訴訟法第二十條ニ違背セル調書ナリト云フニ在リ依テ訴訟法記録ヲ査閱スルニ證人杉本「ウノ」ノ豫審調書第四ト題スル文書ノ末尾ニ豫審判事ト記載シアルモ其氏名ヲ署セサルヲ以テ法律上書類ノ効ナキモノナリ然ルニ原判文證憑ノ部ニ證人杉本久八杉本ウノ云々各豫審調書ト記載シ其無効ノ調書ヲ採用シテ斷罪ノ證據ト爲シタルハ擴張論旨ノ如ク不法ノ判決ナリトス既ニ此點ニ付破毀ノ原由アリト認メタルヲ以テ被告人

ノ上告論點ニ對シ一々説明ヲ與フルノ必要ナン

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ從ヒ原判決ノ全部ヲ破毀シ本件ヲ名古屋控訴院ニ移シ更ニ審判セシムルモノナリ

明治二十七年六月八日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

- |       |       |       |       |          |          |
|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 裁判長   | 判事    | 判事    | 判事    | 判事       | 判事       |
| 原田 種成 | 原田 種成 | 今村 信行 | 今村 信行 | 木下 哲三郎   | 木下 哲三郎   |
| 島田 正章 | 島田 正章 | 昌谷 千里 | 昌谷 千里 | 柳田 直平    | 柳田 直平    |
|       |       |       |       | 同 津村 董   | 同 津村 董   |
|       |       |       |       | 書記 笹本 榮藏 | 書記 笹本 榮藏 |

判決要旨

民事原告人を以て證人として訊問するは不法なり

說明

民事原告人を以て證人と爲ることを許さざるは刑事訴訟法第百廿三條の明文にあり故に宣誓を爲さしめ之を訊問すること能はざるも事實參考人として其供述を聽く敢て不可なし即ち證人として訊問するは法律の許さざる所にして之を採て證據と爲す素より不法ありといはざるを得ず

●私印盜用私書偽造行使冒認被告事件 明治廿七年第三八三號

全年六月十一日判決

判例彙報第二卷 刑事判例



原裁判所東京控訴院

被告人 石井吉太郎

右私印盗用私書偽造行使冒認被告事件ニ付明治二十七年三月二十八日東京控訴院ニ於テ新潟地方裁判所カ有罪ト判決シタル部分ニ對スル被告ノ控訴ヲ審理シ第一審判決ヲ取消シ更ニ被告ハ私書偽造行使地所冒認ノ所爲アリト認メ重禁錮六月ニ處シ罰金五圓ヲ附加シ監視六月ニ付ス押収ノ書類ハ各差出人ニ還付シ裁判費用金ハ被告ノ負擔トスト言渡シタル判決ヲ不服ナリトシテ被告ヨリ上告ヲ爲シ上告趣意書ヲ提出シ被告辯護士齋藤孝治ヨリ上告趣意擴張書及ヒ擴張追伸書ヲ提出シテ原判決ノ破毀ヲ要求セリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ以テ理由ヲ付スルコト左ノ如シ  
上告趣意擴張書第二點原判文犯罪證據ノ部ニ第一審公判始末書ヲ明示セラレタリ然ルニ第一審二回ノ公判始末書ヲ閱スルニ公延ニ於テ堀越八十八ナル者ヲシテ式ニ從ヒ宣誓セシメ以テ證人トシテ訊問シアリ然レトモ右八十八ナルモノハ證人ノ資格ナキヲ以テ明治二十六年二月六日ノ豫審調書ニハ事實參考人トシテ訊問シアリテ原院ハ既ニ此調書ヲ犯罪ノ證據トシテ採リナカラ證人ノ資格ナキ八十八ヲシテ宣誓セシメ證人トシテ取調ヲ爲シタル第一審公判始末書ヲ斷罪ノ用ニ供セラレタルハ違法ナリト云フニ在リ因テ本案訴訟記録ヲ檢閲スルニ第一審裁判所ノ續行公判始末書中堀越八十八ヲシテ宣誓セシメタル上證人トシテ訊問シアリ而シテ右八十八ナル者ハ本案事件即チ被告カ冒認シテ抵當ト爲シタル地所ニ就キ被告ニ對シ民事原告人トナリ其登記取消ノ訴訟中ニ

係ルコトハ本案記録中ニ在ル該民事訴訟記録ニ徴シテ明瞭ナリ然ルヲ以テ上告論旨ノ如ク原院ニ於テハ證人ノ資格ナキ堀越八十八ヲ第一審裁判所カ不法ニ證人トシテ訊問シタル公判始末書ヲモ採テ以テ斷罪ノ證據トナシタルハ違法ニシテ原判決ノ全部ヲ破毀スヘキ原由アリ既ニ此點ニ於テ原判決全部ヲ破毀スヘキモノタル上ハ他ノ上告ニ對シ逐一説明スルノ要ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

原判決ノ全部ヲ破毀シ之ヲ宮城控訴院ニ移シ更ニ審判セシムルモノナリ

明治二十七年六月十一日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- |     |    |       |    |      |
|-----|----|-------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 元 忠   | 判事 | 岡村爲藏 |
| 同   |    | 永井岩之丞 | 同  | 川目亨一 |
| 同   |    | 龜山貞義  | 同  | 内藤直亮 |
| 同   |    | 伊藤悌治  | 書記 | 鷹木一郎 |

判決要旨

現行犯罪に於ける司法警察官の假豫審の處分には必ず立會人を要す

現犯罪の場合には司法警察官も亦刑事訴訟法第四百十七條に基き假豫審の手續を行ふことを得然り而してその之を行ふには刑事訴訟法第九十二條以下の手續に遵はざるを得す即ち臨檢搜索物件差押又



は被告人證人の訊問を爲すに當り立會人を要するか如きは是れあり故に此規定に戻り立會人なくして作りたる調書は之を無効とせざるを得ず

●毆打創傷事件 明治廿七年第三三六號

原裁判所宮城控訴院 被告人 小林 磯次郎

右兩名カ毆打創傷被告事件ニ付明治二十七年五月四日宮城控訴院ニ於テ大審院ノ移送ニ係ル前橋地方裁判所ノ判決ニ對スル被告等ノ控訴及ヒ檢事ノ附帶控訴ヲ審理シ原判決ヲ取消シ更ニ被告儀平磯次郎ヲ各重禁錮三年ニ處シ押収ノ物件ハ各所有者ニ還付スト言渡シタル裁判ヲ不法ナリトシ被告兩名ハ各自ニ上告ヲ爲シ同院檢事長犬塚盛胤ハ答辨書ヲ差出シタルニ因リ本院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ立會檢事應當融ノ意見及辯護士高木益太郎同渡邊要三郎ノ辨論ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

被告磯次郎辯護士高木益太郎ノ上告擴張第二點司法警察官ノ稻村善平同「ハル」ニ對スル假豫審調書ハ立會人ナクシテ訊問シタル違法ノ處分ニ基キタルモノナルヲ以テ刑事訴訟法第九十二條ニ違反スル無効ノ調書ナルニ原院カ之ヲ斷罪ノ基本トシタルハ違法ノ裁判ナリト云ヒ被告儀平磯次郎辯護士渡邊要三郎ハ之ニ同意ヲ表シ該論旨ハ被告儀平ノ上告中ニモ差加ヘラレタキ旨申立タルニ因リ訴訟記録ニ就キ司法警察官ノ作りタル稻村善平同「ハル」ニ對スル訊問調書ヲ査閱スルニ該調

書ニハ同官及善平「ハル」ノ署名捺印アルモ立會人ノ署名アルヲ見ス抑モ司法警察官ニ於テ現行犯罪アルコトヲ認知シ刑事訴訟法第四百七條ニ依リ假豫審ノ處分上被告人證人等ヲ訊問シ調書ヲ作製スル場合ニ在テハ同法第九十二條以下ノ規定ヲ適用セサル可カラサルハ勿論ナルニ右二個ノ調書ハ前條ノ規定ニ戻リ立會人ナクシテ作りタル無効ノ調書ナリトス然ルニ原院カ此無効ノ調書ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルハ違法ノ裁判タルヲ免レサルヲ以テ上告擴張論旨ハ其理由アルモノトス已ニ此點ニ於テ破毀ノ原由アリト認メタル上ハ他ノ上告論旨ニ對シテハ一々説明ヲ爲スノ要ナキモノトス

以上ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十六條ノ規定ニ從ヒ原判決ノ全部ヲ破毀シ函館控訴院ニ移シ更ニ審判セシムルモノナリ

明治二十七年六月十二日大審院第二刑事部公延ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- |     |    |       |    |      |
|-----|----|-------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 原田種成  | 判事 | 島田正章 |
|     | 判事 | 岡村爲藏  | 同  | 昌谷千里 |
|     | 同  | 木下哲三郎 | 同  | 柳田直平 |
|     | 同  | 津村董   | 書記 | 笹本榮藏 |

判決要旨

刑法第三百一條第一項は既に二十日以上ノ疾病休業に罹らしめたる過去の事實にあらざれば之れに該當せず



說明

刑法第三百一條第一項は毆打創傷の結果か廿日以上の疾病休業に罹らしむべき豫想に由て刑を加ふるの意にわらずその毆打創傷に由て既に廿日以上の疾病休業に至らしめたるの事實あらはその第一項に該當するものたり

●毆打創傷事件

全年六月廿五日判決  
明治廿七年第五〇八號

原裁判所東京控訴院

被告人 下村 忠次郎

右毆打創傷被告事件ニ付明治二十七年四月二十日東京控訴院ニ於テ千葉地方裁判所ガ被告ニ對シ重禁錮六月ニ處シ犯罪ノ用ニ供シタル銃丸入短銃一挺ヲ沒取シ其他押収ニ係ル小刀一挺「モルヒチ」一包書類二通ハ被告忠次郎ニ還付スト言渡シタル第一審判決ヲ不當ト爲シタル被告ノ控訴ヲ審理ノ末本件控訴ヲ棄却スト言渡シタルニ服セス被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ  
被告辯護士板倉中内藤磯吉上告擴張論旨ノ第一ハ原判決ニ（前略）庄右衛門ノ左胸第三肋間部ヲ射撃シ爲メニ同人ヲシテ二十日以上ノ疾病休業ニ至ルヘキ創傷ヲ負ハシメタリトアルハ即チ疾病休業ニ至ルヘキ想像ノ事實ヲ掲ケタルモノナルニ疾病休業ニ至ラシメタリトノ過去ノ事實ヲ要スル刑法第三百一條第一項ヲ適用シテ處分セラレタハハ事實ト法律トノ齟齬シタル不法アリト

三十一

云フニ在リ因テ原判文ヲ查閱スルニ寔トニ上告論旨ノ如ク本案第二ノ事實理由ノ部ニ（前略）忠次郎ハ云々誤テ庄右衛門ノ左胸第三肋間部ヲ射撃シ爲メニ同人ヲシテ二十日以上ノ疾病休業ニ至ルヘキ創傷ヲ負ハシメタリトアルハ當時既ニ二十日以上ノ疾病休業ニ罹ラシメタリトノ事實ヲ認メタルニ非ラスシテ但タ其創傷ニ付未來ノ症狀ヲ豫想シタルニ過キサレハ刑法第三百一條第一項ニ該當スルモノニ非サルニ尙ホ同條ヲ適用シテ處分シタルハ全ク事實及ヒ法律ノ理由ニ於テ齟齬アル不當ノ判決ナリトス又其第二ハ本件記録中會テ下村「サヨ」伊藤安治宮内彥助ノ豫審調書ナキニ原判決ニ於テハ實ニ此等ノ調書アルモノノ如ク此無的ノ書類ヲ證據ニ採用シタルハ不法ナリト云フニ在リ因テ本件訴訟記録ヲ檢スルニ下村「サヨ」外二名ノ豫審調書アルコトナシ然ルニ原判決證據列記ノ部ニ其事實ハ（中略）下村「サヨ」伊藤安治宮内彥助及被告忠次郎ニ對スル司法警察官並ニ豫審判事ノ訊問調書云々徹々證據十分トアルハ全ク無キ所ノ書類ヲ以テ本件斷罪ノ資料ニ供シタル不法アリトス既ニ右二點ニ於テ原判決ヲ破毀ヘキ理由アリト認メタルカ故ニ他ノ上告論旨ニ對シテ一々説明ヲ與フルヲ要セス因テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ從ヒ本件ニ對スル原判決ノ全部ヲ破毀シ之ヲ宮城控訴院ニ移ス

明治二十七年六月二十五日大審院第一刑事給公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 元 忠 判事 岡村 爲藏

同 永井岩之丞 同 川目 亨一

同 龜山 貞義 同 内藤 直亮



同 伊藤 悌治 書記 加藤 珠樹

判決要旨

判決主文に於て判決理由の説明と異なる刑の言渡を爲すは不法なり

說明

争ふ所の點に對して必ず裁判を下さざるへからず而して判決理由に於ては明かに争ふ所に對して裁判をなすの説明を爲すも其主文に何等の言渡を爲さざるは畢竟未だ争ふ所に對して裁判を與へたりといふを得ず

●私書偽造行使詐欺取財未遂事件

明治廿七年第五七二號  
全年六月十九日判決

原裁判所 大阪控訴院

被告人 小野 宇三郎

右宇三郎カ私書偽造行使詐欺取財未遂被告事件ニ付明治二十七年五月三十日大阪控訴院ニ於テ大審院ノ移送ニ係ル被告ノ控訴ヲ審理シ有罪ト認メ而シテ第一審判決ハ失當ノ點アリトシ之ヲ取消シ更ニ被告小野宇三郎ヲ重禁錮一年六月罰金二十圓監視六月ニ處ス押収ニ係ル偽造證書三通ハ之ヲ沒收シ公訴裁判費用ハ被告小野宇三郎ノ負擔トシ押収ノ各證據書類ハ各差出人ニ還付スト言渡シタル判決ヲ不法トシ被告宇三郎ヨリノ上告ニ對シ對手人原院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シ尙辯護人高木益太郎ハ上告擴張書ヲ差出シタリ因テ本院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行

三十二

シ判決スル左ノ如シ

辯護人高木益太郎カ上告擴張ノ第一論旨ハ原判決ハ請求ヲ受ケタル點ニ對シ裁判ヲ爲サ、ルモノナリ抑本件ハ被告ニ對シ初メヨリ證書偽造行使ト地所騙取ト公訴ヲ併記セラレタルモノニシテ第一審裁判所ニ於テハ共ニ之ヲ有罪ナリト裁判相成リタルニ付キ被告ハ其全部ニ對シ控訴ヲ爲シタル者ナリ而シテ原院ハ其判決ノ理由ニ於テ之ヲ法律ニ照スニ被告宇三郎カ地所賣渡證書及登記約定偽造ノ所爲ハ共ニ刑法第二百十條一項同第二百十二條ニ該ル云々第一審裁判所カ被告兩人カ地所騙取未遂ノ罪アリトシ刑ヲ科シタルハ不當ノ裁判ナルヲ以テ云々ト説明ヲ爲シタルヲ見レハ地所騙取未遂ノ所爲ヲ無罪ナリト認メタルコトハ明カナリ然ルニ其主文ニ於テ無罪ノ言渡シヲ爲サ、リシハ是レ則チ請求ヲ受ケタル事項ニ對シ裁判ヲ爲サ、ル不法ノ判決ナリト云ヒ又其二論旨ハ原院カ斷罪ノ證據ト爲シタル證人三宅岱二ノ豫審調書ハ其住所中ニ挿入及ヒ改竄アルモノニ相當官吏ノ認印ナキノミナラス之ニ俱フ宣誓書ニ至テハ單ニ小野宇三郎私印盜用被告事件ニ付良心ニ從ヒ云々トアレトモ元來本件ハ豫審請求書ニアル如ク證書偽造詐欺取財事件トシテ被告小野宇三郎野村與一ノ兩名ニ對シ公訴ノ提起アリタリモノニシテ小野宇三郎ノミニ對スル私印盜用被告事件ニアラス況ヤ刑事訴訟法第二百三條ノ規定ニ依レハ凡ソ刑事被告事件ニ付キ證人トシテ陳述ナサシメンニハ各共同被告人ノ孰レニ對シテモ親屬雇人等ノ關係ナシトスルモノ被告ニ對シ此關係ヲ有スルモノナルトキハ其被告事件ニ付キ證人タルノ資格ナキニ於テヤ勿論野村與一トノ關係如何ヲ訊問セス輒ク該被告事件ノ證人トシテ供述セシメタルモノナレハ違法タルヲ免カレ



又原院カ有罪ノ證據ニ採リタル證人佐久間仁右工門ノ豫審調書ニ於ケルモ同前之ニ属スル宣誓書ハ單ニ小野宇三郎私印盜用被告事件ニ付云々トアリテ違法ノモノナリ要スルニ此等ノ證人ノ豫審調書ハ刑事訴訟法第二百一十一條第二百二十三條等ノ規定ニ背反スルモノナルニ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ證據ト爲シ言渡シタル原判決ハ不法ノ裁判ナリト云フニ在リ依テ訴訟記録ヲ查閱スルニ本件ハ最初ヨリ被告小野宇三郎野村與一ノ兩名ニ對シ私書偽造行使及ヒ詐欺取財未遂ノ公訴ノ提起アリテ原判決ノ言渡ニ至ルマテモ尙ホ其儘繼續シツ、アリシコトハ檢事ノ豫審請求書ヲ始メ第一審ノ判決書被告等ノ控訴ノ申立書及ヒ其辯護人届並ニ大審院ノ移送ノ判決書原判決書等ニ徴シ明カナリ然ルニ原院ニ於テハ判決理由ノ部ニ被告兩人カ不動産則チ地所騙取未遂ノ罪アリトシ刑ヲ科シタル事云々不當ノ裁判ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百六十一條ニ依リ第一審判決ヲ取消シ更ニ主文ノ如ク判決ストノ説明ヲ下シナカラ其判決主文ニ於テハ單ニ有罪ト認メタル私書偽造行使罪ノミニ對シ刑ノ言渡ヲ爲シ無罪ナリト認メタル他ノ一罪ニ付付キ言渡ヲ爲サ、リシハ不法ノ裁判ナリ尙ホ且ツ證人三宅岱三佐久間仁右衛門ノ豫審調書ニ於ケルモ之ニ添附セシ宣誓書ニハ小野宇三郎私印盜用被告事件ニ付良心ニ從ヒ云々誓フトアリテハ小野宇三郎野村與一ノ兩名ニ對スル私書偽造行使及ヒ詐欺取財未遂被告事件タル本件ニ付キ正確ニ誓ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得ス然ラハ此等ノ證人ノ調書ハ不法ノモノナルニ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルモノハ亦不法ノ裁判タルヲ免カレス既ニ此ニ點ニ付キ原判決中被告宇三郎ニ對スル部分ハ破毀ス可キモノト認ムルニ依リ他ノ上告論旨ニ對シテハ一々説明ヲ要セサルモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ原判決中被告宇三郎ニ對スル部分ヲ破毀シ之ヲ廣島控訴院ニ移シ審判セシム

明治二十七年六月十九日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- |     |    |       |    |      |
|-----|----|-------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 原田種成  | 判事 | 島田正章 |
| 同   | 同  | 今村信行  | 同  | 昌谷千里 |
| 同   | 同  | 木下哲三郎 | 同  | 柳田直平 |
| 同   | 同  | 津村董   | 書記 | 笹本榮藏 |

判決要旨

犯罪行為によりて及ぼす所の害は二人にありとするも其意思の繼續するものは連續犯とす

說明

連續犯なるものは單一の目的を數度に達せんとするものおれば縱令犯罪行為によりて害を被るべきもの二人ありとするも犯者の意思にして相繼續するものは之を以て連續犯となさざるへからず

◎證書偽造變造及私印盜用詐欺取財事件

明治廿七年第六二〇號  
全年六月廿九日判決

原裁判所宮城控訴院

被告人 柳 園 十 郎



明治二十七年六月一日宮城控訴院ニ於テ右園十郎ニ對スル私證書偽造變造及私印盜用詐欺取財被告事件ノ控訴ヲ審理シタル末刑法第二百十條第一項第二百十二條ニ該當スル犯罪ナリトシ原判決ヲ取消シ被告人ヲ私書偽造行使ノ罪ニ從ヒ重禁錮三年六月ニ處シ罰金二十圓ヲ附加シ監視十月ニ付ス被告人ニ對スル手形偽造行使及詐欺取財事件ハ無罪トス差押ノ書類ハ各差出人ニ還付ス控訴ノ爲メ要シタル刑事裁判費用ハ被告人ノ負擔トスト言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シ原院檢事正木昇之助ハ答辨書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

被告人上告趣旨ハ原裁判所カ變造シタルモノト爲シタル二通ノ證書ニ付テハ巽ニ東京控訴院ニ於テ鑑定人ヲシテ鑑定セシメタル時二人ハ變造シタルモノニアラスト鑑定シタル上ハ裁判官モ亦變造ニアラスト斷定セラルヘキ者ナルニ何等ノ理由モ付セスシテ反對ノ裁判ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニアルモ證據ノ取捨ハ裁判官ノ職權ニ屬スルヲ以テ他ヨリ容喙スルヲ得ス而シテ其取捨ニ付テハ別々理由ヲ付スヘキ者ニアラスト擴張趣旨第一原判文ニ變造證書ハ刑法第四十三條第一項并第一號同第四十四條ニ依リ處斷スヘキモノト掲記シタルニモ拘ハラズ判決主文ニ於テハ差押ノ書類ハ各差出人ニ還付スト言渡シ又控訴ノ爲メ要シタル刑事裁判費用ハ被告人ノ負擔トスト判決シタルハ法則ヲ適用セサル不法アルモノナリト云フニアルモ右前段ニ付テハ原判文ニ刑事訴訟法第二百六十五條ノ規定ニ依リ云々ト該書類ノ沒收ヲ爲サル理由ヲ示シアリ又後段ハ刑ノ言渡シニアラサルヲ以テ別ニ法條ヲ明示セサルモ敢テ不法ト爲スヲ得ズ辯護士擴張論旨第一原判文事實

理由ノ部ニ被告ノ所爲ハ果シテ保證人螺良東一郎ニ對シテ損害ヲ負ハシメタルヤ否ノ最モ必要ナル事實ノ明示ヲ欠キタルハ理由ヲ附セサル不法アリト云フニアレトモ原判文ニ損害ノ生スヘキ事實明示シタル上ハ毫モ理由ニ不備アル所ナシ而シテ現ニ損害ヲ生シタルヤ否ハ敢テ犯罪構成ニ必要ノコトニアラス第二被告人カ第二審廷ニ於テ取調ヲ受ケタルハ津村東一郎ニ對スル證書變造ノ事實ナルニ其陳述ヲ探テ螺良東一郎ニ對スル證書變造行使罪ノ證據ト爲シタルハ基礎ナキ事實ヲ妄斷シタル不法アリト云フニアレトモ裁判所書記カツブラ(螺良)ヲツムラ(津村)ト誤聞シテ記載シタルモノナルコトハ一件記録ニ付テ自ラ事實明瞭ナレハ其取調ハ螺良ニ對スル事件ナルコト亦判然ナルヲ以テ原裁判ハ妄斷ニアラス第三被告カ變造シテ行使シタル證書ハ小管源彌渡邊忠藏ニ對スル二通ナルコトハ原判文ニ明示シナカラ之ヲ連續犯トシテ一罪ト爲シタルハ擬律錯誤ナリト云フニアレトモ其證書ハ源彌忠藏ノ二人ニ差入レタルモ被告カ犯罪ノ意思繼續シタル上ハ之ヲ連續犯ト爲シ一罪ト爲スハ當然ノコトナリ第四原裁判所カ刑法第百條ヲ適用セサリシハ法律ノ理由ヲ欠キタル不法アリト云フニアレトモ前掲第三ニ對スル說明ノ理由ニ依リ原裁判ハ法律ノ適用上不備ノ廉アルコトナシ第五原裁判ハ證書變造ノ點ニ付テハ第一審ト事實法律ノ適用ヲ同シタレハ刑事訴訟法第二百六十一條第一項ヲモ引用スヘキニ之カ適用ナキハ不法ナリト云フニアレトモ第一審裁判ハ刑法第百條ニ依テ處分シタルヲ以テ其中一部ニ付キ瑕瑾アリテ之カ取消ヲ爲スニ於テハ其全部ニ影響スルヲ以テ其全部ヲ取消シ更ニ裁判シタルハ相當ニシテ從テ刑事訴訟法第二百六十一條一項ヲ引用セサリシモ當然ナルヲ以テ原判決ハ不法ニアラス以上上告論旨ハ總テ不相



立刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ之ヲ棄却ス

明治二十七年六月二十九日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- |     |    |       |    |      |
|-----|----|-------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 原田種成  | 判事 | 島田正章 |
|     | 判事 | 今村信行  | 同  | 昌谷千里 |
|     | 同  | 木下哲三郎 | 同  | 柳田直平 |
|     | 同  | 津村董   | 書記 | 奥村亮  |

### 判決要旨

警部代理は素より警部と同一資格を有するを以て司法警察官としておしたる行爲は適法なり

説明

警部あるもの司法警察官として現行犯の場合に假豫審の手續を行ふことを得るは刑事訴訟法四百四十七條の明示する所なり而して警部代理は官制上その資格に於て警部と同一なるを以て司法警察官として假豫審の手續を爲す不法にあらず

### 殴打創傷事件

明治二十七年六月廿九日判決  
全年六月廿九日判決

原裁判所大阪控訴院

被告人 出島岩松

明治二十七年五月三十日大阪控訴院ニ於テ被告岩松ニ對スル殴打創傷被告事件ノ控訴ヲ審理シタル末刑法第三百一條第一項同第八十九條第九十條刑事訴訟法第二百六十一條第一項ヲ適用シ控訴棄却ノ判決ヲ爲シタルヲ不當トシ被告ヨリ上告ヲ爲シ原院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

上告趣意書ノ要領ハ第一本件ハ非現行犯ナルニモ拘ハラス司法警察官力作リタル檢證調書ヲ採テ斷罪ノ證據ニ供シタルハ不法ナリト云フニ在ルモ犯罪ノ當時現場ニ於テ取調ヘタル事實ハ該調書ニ依テ明瞭ナルヲ以テ之ヲ非現行犯ト云フヲ得ス第二巡查部長又ハ警部代理ハ共ニ司法警察官タル資格ナキヲ以テ警部代理巡查部長保田常三郎力作リタル檢證調書ハ無効ノモノナルニ原裁判所カ警部代理ヲ司法警察官ト爲シタルハ不法ナリト云フニアレトモ警部代理ハ警部ト同一ノ資格ヲ有スルコト論ヲ待タズ第三佐藤彬夫ノ鑑定書ニ依ルニ被害者ノ第五ノ急性貧血症ハ第一ノ創傷ヨリ來リタルモノニシテ而シテ右ハ被害者ニ於テ創傷ノ當時即午後八時三十分ヨリ翌午前一時迄五時間餘警察署ニ在テ治療ヲ施サス出血ノ儘放擲シ置キタルニ因ルモノナレハ被告ニ於テ其責ヲ負フヘキモノニアラスト云フニアレトモ原裁判所ハ被告者ニ怠慢アリト認メス即自然ノ結果ト爲シタルモノナレハ右論旨ハ畢竟裁判官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルニ過キササルモノトス第四第一審カ創傷三十三日間ノ疾病休業ト爲シタルハ不法ナリトコトヲ以テ控訴ノ一理由ト爲シ第二審モ其不法ヲ認メ之ヲ改メ二十日以上ト判文ニ掲ケタルニモ拘ハラズ第一審ヲ是認シ控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリト云フニアレトモ原裁判所カ二十日以上云々ト掲記シタルハ只々法律上ノ



用語ヲ用ヒタル迄ニシテ第一審裁判所カ認めタル三十三日ヲ誤判ト爲シタルニアラスト解スヘキヲ以テ原裁判ハ不法ニアラス上告趣意辨明書第一ノ趣旨ハ警察ノ調書ハ壓制ニ成リタルモノニシテ自分ハ決シテ茶碗杯ヲ以テ暴行ヲ爲シタルモニアラス又自分モ當時二十三日間ノ負傷ヲ受ケタルモノニナリト云フニ在レトモ前段ハ裁判官ノ職權ニ屬スル事實認定ノ批難ニ止マリ後段ハ本案上告ニ關係ヲ有セサルコトナリ第二檢證調書ニ現場ニ寢臥シ有ルヲ引致ストアレトモ自分カ寢臥シ居タル場所ハ同家ノ内戸ト云フ所ナリト云フニ在レトモ其内戸ナリシヤ否ハ本件ニ付重キ關係アルコトニアラサルノミナラス原裁判所カ右檢證調書ヲ真正ノモノトシテ採用シタル上ハ其認定ニ對シ批難スルヲ得ス第三本件ハ最初佐伯政雄カ外ヨリ來リ自分ヘ例レ懸リタルヨリ口論ヲ生シ尙ホ彼レヨリ打懸リタルヲ以テ自分モ組付キタル迄ナリト云フニ在レトモ是亦裁判官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルニ過キサルモノナリ第四遠足義純ノ證言ハ虛偽ナルニ原裁判所カ採テ證據ト爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ探證ノコトハ裁判官ノ職權ニアリテ他ヨリ其常否ヲ論難スルヲ得ス第五自分ハ政雄ニ負傷セシメタルコトナシ中島諒民ニ於テ自分カ茶碗ヲ以テ走り行クヲ見テ云々シタル旨ノ陳述ハ虛偽ナリト云フニ在レトモ是亦裁判官ノ職權ニ屬スル事實認定ノ批難ニ止マルモノトス以上總テ適法ノ原由ナキヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年六月二十九日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

裁判長 判事 原田 種成 判事 島田 正章

判事 今村 信行 同 昌谷 千里  
同 木下 哲三郎 同 柳田 直平  
同 津村 董 書記 奥村 亮

**判決要旨**

被告事件に付き證人として訊問するに當り民事原告人ある場合に於ては獨り被告人との關係如何を取調ふるに止まらず必ず民事原告人との關係如何を取調へざるべからず

刑事訴訟法第二十一條の規定に從ひ文字の挿入に官吏の認印なきものは挿入の効を有せざるなり

**說明**

刑事訴訟法第百廿三條は證人とあるを許さるものを規定して曰く一に民事原告人二に民事原告人及被告人の親屬三に民事原告人及び被告人の後見人又は此等の後見を受くる者四に民事原告人及び被告人の雇人又は同居人どあり然らば公訴に附帶して私訴の提起を爲したる民事原告人ある場合に於ては單に被告人との關係有無を取調ふるのみを以て足れり也必ず民事原告人との關係如何を併せて取調へざるべからず



刑事訴訟法第二十一條に曰く前略若し挿入削除及欄外の記入あるときは之に認印すべし云々此規定に背きたるときは其變更増減の効なかるべしとの故に其書類中一字を挿入すと記しあるも之に官吏の認印あるは有効の挿入にあらざる

●詐欺取財事件

明治廿七年第三八一號  
全年六月七日判決

原裁判所名古屋控訴院

被告人 神山 仙吉

明治二十七年三月三十日名古屋控訴院ニ於テ右仙吉カ被告事件ノ控訴ヲ審理シ安濃津地方裁判所ニ於テ被告ハ詐欺取財未遂ノ所爲アリト認メ刑法第四百四條第三百九十條第一項第三百九十四條第三百九十七條第一百二十二條ニ則リ一等ヲ減シ被告仙吉ヲ重禁錮一年三月附加罰金二十圓監視七月ニ處シ公訴裁判費用ハ總テ被告ノ負擔トシ押収物ハ還付ストノ判決ハ相當ニシテ被告ノ控訴其理由ナキニ付之レテ棄却スト言渡シタル判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シタルニ依リ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理ノ上理由ヲ付スコト左ノ如シ

被告カ上告第一論旨ハ第一審公訴私訴ノ判決ニ對シ控訴申立置タルニ原院ハ私訴ノ控訴ナキモノトシ裁判ヲ爲サ、リシハ不法ナリト云云ニ在リ因テ被告ノ控訴申立書ヲ閱スルニ公訴判決ノミニ對シ控訴ノ申立アルノミナラス第二審公判始末書ニ裁判長問私訴ノ判決ニ對シ和ハ控訴ヲ爲サスヤ被告答私訴ノ點ニ對シテモ不服ナルヲ秘訴申立ヲ爲ス時分ニ其申立ヲ爲サ、ル故令更致方無之

トアリテ被告カ私訴ニ付テハ控訴ヲ爲サ、リシコトハ明カナリ故ニ原院ニ於テ私訴ノ判決ヲ爲サ、ルハ當然ノコトニ付上告ノ理由ナシ  
第二論旨ハ第一審判決ニ於テ騙取セサ疑モノ事認メタル品私訴ニ於テ引渡ス可シ判決シタルハ齟齬ノ裁判ナルニ第一審判決ヲ正當ナリト爲シタルニ在レトモ前説明ノ如ク被告ハ私訴ニ付控訴ヲ爲サ、ルニ付第二審ニ於テ更ニ判決ヲ爲シタルニアラサルナリ然ルニ第一審判決ヲ正當ナリト爲シタルハ失當ナリトノ上告ハ其理由ナシ

辯護士高木益太郎カ擴張第一論旨中原院カ斷案ノ資料トナル證人河原慶平ニ對スル豫審訊問ノ當否ヲ按スルニ元來同人ハ民事原告八田尻新八ノ豫審訊書(明治二十六年十一月十五日)中ニ(河原慶平ヲ雇入レ云々)トシ供述アルカ如ク民事原告人ノ雇人タリシモノナレバ素ヨリ證人タルヲ能力ヲ欠キ居ルノミナラス豫審訊事ノ同人ヲシテ證人タルノ宣誓ヲナサシムルニ當リ單ニ神山勇吉被告事件ニ付宣誓スル旨ノ供述ヲナサシメ(宣誓書中神山勇吉ノ名下ニ等ノ一字挿入シテテ何人ノ認印モ之レナキヲ以テ無効ノモノト云ハサルヲ得ス)當上告人ニ對シテ之レカ宣誓ヲ爲シタル蹤蹟ナシ且本件ノ告訴人ハ告訴ト共ニ私訴ノ申立ヲナシタルモノナレハ裁判所ハ獨リ證人ト被告人トノ身分上ノ關係ヲ聞クニ止マヌ宜ク民事原告人トノ身分上ノ關係如何ヲ訊問スベキ筈ナルニ此點ニ對スル取調ヲ欠キタルハ違法ナリ是故ニ河原慶平ノ豫審訊書ハ當然證人タルノ効力ナキ文書ナルニ原院カ之ヲ有効ノモノト認メ斷罪シ證據ニ採用シタルハ不法ナリト云フニ因リ一併記録ヲ査閱スル明治二十七年五月廿五日付被害者田原新八ノ豫審訊書ニ自分ハ民事原告人



大審院に於て河原慶平が豫審に於て取調を受けたるが明治三十六年十一月二十四日以前に於て被害者カ民事原告人ト爲リタル後ニ係ルコトハ明カナリ然ルニ豫審判事ハ慶平ニ對シ被告人神山勇吉等トハ親屬雇人若クハ後見人其他ノ關係ナキヤト問ヒ其關係ナシトノ申立ニ依リ宣誓セシメタルモノニテ民事原告人トノ關係奈何ヲ取調ヘタル事蹟ナシ又慶平方宣誓書ヲ看ルニ神山勇吉ノ下ニ等ノ一字挿入シテト雖モ刑事訴訟法第三十條ノ規定ニ從ヒ官吏ノ認印ガシ然ラハ挿入ノ効ナキモノニ付獨リ勇吉ノ事件ニ對シ宣誓ヲ爲シ被告神山勇吉ノ事件ニ對シテハ宣誓ヲ爲サズシテノ陳述ト認メサルヲ得ス以上ノ如ク民事原告人ト慶平トノ身分上々ノ關係ヲ取調ヘス且被告神山勇吉ニ對シ宣誓ナキ證全慶平ノ豫審調書ヲ斷罪ノ證憑ニ供シタルハ違法ニシテ上告ハ其理アルモノトス已ニ此點ニテ原判決破毀ト認メタル上ハ公訴ニ關スル他ノ論旨ニ對シ一々説明ヲ要セス因テ刑事訴訟法第二百八十五條同第二百八十六條ニ則リ判決ヲ爲ス左ノ如シ

公訴判決ノ全部ヲ破毀シ大坂控訴院ニ移シ更ニ審判セシム

私訴ニ關スル上告ハ之レヲ棄却ス

明治二十七年六月七日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居脩藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 三好 退 藏
- 判事 寛 元 忠
- 同 永井岩之丞
- 同 川之目 亨 一
- 同 龜山 貞 義
- 同 内藤 直 亮
- 同 伊藤 佛 治
- 書記 藤 木 一 郎

判決要旨

大審院の移送を受けたる原控訴院は被告人の控訴及び檢事の附帶控訴を併せ審判すへきものにして控訴の判決を破毀したるに因りその控訴も共に消滅すへきにあらず

檢事附帶控訴の理由は例ひ各被告人の不利益に歸せしむるものなるも不法にあらず

數罪俱發の處刑に就て各罪に一々刑期を指定せざるも一の重き罪に從ふて刑期を定め宣告せは可あり

說明

大審院は控訴の判決を破毀して更に審判を爲さしむる爲め原控訴院に移送せば爰に訴訟は以前の程度に復するを以て控訴院は被告人の控訴及び檢事の附帶控訴を併せ審判すへき即ち大審院が控訴の判決を破毀したりとてその控訴の消滅すへき謂はれなし

檢事は刑事の原告官として併せて公益の保護者ありこの故にその控訴東へ其範圍は被告の利不利を問はざるなり即ち被告人の不利益に歸する處で附帶控訴を爲す處を得ずといふことなし

數罪俱發の場合に於て一の重きに從ふて處分すべしなるを以て各罪



は被告人の服従すべき刑を知り得べしとの事

●詐欺取財事件 明治廿七年第五一七號

全年六月十二日判決

原裁判所宮城控訴院

被告人石原善次

右石原善次カ詐欺取財被告事件大審院ヲ移送ニ因リ明治二十七年五月二日宮城控訴院ニ於テ新潟地方裁判所長岡支部ノ判決ニ對スル被告人ノ控訴及ヒ東京控訴院檢事ノ附帶控訴ヲ審判シ原判決ハ之ヲ取消シ被告石原善次ヲ重禁錮三年ニ處シ罰金二十五圓ヲ附加シ六月ノ監視ニ付テ押収ノ書類物件各差出人ニ還付ス檢事ノ附帶控訴中被告善次外一名カ渡邊彌七ヲ恐喝シテ金百五十圓ヲ騙取シタリトシ件及ヒ被告善次外二名カ樋富伊之八ヲ恐喝シテ藍振出手形及ヒ金百八十圓ノ受取書ヲ騙取シタリトシ件ハ之ヲ棄却スト言渡シタル第二審ノ判決ヲ不當ナリトシ被告人ハ上告ヲ爲シ趣意書及ヒ擴張書ヲ差出シ原控訴院檢事長犬塚盛胤ハ答辨書ヲ差出シタリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ被告辯護士高木益太郎ノ辨明立會檢事岩田武儀ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スコト左ノ如シ

百二十六

虎之助外數名ヲ欺罔シ詐僞ノ賭博ヲ爲シ金圓及ヒ證書類ヲ騙取シタル事實ハ原判文ニ明示スル所ニシテ毫モ違法ノ點ナシ本論旨ハ裁判官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キスシテ上告ノ理由ナシ第三本件ニ付東京控訴院檢事ノ附帶控訴ハ曩キニ上告審ノ判決ニ依リ總テ之ヲ消滅シタルモゾナルニ原院ニ於テ立會檢事ヨリ附帶控訴ヲ提起ヲ俟タズ直チニ探テ斷罪ノ基本ト爲シ既ニ消滅ニ屬セル東京控訴院檢事ノ各附帶控訴ニ對シ判決ヲ與ヘタルハ不告不理ノ原則ニ違背セル不法ノ判決ナリト云フモ曩キニ大審院ニ於テ東京控訴院ノ判決ヲ破毀シ本案控訴事件ヲ原控訴院ニ移シタルモノナレハ原控訴院ハ被告人ノ控訴及ヒ檢事ノ附帶控訴ヲ併セ之ヲ審判スヘキモノニシテ控訴判決ヲ破毀シタルニ因リ其控訴モ共ニ消滅シタルモノナリト云フコトヲ得ス故ニ東京控訴院檢事ノ附帶控訴ニ對シ判決ヲ與ヘタルハ當然ノ處分ナリ第三本件ハ第一審判決ニ對シ被告ヨリ上訴ヲ爲シタルモノナルニ原院ニ於テ檢事ノ附帶控訴タル刑罰輕キニ失セリトノ論旨ニ依リ第一審判決ヲ不利益ニ變更シ更ニ一層重キ刑ヲ言渡シタルハ不法ナリ主タル控訴期間内ニ檢事ノ上訴ナキニ於テハ被告ノ利益ヲ害スヘキ筈ナキハ法ノ規定スル所ニシテ刑罰輕キニ失セリト云フカ如キハ附帶控訴ノ理由ト爲スヘカラス若シ之ヲ以テ其理由アリトセハ刑事訴訟法第二百六十五條ノ法意ハ無効ニ屬スルモノナリ又假リニ其附帶控訴ヲ適法トセハ原院ニ於テ此適法ナル理由ヲ明示シテ被告ヲシテ遺憾ナカラシムヘキニ之ヲ明示セサルハ理由ヲ付セサルモノナリト云フモ被告ノ控訴テカタル時檢事ハ其判決アル迄何時ニテモ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得ルモノニシテ又被告ノ不利益ニ屬スル附帶控訴ヲ爲スコトヲ得スト法律アルコトナキヲ以テ原控訴院ニ於テ檢事ノ附



帶控訴ニ依リ第一審判決ヲ變更シ更ニ重キ刑ヲ言渡シタルハ相當ニシテ違法ノ點ナシ又刑事訴訟法第二百六十五條ハ被告人辨護人等ヨリ控訴ヲ爲シ若クハ被告ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴シタル場合ヲ指シタルモノニシテ本件ノ如キ場合ニ適用スヘキ法條ニ非ス而シテ本件附帶控訴ノ適法ナルコトハ明白ニシテ論ヲ俟タサルモノナレハ別ニ其適法ナル理由ヲ示スノ必要ナキモノトス擴張書第一前段ハ上告趣意第二點ト同一ナリ其後段東京控訴院檢事ノ附帶控訴ハ事實審問證據調定結後ニ之ヲ申立タルモノナレハ之ニ對シ更ニ被告ノ利益トナルヘキ反證呈出ノ告知等ヲ爲スヘキニ之ヲ爲サ、リシハ違法ナリ而シテ原院ニ於テモ仍ホ是等必要ノ手續ヲ爲サス被告ニ答辨ノ機會ヲ與ヘサリシハ前院ノ違法ヲ踏襲シタル不法ヲ免カレスト云フモ利益ト爲ルヘキ反證呈出ノ告知等ヲ爲スハ證據取調上ノ手續ニシテ本案附帶控訴事件ノ如キ場合ニ付別ニ是等ノ手續ヲ爲スヘキモノニ非ス而シテ本件附帶控訴ノ論點ニ對シ辯護人ヨリ其理由ナキ旨ヲ答辨シタル事蹟ハ公判始末書ニ記載スル所ニシテ原公判ノ手續毫モ違法ノ點ナシ第二原院カ附帶控訴ヲ受理シタルヲ相當ナラドセハ東京控訴院檢事ノ附帶控訴ハ第一刑期輕キニ失スルトノ事第二被告カ樋富伊之八ヲ恐喝シテ證書類ヲ騙取シタル事第三被告カ渡邊彌七ヲ恐喝シテ金圓ヲ騙取シタル事第四被告カ太刀川治平ヲ恐喝シテ金圓ヲ騙取シタル事以上ノ四點ニ在リ而シテ原院ニ於テ其第一第二第三ニ對シ判決ヲ爲シタルハ第四點ニ對シ何等ノ判決ヲ爲サ、リシハ不法ナラド云フモ別ニ東京控訴院ニ於テ被告等カ別ニ太刀川治平ヲ恐喝シ金圓ヲ騙取シタル罪アリトハ點ハ果シテ恐喝ヲ爲シタルト認ムヘキ事實オキヲ以テ其理由オシトシ附帶控訴ノ一部ヲ棄却スルノ言渡ヲ爲シ此罪ニ付別ニ上告ヲ爲シタル者ナキヲ以テ附帶控訴第四點ハ棄却ノ判決理由確定シ既ニ消滅ニ歸シタル者ナレハ原控訴院カ此點ニ對シ何等ノ判決ヲ爲サ、リシハ當然ノ處分ナリ第三ハ上告趣意第三點ト同一ナルヲ以テ別ニ辨明ヲ與ヘス第四第五原判文各項ノ事實中財物受授ノ點ハ總テ被害者ノ承諾上合意ヲ以テ之ヲ受授シタルコトヲ認メナカラ其後段ニ至リ欺罔騙取ト爲シタルハ理由ノ齟齬ナリ既ニ完全ナル合意ノ受授ヲ認メタル限リハ到底詐欺取財罪ノ成立スヘキ理由ナシ現ニ押収シアル各證券ニ規定ノ印紙ヲ貼付シ且返金期限ヲ明示シアルヲ見ルモ合意ニ成立シタル證據ヲ表スルニ足レリ論者或ハ云ハン被告ノ所爲ヲ有罪ト斷定シタルハ其要賭博其者ニ欺罔手段ノ存スルアルヲ認メタルモノナレハ初メ財物ヲ受授スルハ合意ニ出テタルモ終リニ賭博ニ因リ騙取ノ目的ヲ遂ケタルモノト斷定セルニ外ナラスト果シテ然ラハ其賭博ノ方法如何ハ犯罪構成ノ要素ナレハ必ス其事實理由ヲ明示セサルヘカラス然ルニ判文上假裝賭博ヲ爲シ云々ト記載シ其賭博カ如何ナル方法ナリシヤ之ヲ知ルニ由ナシ要スルニ理由齟齬又ハ不備タルヲ免カレスト云フモ本件被告等ハ被害者ニ對シ賭博ヲ爲スニ付賭金トシテ一時金圓若クハ預リ證書ヲ貸シ吳ヘキ旨申偽リ被害者ヲシテ之ヲ交付セシメ而シテ詐僞ノ賭博ヲ爲シ結局被告善次ノ全勝ニ歸スヘキ手段方法ヲ設ケ善次ニ於テ其賭金ヲ收取シ以テ騙取ノ目的ヲ遂ケタルモノニシテ其事實ハ判文ニ明示スル所ナリ其被害者ノ承諾上財物ヲ交付セシメタルハ即チ欺罔騙取ノ手段ニシテ詐欺取財ノ犯罪ヲ構成スルヲ論ヲ俟タス而シテ其賭博ノ方法ハ判文第三項中ニ被告善次ト與吉トニ於テ賭博ヲ始メ數番勝負ヲ相爭フマテシテ終ニ善次ヲ勝列ルルニシテ仕做シ被告善次ニ於テ右ノ金員并ニ證書ヲ收取云々トアリ其第三項

爲シタル者ナキヲ以テ附帶控訴第四點ハ棄却ノ判決理由確定シ既ニ消滅ニ歸シタル者ナレハ原控訴院カ此點ニ對シ何等ノ判決ヲ爲サ、リシハ當然ノ處分ナリ第三ハ上告趣意第三點ト同一ナルヲ以テ別ニ辨明ヲ與ヘス第四第五原判文各項ノ事實中財物受授ノ點ハ總テ被害者ノ承諾上合意ヲ以テ之ヲ受授シタルコトヲ認メナカラ其後段ニ至リ欺罔騙取ト爲シタルハ理由ノ齟齬ナリ既ニ完全ナル合意ノ受授ヲ認メタル限リハ到底詐欺取財罪ノ成立スヘキ理由ナシ現ニ押収シアル各證券ニ規定ノ印紙ヲ貼付シ且返金期限ヲ明示シアルヲ見ルモ合意ニ成立シタル證據ヲ表スルニ足レリ論者或ハ云ハン被告ノ所爲ヲ有罪ト斷定シタルハ其要賭博其者ニ欺罔手段ノ存スルアルヲ認メタルモノナレハ初メ財物ヲ受授スルハ合意ニ出テタルモ終リニ賭博ニ因リ騙取ノ目的ヲ遂ケタルモノト斷定セルニ外ナラスト果シテ然ラハ其賭博ノ方法如何ハ犯罪構成ノ要素ナレハ必ス其事實理由ヲ明示セサルヘカラス然ルニ判文上假裝賭博ヲ爲シ云々ト記載シ其賭博カ如何ナル方法ナリシヤ之ヲ知ルニ由ナシ要スルニ理由齟齬又ハ不備タルヲ免カレスト云フモ本件被告等ハ被害者ニ對シ賭博ヲ爲スニ付賭金トシテ一時金圓若クハ預リ證書ヲ貸シ吳ヘキ旨申偽リ被害者ヲシテ之ヲ交付セシメ而シテ詐僞ノ賭博ヲ爲シ結局被告善次ノ全勝ニ歸スヘキ手段方法ヲ設ケ善次ニ於テ其賭金ヲ收取シ以テ騙取ノ目的ヲ遂ケタルモノニシテ其事實ハ判文ニ明示スル所ナリ其被害者ノ承諾上財物ヲ交付セシメタルハ即チ欺罔騙取ノ手段ニシテ詐欺取財ノ犯罪ヲ構成スルヲ論ヲ俟タス而シテ其賭博ノ方法ハ判文第三項中ニ被告善次ト與吉トニ於テ賭博ヲ始メ數番勝負ヲ相爭フマテシテ終ニ善次ヲ勝列ルルニシテ仕做シ被告善次ニ於テ右ノ金員并ニ證書ヲ收取云々トアリ其第三項



以下三六前項同様假裝賭博ヲ爲シ云々ト記載シテ其詐僞ノ手段ヲ設ケ被害者ヲ欺罔シタル事實明白ニシテ要スルニ判文正理由齟齬又ハ不備ノ點アルコトヲ示シ第六原判文中被告カ丸井某ト詐稱セリト認メナカラ其收受セル證書宛名カ石原善次宛ニ認メサセトアルハ告訴人等ノ片言ヲ妄信スルモノニシテ被告カ商號丸イトアルヲ丸井ト誤認セルモノナリ畢竟詐稱シナカラ石原善次宛證書ノ成立スル理由ナク即チ理由ノ齟齬ナリト云フモ被告善次カ金満家丸井某ト詐稱シ而シテ其預リ證書ヲ記サシムル際其債主名義カ丸井ノ番頭ナル石原善次ノ名義ニ爲スヘシト指圖シ云々ト判文ニ記載シテ理由齟齬ノ點ナシ第七原判文第八項佐藤虎之助ニ對スル事實ノ證據中押収ニ係ル預リ證書三通トアリテ其證書ヲ斷罪ノ資料ト爲シタルモ該證書二百圓ノ分ハ明治二十五年六月十八日ニ成立シ其百四十圓ノ分ハ同月二十日ニ成立シタルモノナルハ現證書ノ日付ニ依テ明白ナリ然ルニ原院ハ六月二十一日ニ於テ右三通ノ證書ヲ收受セシモノト判定シ其日時ノ齟齬セル證書ヲ採テ證據ト爲シタルハ不法ナリト云フモ本件預リ證書ハ虛構ニ成立テタルモノナレハ故サラニ其日付ヲ變更シ以テ兩度ニ金圓ヲ預リタルモノ、如ク假裝シタルニ過キス而シテ六月三十一日ニ於テ同月十八日付及ヒ二十日付三通ノ證書ヲ騙取シタルト認メ其現證書ヲ採テ騙取ノ證據ト爲シタルハ相當ニシテ毫モ不法ノ點ナシ第八被告ノ所爲ニ對シ數罪俱發ヲ以テ論セラレシモ各罪ニ付其刑期ヲ指定セヌ單ニ第八ノ罪ヲ重ト爲シトアルモ果シテ何レハ重キカ各之ヲ明示セザレバ之ヲ知ルニ由リシ本案ハ第一審ニ於テ各罪ノ刑期ヲ明示シタルニ原院ハ之ヲ取消シ更ニ一層重キ刑ヲ宣告シタルニ只其第八ノ罪ノミヲ加重シタルカ將タ各所爲ニ付總テ加重シタルカ之ヲ知ルヲ得ス

三十一

要スルニ理由不備ヲ裁判ナリト云フモ數罪俱發ノ場合ニ於テハ一ノ重キ罪ニ從テ處斷スルキモ之ヲ除外シ其一ノ重キ罪ニ付刑期ヲ定メ宣告スルキモ之ヲ除外シテ其他ノ各罪ニ付一々刑期ヲ指定スルヲ要セザルナリ第九原判決主文ニ押収ノ書類物件ハ各差出人ニ還付ストアリ其理由ニ押収ノ書類物件ハ刑事訴訟法第二百二條ニ依リ處分スルニ依リシテ說明セリ被告カ佐藤虎之助等ヨリ領収セシ預リ金證書ハ第一審廷ニ於テ被告ヨリ呈供シ押収ニ係リタルモノナレハ即チ前文ノ押収書類中ニアルモノナリ而シテ差出人ニ還付ストハ被告ニ還付セラレタルモノナラハ正當ノ所有權アリ而シテ被告ナルカ適從スル所ヲ知ルニ由ナシ若シ被告ニ還付セラレシモノナラハ正當ノ所有權アリ而シテ被告ヨリ呈供シタル書類ヲ騙取財ノ罪アリト認メタルハ齟齬ナリ又被害者ニ還付シタルモノナラハ刑事訴訟法第二百二條ニ依リ云々トノミ說明シタルハ違法ナリト云フモ被告カ騙取シタル預金證書等ハ贓物ナルヲ以テ直チニ被害者ニ還付スルニ當然ナリ而シテ贓物還付ノ處分ハ刑ノ言渡ヲ爲スニ非サルヲ以テ其適用スルキ法條ヲ明示スルコト必要トセザルナリ第十犯罪ノ證據取調ヲ爲シテハ刑事訴訟法第九十八條第三百十九條等ノ法則ヲ履行セザルモノアリ又裁判長ヨリ書類朗讀省略ニ付異議ヲキヤ否ヲ問ハレタルハ第一審ニ於テ採用シタル各證據ノミニシテ其他ノ書類ハ被告ニ示サレタルコトナキニ之ヲ採テ認定シ基本ト爲シタルハ違法ナリト云フモ公判始末書ヲ査閱タルニ裁判長自ラ被告一同ニ問本件ノ證據及一切ノ書類即チ豫審調查書告訴狀等一切



ハ讀聞ケテキヤ檢事及ヒ辨護人ハ如何ト一同ハ朗讀ヲ要セザル旨ヲ答テリ被告人等ハ右書類ニ對シ申立ル事ナキヤ答是迄申立タル通リニシテ別ニ陳述スヘキ事ナシ又問反證トシテ差出スヘキモノ及ヒ利益ノ爲メニ申立ル事ナキヤ一同ハ外ニ申立ル事ナシト答フトアリ其證憑取調ノ手續一モ法則ニ違背シタリト認ムヘキモノナシ第十一原判文第二項ノ證憑ニ供シタル土田甚四郎ノ豫審調書ナルモノハ一件記録中ニ存在セザルモノニシテ虛無ノ調書ヲ證憑ト爲シタルハ不法ナリト云フモ判文ニ豫審ニ於テ免訴セラレタル土田甚四郎ノ調書トアルハ土田甚四郎ノ次ノ字ヲ四ト誤記シタルモノタルヤ明白ニシテ參考人ノ氏名中一字ノ誤記アルモ被告ノ利害ニ毫モ影響ヲ及ボサズルモノナレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス第十二原院ニ於テ被告ハ必要ノ關係アル各證人ノ呼出ヲ申請セシニ裁判長ノ獨斷ヲ以テ採可セスト決定セラレシハ違法ナリト云フモ原公判廷ニ於テ裁判長ハ被告ニ證人申請ノ理由ヲ問ヒ而シテ檢事ノ意見ヲ聽キ陪席判事ト合議上各證人請求ハ必要ト認メザルヲ以テ採用セスト決定シタル旨ヲ言渡シタル事蹟ハ公判始末書ニ明記スル所ニシテ違法ノ點アルニ非ス第十三原判決ハ單ニ告訴人ノ片言ヲ採テ臆測杜撰ノ認定ヲ爲シタルモノニシテ破毀ノ原由アルモノナリト云フモ裁判官ノ職權ニ屬スル事實ヲ認定スルニ過キスシテ上告ノ理由ナキモノトス又辨護士高木益太郎ノ擴張書第一原院ハ證人山崎紋藏カ第一審廷ノ供述ヲ斷罪ノ證據ト爲シタルモノ元來紋藏ハ被告善次ノ雇人ニシテ證人タルノ資格アル者ニ非ス其事蹟ハ第一審公判始末書ニ依リ明白ナルノミナラス裁判長ハ刑事訴訟法第百廿三條各項ニ記載セル身分上ノ關係如何ヲ訊問セス輒ク證人ト認メ之カ供述ヲナサシメタルハ違法ナリ且第一審公判始

末書ハ前後二通ニ分レ各證人ノ供述ヲ記載シタルモノハ第二回ノ始末書ニシテ此始末書ニハ官署ノ印ヲ押捺セザル違法ヲ以テ山崎紋藏ノ陳述ヲ採用シタルハ違法ナリト云フモ訴訟記録ヲ檢スルニ山崎紋藏ハ被告善次ト何等ノ關係ナキ者ナルモ曾テ善次ノ依頼ヲ受テ他ヘ金ノ催促ニ行キタルヲ以テ豫審判事ハ善次ノ雇人ト看做シ參考人トシテ取調ヲ爲シタル者ナリ其後第一審公判廷ノ呼出ヲ受ケ出廷ハ際裁判長ヨリ其參考人トナリタル理由ヲ訊問シタル上被告善次ノ雇人ニ非スト認メ茲ニ於テ裁判長ハ刑事訴訟法第百二十三條等ノ條件ニ付抵觸セザルニ因リ證人トシテ訊問スル旨ヲ告ケ式ハ如ク官署セシメタリト公判始末書ニ記載シアリテ其證人タルノ資格アル者ニシテ且取調上ノ手續一モ違法ノ點ナシ又本件第一審公判ハ明治二十六年二月十七日及ヒ三月十四日ノ二回ニ涉ルモ其始末書ハ一通ニシテ第一回第二回ノ記事相接觸シテ空行ナク且每葉契印ヲ爲シ其首葉ニ官署ノ印ヲ押捺シアリテ法則ニ違背シタルモノニ非ス其第二證人大竹多藏ノ調書冒頭ニ豫審判事ハ石原善次外一名詐欺取財事件ニ付證人ニ對シ取調ヲ爲ス處左ノ如シトアリ然ルニ該件ハ指田市三郎小林與吉石原善次ノ被告事件ニシテ善次外一名ノミノ事件ニ非ス依テ同人ハ殘一名ノ者ト證人タルノ能力ナキヤ知ルヘカラサレハ豫審判事カ此點ヲ訊問セスシテ直チニ證人トシテ取調ヲ爲シタルハ違法ナルニ之ヲ採用シタルハ不當ナリト云フモ大竹多藏ノ宣誓書ニハ石原善次外二名詐欺被告事件ニ付云々ト記載シ其善次等三名ノ事件ニ付正當ノ證人トナリ陳述ヲ爲シタルヤ明白ナルニ調書ノ冒頭ニ外一名トアリテ一字ヲ誤記シタルモノ之ヲ以テ違法ノ調書ト爲スコトヲ得ス從テ其調書ヲ採用シテ證憑ト爲シタルハ相當ノ處分ナリ依テ被告人及ヒ辯護士ノ上告論旨ハ總



テ正當ノ理由ナキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年六月十二日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長 判事 原田種成 判事 島田正章

同 岡村爲藏 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平

同 津村董 書記 笹本榮藏

### 判決要旨

宣誓書に證人の捺印なく又捺印し得ざる理由の附記なきは無効とす  
斷罪の資料に供すへき證據の明示を欠くものは不法なり  
偽證罪は裁判所に於て宣誓を爲し陳述するに當り事實を掩蔽したるに  
成立し毫も被告の有罪無罪によりその罪の成立上に影響を及ぼすへき  
にあらず

### 說明

刑事訴訟法第二百二十二條第三項に裁判所書記は證人に宣誓書を讀聞せ  
之に署名捺印せしむ若し署名捺印すること能はざるときは其旨を附記  
すへしとあり然らば則ち捺印なく且つ捺印し得ざる理由の附記なきは

宣誓書として効なきものといはざるを得ず

證據の取捨は犯罪有無の岐るゝ所なれば斷罪の資料に供すへき證據の  
明示を要するは當然なり是れ刑事訴訟法第二百三條に前略且犯罪の證  
憑を明示す可しと云ふ所以にして證據の明示を欠くものは不法の判決  
たるを免れず

偽證罪は詐欺の陳述を以て立證の基本を紊亂するの所爲あれば單に審  
問の要點に重要なる事實に關し知りつゝ、詐欺の陳述を爲すによりて其  
罪を構成し毫も審問を受ける事件の被告人が無罪たると有罪たるとに  
よりて偽證罪の成否を斷すへきにあらず

### ●詐欺取財未遂偽證教唆及偽證事件

明治廿七年第四一〇號  
同年六月十八日判決

原裁判所東京控訴院

被告人 深山 庄吉 被告人 三鬼 由太郎

同 林 魯 同 永岡 金藏

右庄吉外三名ニ對スル詐欺取財未遂偽證教唆及偽證事件ニ付明治二十七年三月十七日東京控訴院  
カ第一審判決ヲ取消シ更ニ被告等ヲ重禁錮十月ニ處シ罰金十圓ヲ附シ尙ホ庄吉ヲ六月ノ監視ニ付  
ス公訴裁判費用ハ明治二十六年(ち)第二二四號事件第一審分ハ之レヲ二分シ一半ハ被告庄吉ニ於  
テ負擔シ一半ハ被告由太郎ニ於テ與吉ト連帶ニテ負擔シ明治二十六年(ち)第二一二號事件第一審



ノ分ハ被告魯利兵衛金藏ニ於テ連帶ニテ負擔シ第二審ノ分ハ總テ被告庄吉由太郎魯利兵衛金藏ニ於テ連帶負擔スヘシト言渡シタル判決ニ服セス右被告等ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スル左ノ如シ  
當院檢事ハ被告辨護士磯部四郎上告擴張第一點ハ理由アルニ付庄吉ニ對スル原裁判ハ違法ナルヲ以テ破毀ヲ免カレサルモノナレハ隨テ他ノ被告ニ對スル判決モ破毀ヲ免カレサルモノナリトノ附帶上告ヲ爲シタリ

被告辨護士磯部四郎上告趣意擴張第一點ハ庄吉ニ對スル犯罪ノ證據トシテ原院ハ證人鈴木源三郎ノ豫審調書ヲ明示セリ然ルニ其豫審調書ニ添付シタル同人ノ宣誓書ニハ調印ナシ而シテ其調印ヲ爲スヲ得サル理由ノ附記ナシ其刑事訴訟法第二百二十二條ノ規定ニ反スル無効ノ書類ニシテ宣誓アリタルモノト看ルコトヲ得ス然レハ宣誓ナキ陳述ヲ證言トシテ採用シ斷罪ノ證トセシハ違法ナリト云フニ在リ依テ之ヲ查閱スルニ源三郎ノ宣誓書ニハ現實ニ調印ナク又調印スルヲ得サル理由ノ附記モ之レナキヲ以テ辯護士所論ノ如ク結局被告庄吉ニ對スル原院判決ハ全部其破毀ヲ免カレサル不法ノモノナリ既ニ此點ニ於テ同人ニ對スル判決ノ全部ヲ破毀スルモノト認ムル以上ハ他ハ上告論旨ニ付テハ一々辨明ヲ與フルノ必要ナシ

被告金藏辯護士板倉中内藤磯吉上告追伸第一點ハ原院カ本件斷罪ノ證據トシテ採用セラレタルモノ、中只單ニ明治廿五年(ハ)第三六四號原告深山庄吉被告深山庄源次間貸金請求事件ノ證人尋問調書トアルノミニシテ何レノ裁判所ノ證人尋問調書ナルヤ證人誰々ノ尋問調書ナルヤ知得スルニ

由ナク所謂裁判ニ理由ヲ欠キタル不備ノ判決ナリト云フニ在リ依テ記錄ヲ審査スルニ原判決證據列記ノ部ニ明治二十五年(ハ)第三六四號原告深山庄吉被告深山庄源次間貸金請求訴訟事件ニ付證人訊問調書ノ拔書トアルノミニシテ辯護士所論ノ如ク何ノ裁判所ニ於テ誰々ニ對シテ爲シタル訊問調書ナルヤヲ明示セス尙一件記錄ヲ取調フルニ深山庄源治ヨリ東金警察署長ニ宛タル深山庄吉ニ對スル告訴狀ニ添付シタルモノト認ムヘキ證據物寫中巡查平豊一郎外三人及林魯外三人ハ證人訊問調書ト題スル書類之レアルモ右ハ相當官吏ノ調製ニ係ルモノニアラサルノミニナラス宣誓書寫一葉添付シタルモ訊問調書寫中ニ記載ナキ者ノ記名アルモノニシテ正確ナル謄本ニアラス殊ニ證人訊問調書ハ元來相當官署ニ於テ調製スキモノナレハ判文中單ニ證人訊問調書ノ拔書トノミニ記載シアルヲ以テ右ノ如キ正確ナラサル寫ヲ意味シテ之ヲ明示シタルモノト認メ難シ必畢原判決ハ證據ノ明示ヲ欠キタル不法アルヲ以テ金藏ニ對スル判決ノ全部モ破毀ヲ免カレサルモノトス既ニ此點ニ於テ破毀ノ理由ヲ認ムル以上ハ他ノ上告趣意ハ一々辨明ヲ與フルノ要ナシ被告由太郎魯辯護鈴木充美上告趣意第一ハ被告由太郎ニ偽證ノ教唆ヲ受ケタリト云フ武部與吉ハ第一審ニ於テ其事件ノ裁判宣告ニ至ラサル前任意自白シタルモノト認メラレタリ之レ即チ自首シタルモノト毫モ異ナル所ナシ然ラハ刑法第二百二十六條ニ依リ免罪セラル可キ筈ナルニ誤テ有罪ノ宣告ヲ受ケ與吉ハ之ニ服從シタルモノナリ若シ與吉カ免罪セラレタルモノトセハ由太郎モ亦無罪ナリ與吉ハ有罪ノ宣告ヲ受ケヘキモノニ非ス之ヲ受ケタルモ只上訴ヲ爲サスシテ確定シタルマテニシテ性質上無罪タルヘキモノナルカ故ニ由太郎モ無罪タラサルヘカラス又假令由太郎與吉共ニ正犯トスヘキモノ



トスルモ其刑ニ教唆者ヲ重シトシ被教唆者ヲ輕シトスヘキ理由ナシ以上ノ理由ナルヲ以テ原院カ由太郎ヲ有罪ナリト認メタルハ擬律ノ錯誤ナリ假リニ由太郎ヲ有罪ナリトスルモ被教唆者ヨリ數等重キ刑ヲ科シ乍其理由ヲ明示セサルハ理由ヲ附セサル不當ノ裁判ナリト云フニ在レトモ與吉ニ對スル第一審判決ニハ「一旦事實ヲ掩蔽シタリト雖モ偽證罪ヲ告發セラル、ニ追テ終ニ良心ニ復シ其非ヲ悟リ云々全ク與吉カ任意ノ自白ナリト看認メタリ」トアレハ與吉カ犯狀ヲ自供シタルハ自首ニアラス自白ナリトノ事實確定セリ果シテ然ラハ任意ノ自白ハ自首ニ非ス故ニ與吉ハ性質上ニ於テモ無罪ニ非サレハ刑法第百八條ニ依リ由太郎ト共ニ正犯トスヘキハ勿論ナリ又教唆者ニ被教唆者ノ關係スルトスルモ其犯情ニ依リ刑期ノ範圍ニ於テ輕重ノ差等ヲ定ムルハ原院ノ職權ニ屬セリ第二ニ第二審廷ニ於テ刑期ヲ變更シ重刑ニ處シ得ヘキ場合ハ第一審判決ニ於テ認メタル事實ノ上ニ錯誤アルトキカ情況ニ於テ輕キニ失スルコト明ナル場合ニ相當スヘキモノナリ然ルニ第二審ニ於テ事實ノ變更ナキニ刑期ヲ變更セントセハ其理由即如何ナル情況ナルカ故ニ此變更ヲ爲スヤノ理由ヲ明示セサル可カラス然ルニ原院ニ於テハ單ニ輕キニ失ストノミ記載シテ此判決ヲ下サレタルハ裁判ニ理由ヲ付セサルモノナリト云フニ在レトモ刑期ハ事實承審官カ其認メタル事實ニ相當ナリトスル處ヲ以テ定ムルモノナレハ假令事實ノ認定ヲ同フスルモ第二審裁判所ニ於テ第一審裁判所カ定メタル刑輕キニ失スルモノト認メタルトキハ之ヲ取消シ自ラ相當ナリト認ムル處ノ刑ヲ定ムルモノナレハ單ニ輕キニ失ストノ理由ヲ以テ刑ヲ重ク變更スルノ充分ナル理由ナリトス而シテ何カ故ニ輕キニ失スルヤノ理由ハ明示スルヲ要セス第三原判決ノ證據説明ノ部ニ「伊藤宇

八森川鉄太郎平野德藏伊藤貞助推名「イノ」ノ陳述ヲ錄取シタル豫審調書トアレトモ右ノ人々ハ證人ナル乎參考人ナル乎又被告人ナル乎明瞭ナラス右ハ刑事訴訟法第二百三條末文ニ違背シタル裁判ナリト云フニ在レトモ皆ナ證人ニシテ取調ヲ受ケタルモノナルコト其調書ニ徴スルニ明瞭ナルヲ以テ判決書中ニ其證人タルコトヲ明記セザルモ原判決ヲ破毀スルノ理由トナスニ足ラス第四ハ被告人ニ對シ原院ハ刑法第二百八條第二項ニ該當スト判決セシモ右第二項ハ重罪ニ關スルモノニシテ輕罪ニ關スルモノハ全第二號ナリト云フニ在レトモ右第二百八條ハ第二項アルコトナキヲ以テ其第二項ヲ記セシハ同條第二ノ誤記ナルコト明カナレハ之ヲ以テ原判決ヲ破毀スルニ充分ナル理由トナスニ足ラス

被告由太郎魯辯護士磯部四郎上告趣意擴張第一ハ原判決中庄吉詐欺取財被告ノ事件ニ付證人トシテノ陳述ヲ錄取シタル各豫審調書伊藤宇八森川鉄太郎平野德藏伊藤定助推名「イノ」ノ陳述ヲ錄取シタル豫審調書ナルモノヲ採用セラレリ依テ一件記録ヲ閱スルニ右豫審調書ナルモノ存在スルコトナシ尤其謄本アレトモ刑事訴訟法第三百三十一條ノ方式ニ欠缺ナキヤ否ヲ知ルニ由ナク隨テ無効ノ書類ナルニ原院カ採テ以テ斷罪ノ具ニ供シタルノミニナラス原本ナルカ如キ明示ヲ爲シタルハ違法ナリト云フモ右等ノ豫審調書ハハ庄吉ニ對スル詐欺取財被告事件ノ一件記録中ニ一ハ林魯外二名ニ對スル偽證被告事件ノ一件記録中ニ皆其原本アリ而シテ右二件ハ併合シテ審理ヲ爲シアルコトハ原院公判始末書ヲ以テ明カナリ然ルニ偶々偽證事件中ニ謄本ノ之レアルヨリ徒ラニ之ヲ辭柄トシテ論スルカ如キハ最モ上告ノ理由トナスニ足ラス又同辯護士ハ當公廷ニ於テ臨時擴張趣意



ヲ陳述シテ曰ク由太郎ニ對スル判文中ニ掲ケタル前後ノ事實孰レガ偽證ニナルカ明瞭ナラサルハ即チ理由不備ノ裁判ナリト然ルニ原判決ヲ見ルニ與吉ヲシテ印刷彫刻方ヲ依頼シタルハ眞ノ深山庄吉ニアラサルカ如ク陳述セシメタルコトノ偽證教唆タル事實ノ認定明瞭ナルカ故ニ理由不備ト云フヘカラス

被告魯上告趣意擴張第一ハ深山庄吉カ金百五圓ノ受取證ヲ源治ニ交付シタルハ明治二十五年五月三十日ナルコトハ數多ノ確證アルニモ拘ハラヌ之ヲ七月二十五日ナリト判定シタルハ探證法ニ違ヒ且刑事訴訟法第二百三條末文ニ違背シタルモノ而シテ其受取證ノ交付ノ日カ五月三十日ナル以上ハ假リニ庄吉カ有罪ナリトスルモ被告魯ニ於テハ犯罪ニ毫モ關係セサル明治二十五年七月二十五日ノ事ヲ證言シタルモノニシテ其罪ヲ曲庇セサルコト明カナリ然ルニ之ヲ偽證罪ナリト判定シタルハ擬律ノ錯誤ナリ又假リニ右受取證交付ノ日ハ明治二十五年七月二十五日ナリトスルモ同證ニ明治二十五年五月二十日ト明記アルハ何故ナルヤノ理由ヲ明示セサルヘカラス然ルニ原判決玆ニ出テサルハ理由ヲ付セサル不法ノ判決ナリト云フニ在レトモ其受取證交付ノ日カ明治二十五年五月三十日ナルカ七月二十五日ナルカハ事實ノ點ナレハ之ヲ七月二十五日トセシハ原院ノ職權ヲ以テ認定シタルコトナルカ故ニ上告ノ理由トナラス既ニ此認定ヲ動カスヘカラサルモノトセハ交付ノ日ヲ五月三十日ナリトシテノ第二段ノ論ハ自ラ其上告ノ理由トナラサルヲ知ルヘク又何故ニ受取證ニ五月二十日ト明記アルヤノ理由ノ説明ヲ要求スルハ結局七月二十五日ト認定シタル理由ヲ説明スヘシト求ムルニ外ナラス故ニ其理由ヲ附セサルモ不法ナリト云フヘカラス其第二ハ原

院ニ於テハ主タル庄吉ト從タル被告トノ差別ナク刑期ノ長短アルニモ拘ハラヌ其理由モ付セス單ニ刑期金額共ニ輕キニ失スルヲ以テ庄吉同等ニ被告魯ヲ重禁錮十月罰金十圓ニ處スト判定セシム不當ナリト云フニ在レトモ其上告適法ノ理由トナラサルコトハ辯護士鈴木充美上告趣意第一ニ對スル辨明ノ末段ノ理由ニ依リテ了解スヘシ偽證ノ罪ハ裁判所ニ於テ宣誓ヲ爲シ證人トシテ陳供ヲ爲スニ當リ事實ヲ掩蔽シタルコトヲ以テ成立スルモノナレハ被告ノ有罪トナルト無罪トナルトニ依テ罪ノ成立上影響アルヘキモノニアラス故ニ庄吉ノ被告事件ノ判決ヲ破毀スル以上ハ當然偽證事件ノ判決ヲ破毀スヘキモノナリトノ檢事ノ附帶ノ上告ハ其理由ナキモノトス  
以上辨明セシ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條第二百八十六條ノ規定ニ從ヒ判決スル左ノ如シ

被告由太郎魯ノ上告及檢事ノ附帶上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年三月十七日東京控訴院ノ被告庄吉及金藏ニ對シテ言渡シタル判決ノ全部ヲ破毀シ更ニ審判セシムル爲メ本件ヲ宮城控訴院ニ移送ス

明治二十七年六月十八日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 笥 元 忠 判事 岡 村 爲 藏
- 同 永井岩之丞 同 川 目 亨 一
- 同 龜 山 貞 義 同 内 藤 直 亮
- 同 伊 藤 悌 治 書記 鷹 木 一 郎



判決要旨

直接に被害者を欺罔又恐喝せざりしとして詐欺取財の犯罪を構成せずといふことを得ず

裁判により財物を詐取せんとして偽造證書の寫を裁判所に提出するは詐欺の手段に着手するものとす

刑法第三百九十八條は親屬に係る場合のみを示したるものにして共犯たる他人の處分法まで定めたるにあらす

裁判によりて免訴を受けたる被告人は證人の日當金を負擔すへきにあらず

說明

犯人は財物を騙取せんと目的を以て全く存在せざる事實を虚構し偽造の證書を以て訴を提起し其局裁判官をして義務辨濟の判決を下さしめ以てその目的を達するか如きは直接に被害者を欺罔又は恐喝せざるも尙は犯罪を構成するに不可あることなし何となれば裁判判決を以て騙取の手段に供せるに外あらざればなり

犯人の所爲にしてその目的とする犯罪と直接且必然の關係を有するものは是れ犯罪の實行に着手したりといはざるへからず然らば則ち裁判

によりて財物を詐取せんとし偽造證書の寫を裁判所に提出するか如きは詐欺の手段に着手するものとす

刑法第三百九十八條に前略第三百七十七條に掲げたる親屬に係るときは其罪を論せずとあるは全く親屬間に於ける詐欺取財罪及受寄財産費消罪を不問に付すといふに止まり決して之を第三百七十七條の第二項に規定したる他人共に犯して財物を分ちたる者は竊盜を以て論ずてう法條をも併せて適用すへしといふの意にあらす

被告人が證人の日當金を負擔するは所謂民事上の訴訟費用の負擔は敗訴者に歸すといふの趣旨に出づるを以て裁判によりて免訴を受くるものは勝訴者あるを以て日當金の負擔を爲すにあらすして國庫の負擔に屬するは刑事訴訟法第二百一條の明文を待たずして明かり

●詐欺取財未遂事件

明治廿七年第四九七號  
全年七月二日判決

原裁判所名古屋控訴院

被告人 青 樹 重 殖

被告人 堀田光三郎

右詐欺取財未遂被告事件ニ付明治二十七年四月二十五日名古屋控訴院ニ於テ名古屋地方裁判所カ被告等ノ所爲ヲ有罪ト認メ各重禁錮十月罰金二拾圓監視六月ニ處シ公訴裁判費用ハ被告等ノ連帶負擔トシ押収ノ書類ハ各差出人ニ還付スト言渡シタル判決ヲ認可シ被告等ノ控訴ヲ棄却シタリ被



告兩名ハ右判決ニ服セス上告申立ヲ爲シ各趣意書擴張書ヲ提出シテ原判決ノ破毀ヲ要求シ原院檢事長加納謙ハ上告理由ナキ旨ノ答辨書ヲ提出セリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ判決スル左ノ如シ

青樹重殖上告趣意書ノ要求ハ原院カ偽造ト認メタル證書ニ通ニ對シ沒収又ハ還付ノ言渡ヲ爲スヘキニ何等ノ言渡ナキハ不法ナリトイフニアレトモ原判文ニ押収ノ書類ハ各差出人ニ還付ストノ言渡アリテ該兩通ノ證書ニ付還付ノ言渡シアルコト明白ナリ第一ノ擴張論旨其一ハ本件ノ被害者タルヘキ山本「マサ」ニ對シ毫モ欺罔恐喝ノ所爲ナキニ被告ノ所爲ヲ詐欺取財未遂トナシタルハ不法ナリトイフニアレトモ被告等ハ山本「シゲ」ト謀リ山本「マサ」ノ相續スヘキ財産中ヨリ金員ヲ騙取セントノ目的ヲ以テ全ク存在セサル事實ヲ虛構シ偽造證書ノ寫ヲ訴狀ニ添ヘ「マサ」ノ特別代理人タル山本「ス」ニ對シテ訴ヲ提起シ裁判官ヲシテ借金返済ノ判決ヲ下サシメントシタルモノナレハ直接ニ「マサ」ヲ欺罔又恐喝セサリシトテ詐欺取財未遂ノ犯罪ヲ構成スヘキハ言ヲ俟タサルナリ其第二ハ山本「ス」ニ對シ何等ノ損害ヲ與ヘサレハ犯罪ノ構成スヘキヲ理由ナシトイフニアレトモ其損害ヲ與ヘサレハコソ原院カ未遂犯ヲ以テ論シタル者ニシテ損害ノ有無ヲ以テ未遂犯ノ構成ニ影響ヲ生スヘキ謂レナシ其第三ハ偽造證書ノ寫ヲ裁判所ヘ提出シタルノミナレハ犯罪ノ實行ニ着手シタルモノニアラスト云フニアレトモ之ヲ提出シタルハ即チ詐欺ノ手段ニ着手シタルモノニシテ原院カ未遂犯ヲ以テ處斷シタルハ相當ナリトス其第四ハ原判文前段ニハ山本「ス」カ躬親ヲ山本家ノ相續者タラシコトヲ企圖シ被告ニ謀リタル處被告ハ云々「マサ」ノ相續スヘキ財産中ヨリ

金員ヲ騙取スルニ若スト勸誘シ云々トアリ又後段ニ至リ「ス」名義ノ答辨書ヲ裁判所ヘ差出サシメ以テ財産騙取ニ着手シタリトアリテ一ハ正犯ノ如ク一ハ正犯ノ如クニシテ事實ノ理由不明ニシテ刑事訴訟法第二百三條ニ違背シタル不法ノ裁判ナリト云フニアレトモ原判文前段ニ之ヲ勸誘シ云々トアルハ被告等カ「ス」ニ對シ「マサ」ノ相續スヘキ財産中ヨリ金圓ヲ騙取センコトヲ申勸メタルコトヲ述ヘ以テ「ス」ト被告等トノ共謀シタル事實ヲ明示シタルモノナレハ其後段ニ至リ着手云々トアルハ首尾相照應シ決シテ正從犯ノ事實理由ヲ混合セシモノニアラス其第五ハ原判文證據ノ列記中山本「ス」外數名ノ調查トノミアリテ其資格ノ明示ナキハ不法ノ裁判ナリトイフニアレトモ其證人タリ其參考人タルノ資格ニ付テハ一件記録ヲ調査セハ容易ニ之ヲ知り得ヘキモノナレハ之ヲ記載セサリシトテ不法ノ裁判トイフヲ得ス第二擴張論旨ハ原院カ遺言書ヲ證據ニ採用セシニモ不拘被告ヲ有罪トセシハ不法ナリトイフニアルモ個ハ原院ノ職權内ニ屬スル事實ノ認定探證ノ當否ヲ論難スルニ過キス第三ノ擴張論旨ハ第一審公廷ニ於テ證人木村又三郎ノ公訴費用ハ宣言アリタルコトナシ假リニ原本ニアリトスルモ同人カ抗告裁判所ヘ召換セラレタルハ舊公債證書買賣事件ニ關スルモノニシテ被告ノ與リ知ル所ニアラサルノミナラス該事件ハ抗告裁判所ニ於テ既ニ免訴トナリタルモノナレハ該出廷ノ費用ヲ被告ニ負擔セシメシハ不法ナリトイフニアリ依テ一件記録ニ付證人木村又三郎ノ抗告裁判所ヘ出廷シタル事蹟ヲ調査スルニ本件以內ノ事件ニシテ同裁判所カ右事件ニ對シ免訴ノ言渡ヲ爲シタルコトハ明白ナリ而シテ第一審判文ヲ閱スルニ「證人木村又三郎日當金五十錢ハ被告三名連帶負擔トス」トアリテ之ヲ第二審判文ニ徵スルニ同判文



ハ單ニ公訴裁判費用ハ被告兩名及ヒ前顯山本輝ノ三名連帶負擔トシ「ノミアリテ證人木村又三郎ノ費用云々特記アラサレトモ原院カ第一審判決ノ全部ヲ認可シタル上ハ其費用ノ點ニ付テモ認可シタルモノトイハサルヲ得ス左スレハ原院ハ第一審カ被告ニ負擔セシムヘカラサル費用ヲ負擔セシメタル不法ノ判決ヲ認可シタルモノニシテ此點ニ對スル被告ノ所論ハ理由アルモノトス故ニ之ニ關スル他ノ上告論旨ハ説明セズ第四第五ノ擴張論旨ハ要スルニ原院ノ認ムル如ク被告ハ山本「ス」ノ共謀者トスルモ「ス」ハ亡山本正厚ノ妻ニシテ山本「マサ」ノ養母ナレハ刑法上ノ制裁ヲ免ル、モノナルヘシ而シテ被告ハ金員分與ヲ約シタルコトナレハ被告ニ於テモ刑法第三百九十八條第三百七十七條ニ從ヒ其罪ヲ論セサルモノナルヘキニ原院カ有罪ト論決シタルハ不法ナリトイフニアレトモ刑法第三百九十八條ハ親屬ニ係ル場合ノミヲ示シタルモノニシテ共犯者タル他人ノ處分法ヲ定メタル律意ニアラサレハ詐欺取財犯ハ竊盜犯ト異リ分贓ノ有無ニ關係ヲ有セス故ニ未遂犯ノ場合ニアリテモ犯罪ノ構成スヘキハ言ヲ俟タサルナリ第六ノ擴張論旨其一ハ詐欺取財ノ罪タルヤ特定ノ人ヲ欺罔スルヲ以テ一原素トス故ニ本件ノ如キ相續人未確定ノ場合ハ罪ヲ構成セストイフニアレトモ山本「マサ」ハ山本家ノ養長女ニシテ當然相續權ヲ有スルモノニシテ尋常相續權ヲ有スルモノニアラサル場合ト同一視スルヲ得サレハ被害者タルヘキ特定ノ人ナシトノ論旨ハ相立タズ其二ハ被告ハ原院ノ認ムル如ク未遂ニシテ未タ何等ノ財産ヲモ得タルモノニアラサレハ無罪タルヘシトイフニアルモ第四第五ノ擴張論旨ニ對スル説明ニ依リ了解スヘシ第七ノ擴張論旨ハ原院檢事ノ訟廷ニ於ケル被告ヲ辨駁スルニ過キサレハ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三十五

辯護士高木益太郎擴張論旨ノ第一ハ被告カ起訴ノ所爲ハ決シテ刑法第三百九十九條第一項ニ該當スヘキモノニアラストイヒ第二ハ原院カ認ムル如キ事實トスルモ被告ト「ス」ハ共謀ノ上被告カ「ス」ヲ起訴シタルモノナレハ只豫備ノ手段ニシテ被害者タル山本「マサ」ニ對シテ財物騙取ノ所爲ニ着手シタル者ニアラストイフニアレトモ右二個ノ論旨ハ被告第一ノ擴張論旨第一ノ説明ニ依リ了解スヘシ第三ハ證人片桐亮ノ豫審調書ヲ閱スルニ被告ト親屬ノ關係アルヤ否ヲ答辨ナク又調書宣誓書「古樹重殖外二名被告」トノミアリテ他二名ハ他人ナルカ解示セス且詐欺取財未遂事件ニ宣誓シタル事蹟ナシ又同調書第三枚目ト第四枚目トニ適當ノ契印ヲ欠キタル者ナルニ原院カ採テ以テ有罪ニ證トセシハ不法ナリトイフニアリ依テ片桐亮ノ調書ヲ閱スルニ證人カ山本輝ニ付親屬ノ關係有無ヲ答ヘ被告ニ付テノ答アラサリシコトハ辯護士所論ノ如クナレトモ山本家ハ證人ト親屬ノ關係アルモノナレトモ輝ニ對シテハ血統ナキコトヲ述ヘ被告ハ元來親屬ノ關係タモアラサルヨリ別ニ之ヲ述ヘサリシコトハ異議ナク宣誓ヲ爲シタルニ依リ知ルヲ得ヘシ他二名ノ被告ハ山本輝及ヒ垣田光三郎タルノミナラス被告自身ノ名義ハ明示シアレハ他二名ヲ明示セサリシトテ被告ノ利害ニ關係アルコトナシ又詐欺取財事件ニ付證人タルヘキコトハ裁判官ニ於テ宣誓ヲ爲サシムル當時之ヲ告知シタルコト調書ノ明記スル處ニシテ其宣誓書ニ至テハ私印盜用私書偽造行使等トアリテ等ノ字ヲ加ヘアレハ詐欺取財事件ヲ包含セシコトハ言ヲ俟タズ其契印ノ如キハ判然其跡ヲ存シアリテ以上ノ數點ハ何レモ辯護士所論ノ如クナラサレハ該調書ヲ原院カ有罪ノ資料ニ供シタルハ決シテ不法ニアラス第四ハ原院ハ證據ヲ調査スルニ際シ各證據ノ取調ヲ終リタル毎ニ被告ノ



意見ヲ聞カスシテ有罪ノ證料ニ供シタルハ不法ナリトイフニアレトモ原告公判始末書ヲ閱スルニ裁判長ハ證據ヲ取調フルニ當リ一ニ何ノ調書ハ此ニアルカ如何ト問ヒ尙之ヲ讀ミ聞セ被告其調書ニ付テハ一々自己ノ意見ヲ述ヘアレハ裁判長ハ證據ノ取調ヘ毎ニ被告ノ意見ヲ聞キタルコトハ始末書自体カ證明スル所ニシテ毫モ不法ノ點ナシ第二ノ擴張論旨ハ原判文ニ山本「マサ」カ相續スヘキ筈ナリシ云々「マサ」廢嫡ノコトヲ山本政守ヘ懸合タルモ云々トアリテ原院カ明カニ「マサ」ヲモ正厚ノ嫡子タリト認メタルモノナリ左スレハ被告カ山本「ス」ヲ起訴シタルノ一事ハ「マサ」ニ對シ何等ノ効力ナキニ原院カ詐欺取財ヲ以テ論シタルノミナラス判文ノ後段ニ相續者未確定云々ノ判語ヲ用ヒ前段ノ判定ト齟齬ノ理由ヲ掲ケタルハ事實認定相牴觸シタル不法ノ裁判ナリトイフニアレトモ前段ハ被告第一ノ擴張論旨其一ニ說明シタル如クナルニ付茲ニ再述セス其後段ハ未確定ノ文字ニ拘泥シタル見解ニシテ未確定ノ間ハ公然「マサ」ノ相續者タル手續ヲ經サル間トイフノ意義ニシテ相續者ナキ場合等ヲ指シタルモノニアラサレハ事實ノ認定相齟齬セシトノ論旨ハ相立タス被告堀田光三郎趣意書ノ第二公訴裁判費用ハ判決ヲ爲スニ法條ヲ適用セサルハ不法ナリトイフモ刑ノ言渡ニアラサレハ法條ノ適用ナキモ不法ニアラス第二ノ第一審ニ於テ押収書類ノ還付ニ法條ノ適用ナキニ第二審ニ至リ初メテ之ヲ適用シタルハ不法ナリ云モ前項ト同ク刑ノ言渡ニアラサレハ第一審ニ適用セサル法條ヲ第二審ニ至リ適用セシトテ敢テ不法トイフヲ得ス第三原判決理由中亡ラ没ニ改竄シ青樹重殖ノ年齢中五ヲ六ニ改竄シアリテ認印ノ押捺ナキハ不法トイフモ原本ニ斯ル改竄ノ跡ナシ第四山本「ス」ヲ共謀者ノ如ク說明シアリ何等ノ處分ナキハ不法トイフモ他人ニ

三十二

關スル事項ハ被告ヲ爲シ得ルノ限リニアラス第一ノ擴張論旨第一山本「ス」ハ被告ト共謀シタルモノト原院カ認メシニモ不拘之ヲ處分セサルハ親屬ノ爲ナルヘシ然レニ法條ヲ適用シテ無罪ヲ言渡サ、ルハ不法トイフモ趣意書第四ノ說明ニヨリ「解」ニシテ其二原判文中同一ノ證書ヲ八百圓ノ證書トイヒ八百五十圓ノ證書トイヒ二様ニ判決シタルハ不法ナリト附フモ其八百圓ノ證書トアルハ第一審ノ判決要旨ヲ掲ケル部中偶其判文ニ脱字アルヲ其儘襲用シタルニ過キズシテ犯罪構成ノ事實ニ影響スヘキ者ニアラザレハ之ヲ以テ上告適法ノ理由ト爲スニ足ラス第二ノ擴張論旨其一乃至其七ハ要スルニ原院カ偽造ト認メタル證書并ニ請求書ハ被告カ筆記シタルモノニアラサルコト「ス」カ不實ノ自訴狀ヲ抗告裁判所ヘ差出シタルトノコト被告ハ「ス」ト共謀スヘキ程ノ身分ニアラストノコト第二審廷ノ申立ニ錯誤アリシトノコト本件ノ告訴ハ惡意ヨリ成立テシトノコトニシテ何レモ處限ノ職權内ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難シ又ハ事實ノ覆審ヲ求ムルノ趣旨ニ外ナラサルハ上告ノ理由ト爲スヲ得ス第三ノ擴張論旨ハ被告ハ「ス」ニ對シ金六十圓ヲ貸與シアルニモ不拘「ス」カ惡意ヲ以テ被告ヲ有罪ニ陷ラシメシニ原院カ輒ク被告ヲ有罪ト處斷セシハ不法ナリトイフニ歸スレトモ是又事實ノ認定ヲ非難スルニ過キズ第四ノ擴張論旨其一乃至其三ハ原院檢事カ公廷ニ於テ論告ヲ辯駁スルモノニ過キズシテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス第五ノ擴張論旨其一ハ第一審ニ於テ被告カ抗告裁判所ニテ免訴ノ言渡ヲ受ケタル事件ノ「證人木村又三郎ノ日當金五十錢ハ被告三名連帶負擔トス」ト言渡シタル不法ノ裁判ナルニモ不拘原院カ之ヲ認可シタルハ不法ナリトイフニ對シ此論旨ハ青樹重殖ノ第二擴張論旨ニ對シ說明ヲ與ヘタル如ク理由アルノ所論ナレ



此點ニ對スル原判決ハ不法タルヲ免カレ其二三第一審判文ニ未尾ニ「山ノ」ヨリ堀田光三郎宛テ證書ヲ取テ「山ノ」イフテ被告ノ曾テ知ラサルモノナリ斯ク不法ノ裁判ナルハ原院カ認可セシハ不法ナリトイフモ第二審判決ノ原本ニハ「山本ス」トアリテ「山ノ」トアラズ左スレバ原判決ヲ非難スルノ謂ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十七條第二百八十九條ニ從ヒ原判決中證人木村又三郎ニ關スル公訴費用ヲ被告等ニ負擔セシメタル點ハ擬律ノ錯誤ナルヲ以テ之ヲ破毀シ更ニ本院ニ於テ判決ヲ爲シ其他ノ上告ハ總テ同法第二百八十五條ニ從ヒ之ヲ棄却ス

青 樹 重 殖

堀 田 光 三 郎

山 本 輝

原判決中證人木村又三郎ノ公訴費用ニ關スル點ヲ破毀シ第二審判決ヲ取消ス

明治三十七年七月三日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

裁判長 判事 寛 元 忠 判事 岡 村 爲 藏

同 永 井 岩 之 丞 同 川 目 亨 一

同 龜 山 眞 貞 義 兵 衛 同 中 内 藤 直 亮

同 伊 藤 藤 梯 治 同 藤 珠 樹

判 決 要 旨

三十四

以テ委託物費消罪は委託を受けたる物件を費消したる時に於て成立し決し  
 以テ委託主か返還督促の有無によりて罪の成否を判すべきにあらす  
 裁判費用負擔の言渡の如きは刑の言渡にあらざるを以て法條を舉示す  
 べきことを要せず

説 明 一 委託物費消罪は委託を受けたる物件を費消したる時に於て成立す換言

すに受寄財産費消の犯罪は受託者か委託物件を費用したる時に成立す換言

すに受寄すれば受託者かその財産を費用消耗して所有主に返還すること能はざ

るの位地に至らしめたるの所爲あるに成立するか故に更らに委託主の

返還督促の有りしと否とを以て費消罪の成否を判別すべき標準とす

刑事訴訟法第二百三條に刑の言渡を爲すには事實及び法律に依り其理

由を明示し云々とあるは刑法第二條の法律に正條なき者は何等の所爲

雖も之を罰することを得ずといふの法律に基くものにして刑の言渡

には必ず其據る所の法條を舉示せざるべからず然れども裁判費用負擔

の言渡の如き刑の言渡といふべからざるを以て刑事訴訟法第二百三條

の規定に遵ふを要せず

●詐欺取財事件 明治廿七年第五八四號 全 七年七月三日判決



明治二十七年五月二十五日大阪控訴院ニ於テ右山田安吉カ詐欺取財被告事件ニ付金澤地方裁判所ノ判決ニ對スル第一原裁判所檢事ノ控訴第二被告人ノ控訴ヲ審判シ第一檢事ノ控訴ハ原判決ヲ取消シ更ニ被告山田安吉ヲ重禁錮五月ニ處ス第二被告人ノ控訴ハ之ヲ棄却ス但數罪俱發ニ付一ノ重キ控訴棄却ニ係ル第二ノ重禁錮一年罰金三十圓監視八月ノ刑ヲ執行スヘキモノトス公訴裁判費用ハ被告ノ負擔トスト言渡シタル第二審判決ヲ不當ナリトシ被告人ハ上告ヲ爲シ趣意書追申書擴張書等ヲ差出シ大阪控訴院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シタリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ被告辯護士植村俊平ノ辨論立會檢事應當融ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲ス事左ノ如シ

上告第一原判文ニ依レバ其前段ニハ安田禎三郎ヲ欺罔シ不正ノ利ヲ得ンコトヲ企圖セシモノ、如ク詐欺ノ原因ヲ掲載シ其後段ニ至リ水口九平ヲ欺罔シ藥種ヲ騙取シタリト明示セラレシハ理由ノ齟齬ナリト云フモ被告水口九平ヲ欺罔シ藥種三十五石餘ヲ騙取シ而シテ之ヲ安田禎三郎ニ賣渡シタルモ禎三郎ハ一時其藥種ヲ被告ニ預ケ置キタルニ被告ハ擅ニ其預リ品ヲ他ニ入質シ之ヲ費消シタル事實ハ原判文ニ明示スル所ニシテ毫モ理由齟齬ノ點アルコトナシ第二委托物費消罪ハ委托主ノ催促ヲ受ルモ返還セザルニ於テ其罪ノ構成スヘキモノナルニ原院ハ禎三郎カ督促ヲ受シタルヤ否ノ點ヲ取調ヘズシテ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ不法ナリ第三被告カ安田禎三郎ニ對スル所爲ヲ以テ委托物費消罪ニ問擬シタルニ依レバ水口九平ニ對スル詐欺取財罪ヲ組成スヘキモノニ非ス何

ハナレバ正當ノ物品ヲ以テ正當ニ委托シタル時ニ於テ費消ノ罪ヲ成立スルモ贓物ヲ以テ委托シタル時ニ委托ノ効ナキモノナレバ然ルニ詐欺取財委托物費消ノ二罪ニ問擬シタルハ擬律ノ錯誤ナリト云フモ委托物費消罪ニ委托ヲ受ケタル物件ヲ費消シタル時ニ於テ成立スル者ニシテ委托主督促ヲ有無ニ依リ罪ノ成立スヘキモノニ非ス又安田禎三郎ハ詐欺取財ノ贓物タルコトヲ知ラスシテ正當ニ藥種ヲ買入レ而シテ更ニ之ヲ被告ニ預ケ置キタルニ被告ニ於テ之ヲ費消シタルモノナレバ其委托物費消罪ヲ成立スルヲ論テ俟タズ故ニ詐欺取財委托物費消ノ二罪アリト判決シタルハ正當ニシテ毫モ違法ノ點ナシ其擴張書第一原判文証憑列記ノ部ニ水口九平安田禎三郎園山武平云々豫審調書トアリテ其証人タルヲ調書ナルヤ又ハ參考人タルノ調書ナルヤヲ明示セスシテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ナリト云フモ水口九平等ノ証人ナルヤ將タ參考人ナルヤハ各豫審調書ニ徴シ明白ナレハ判文上ニ各証人某參考人某ト記載セザルモ法律ニ違背シタリト爲スコトヲ得ス第二原判文ニ公訴裁判費用ハ被告ノ負擔トストアルモ其適用スヘキ法條ヲ舉示セザルハ不法ナリト云フモ裁判費用負擔ノ言渡シ如キハ刑ノ言渡シニ非サルヲ以テ法條ヲ舉示セザルモ違法ト爲スコトヲ得ス第三原判文中ニ水口九平方ニ至リ藥權并ニ玄米百石計リ入用ニ付買集メ吳ト欺罔シ云々トアルモ如何ナル方法手段ヲ以テ欺罔シタルヤノ理由ヲ明示セス單ニ欺罔ノ字ヲ以テ被告カ犯罪ノ意思アルモノトシタルハ不法ナリ第四判文中被告ハ該藥種ヲ園山武平藏ニ入レ云々翌三日九谷小兵衛ヲシテ該藥種ヲ受取ラシタ之ヲ木戸武平方ヲ藏ニ入レ騙取セシモノナリトアリテ右騙取ノ成立ニ藥種ヲ園山武平藏ニ入レタ時ナルヤ將タ木戸武平藏ニ入レタル時ナルヤ其日時明瞭ナラス







而して又第二百六條に官の文書を偽造するに因りて官印を偽造し又は盗用したる者は偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷すとあり是に於て第二百四條及第九十五條を適用すべき犯罪に就ては必ず第三百六條を適用せざるべからず

官私印偽造公證文書偽造及詐欺取財事件

明治廿七年第四九二號  
全年七月五日判決

原裁判所東京控訴院

被告人 栗田 常次郎

被告人 岡本 龜太郎

右官私印偽造公證文書偽造及詐欺取財被告事件ニ付明治二十七年五月二日東京控訴院ニ於テ静岡地方裁判所ノ判決ニ對スル被告等ノ控訴ヲ審理シ被告等ハ該犯罪アリト認め第一審判決ヲ取消シ被告兩名ヲ各重懲役十一年ニ處スト言渡シタル第二審ノ判決ニ服セス被告兩名ヨリ上告ヲ爲シ被告栗田常次郎辯護士高木益太郎及ヒ被告岡本龜太郎ヨリ各上告趣意書ヲ提出シ尙ホ被告兩名ノ辯護士高木益太郎ヨリ擴張書及ヒ臨時擴張書ヲ提出セリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ以テ審判スルコト左ノ如シ  
被告栗田常次郎辯護士高木益太郎カ上告趣意書第一點原院カ被告ニ對スル證憑全ク存在セサルニモ拘ハラヌ不法ニ事實ヲ確定セリト云フニ在レトモ原院ハ原判文ニ明示セル諸證憑ニ據リテ有罪ト認メタルモノニシテ毫モ上告論旨ヲ如キ不法アリコト無ナシ  
其第二點原院ハ公判始末書ヲ閱スルニ審理ノ場所其他或ル事項ヲ印刷セリ是其法律ニ違背シタル

四十六

四十二

無効ノ文書ニシテ原判決ノ適式ナルコトヲ證明スルニ足ラスト云フニ在レトモ縱令或ル事項ヲ印刷シアルモモセヨ我カ法律上之ヲ禁止シタルコトヲキルニテ原院ハ公判始末書ヲ閱スルニ現ニ其印刷ニ異ナル事項ハ之ヲ削除シ又ハ挿入シアルヲ以テ原判決ノ適式如何ヲ證明スルニ足ラズ其無効ノ文書ト云フヲ得ス  
其第三點凡ソ斷罪ノ資料ニ供スヘキ證據書類ハ被告人ノ承諾アルト否トニ拘ハラヌ必ラス之ヲ朗讀スヘキモノナルニ原院ハ之カ朗讀ヲ省キ刑事訴訟法第二百十九條ニ從ヒ完全ナル證據調ヲ爲サレバハ法則ニ違背セリト云フニ在レトモ原院ハ公判始末書ヲ閱スルニ本件ノ證據タルヘキ記錄ヲ朗讀省キ就テハ被告及ヒ辯護士等ニ於テ異議ナキ旨ヲ答スルハミナラス裁判長ハ尙ホ其要部ヲ摘讀シ各被告ニ對シ訊問シ之カ意見ヲ聽ク等詳細悉皆證據調ヲ爲シアルコト明瞭ナルヲ以テ縱令其朗讀ヲ省キスルモ刑事訴訟法第二百十九條ニ違背シタリト爲ス能ハス  
其第四點原院ハ公判審理ノ際刑事訴訟法第一百九條ノ法則ヲ遵守セスト云フニ在レトモ原院ハ公判始末書ヲ閱スルニ其證據ヲ示シ之カ辨解ヲ爲サシメ且利益トナルヘキ證憑提出ノ告知ヲ爲シアリテ該法條ニ違背シタルモノニアラス  
被告岡本龜太郎カ上告趣意書被告ハ本按犯罪ニ關係ナキコトハ一件書類ニ徴シテ明瞭ナルニ原院ハ關係アルカ如ク不當ニ事實ヲ認定シタリト云フニ在レトモ被告栗田常次郎辯護士カ上告趣意第一點ニ對スル説明ニテ了解スヘシ  
被告兩名辯護士高木益太郎カ擴張書ノ第一點原判決書第一ノ事實ニ依リテ上告人常次郎ハ龜太郎



其共謀シタル事實ヲ以テ認定シテモ未ダ實行並ニ行爲ニ加功シタル形跡ハ見出ラズ發見セ  
 ス就中原院ハ官印及ヒ判事ノ認印ハ獨リ龜太郎ニ於テ偽造シ又文書偽造詐欺取財ノ所爲ハ熊太郎  
 一人ノ行爲ナルコトヲ確認シナカテ常次郎ニ刑法第九十五條同法五百八條三百四條三百九十五條  
 ヲ適用シタルハ法則ニ違反セリ況ンヤ官印偽造ノ所爲ハ偽造ト同時ニ犯罪成立スルモノナルハ原  
 院カ犯罪成立ノ場所ヲ示サ、ルハ理由缺欠ノ裁判ナリト云フニ在レトモ本件ノ如ク共ニ詐欺ノ目  
 的ヲ以テ官私印偽造及ヒ文書偽造ヲ爲シ之ヲ行使シテ財物ヲ騙取セシメテ共謀者ニ於テ豫  
 謀ノ如ク結局之ヲ分擔實行シタル主カ指正犯タルヲ以テ各自ニ其刑ヲ科スルキハ當然ナリ故ニ原  
 判決以テ不法ニアラス又其場所ニ就テハ犯罪ノ組成ニ毫モ關係ナクシテ單ニ裁判所ノ管轄ニ於テ必  
 用ナル條件タルヲミナリ然レテ本件ハ數罪俱發ニテ其偽造文書ノ行使及ヒ財物取財ノ點ニ於テ  
 原院ハ明カニ犯罪ノ場所ヲ記載セリ而シテ其管轄ハ静岡地方裁判所ナリ故ニ本件ハ假リニ數箇ノ  
 裁判所ノ管轄ナリト見做スモ静岡地方裁判所ノ外他ノ同等ナル裁判所ニ於テ豫審又ハ公判ニ着手  
 シタルコトナキヲ以テ管轄違ヒアラサルコト明瞭ナレハ官印偽造ニ就テノ場所ヲ明記セストノ點  
 ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス  
 其第三點虛無ノ人名ヲ掲ケタル私文書及ヒ其印類偽造行使ノ所爲ハ法律上罰スヘキモノニアラス  
 何ヲナレハ元來眞物ナキニ之ヲ模擬シタル偽造ナルモノナルハ理ナク然レニ原院カ有罪  
 以テ裁判ヲ與ヘタルハ不法ナリト云フニ在レトモ原院ハ虛無ノ人名ヲ掲ケタル私文書及ヒ其印類偽  
 造行使文所爲ヲ罰シタルコト正當シ故ニ此點ハ上告ノ理由ト爲ラズ

其第三點證人芹澤佐四郎ハ豫審ニ於テ宣誓ヲ爲ス際上告人兩名ニ對シ宣誓ヲ爲シタル事蹟ヲ只  
 僅カニ栗田熊太郎トアルモ其文字スラ描改ニ係リ何人カ認印モアルコトヲ示シ然レニ原院ハ同人ヲ  
 上告人兩名ニ對スル適式ノ宣誓ヲナシタル證人ト認メ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ナリト云フニ  
 在レトモ縱令其宣誓書ニ記載シタル田ノ字ヲ描改ニ係ルニモセヨ之ヲ一件書類ニ照シテ本件ノ被  
 告ノ一人タル栗田熊太郎ナルコトハ疑ヒヲ容レズ然レテ其宣誓書ニ栗田熊太郎等官印偽造等事  
 件云々トアルハ被告兩名ヲモ包含シタルモノナリ何トナレハ等及ヒ事件ノ語ハ本案ノ總テノ被告  
 ヲ網羅シタル言詞ナレハナリ故ニ原院カ芹澤佐四郎ノ豫審調書ヲ斷罪ノ證據ニ供シタルハ不法ニ  
 アラス  
 臨時擴張書ノ要旨原院ハ第二乃至第四ノ所爲ニ對シ公證文書偽造行使ノ法條ヲ適用シナカテ猶ホ  
 該文書ニ押捺シアル裁判所ノ印及ヒ判事ノ認印偽造行使ノ所爲ヲ別罪ヲ以テ論斷シタルハ違法ナ  
 リ何トナレハ登記簿ヲ證明スル文書ハ登記法及ヒ其施行細則ニ依リ官署及ヒ官吏ノ印カキトキハ  
 之ヲ官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シタルモノト云フコト能ハサレハナリ若シ又別罪ヲ構成スト假  
 定スルモ原判決カ刑法第三百六條ハ法則ヲ明示セザルハ法律ノ理由ヲ缺キタル違法ヲ裁判カ  
 云フニ在レトモ其上半段ハ上告ノ理由ト爲ラレハ刑法第二百六條及ヒ私印偽造使用ノ規定ア  
 ルヲ以テ原院カ刑法第三百四條第一項第九十五條第三百八條第二項ヲ適用シタルハ違法ナ  
 ス然レトモ雖モ其下半段ハ上告ノ理由ト爲ラレハ刑法第三百四條及ヒ第三百九十五條ヲ適用スル  
 場合ハ必ズ刑法第三百六條ヲ適用セザル可ラサルニ原院ハ之ヲ適用セスシテ刑法第百條ノミ



ヲ適用シタル擬律ノ錯誤ガレハナリ  
 以上ノ理由ナルヲ以テ被告栗田常次郎辯護士高木益太郎カ上告趣意書ノ第一點乃至第四點被告岡本龜太郎カ上告趣意書被告兩名辯護士高木益太郎カ擴張書ノ第一點乃至第三點及ヒ臨時擴張書ノ上半段ノ上告ハ刑事訴訟法第二百八十五條ニ照シ之ヲ棄却ス  
 臨時擴張書ノ下半段ノ上告ハ刑法第二百八十七條ニ照シ原判決中其擬律錯誤ニ係ル部分ヲ破毀シ直チニ本院ニ於テ判決スルコト左ノ如シ

栗田常次郎  
 岡本龜太郎

原判決ノ認メタル事實中被告等カ裁判所印ヲ偽造シタル所爲ハ刑法第九十五條ニ第二乃至第四ノ公證文書偽造行使ノ所爲ハ各刑法第二百四條第一項ニ該當スルヲ以テ刑法第二百六條ニ依リ官印偽造ノ罪ニ從テ處斷スヘク認印偽造使用ノ所爲ハ刑法第二百八條第一項第二百十二條ニ該當シ第二乃至第四ノ詐欺取財ノ所爲ハ各刑法第三百九十四條ニ該當スルヲ以テ刑法第三百九十四條第二項ニ依リ就レモ其重キ公證文書偽造行使ノ所爲ニ從テ處斷スヘク數罪俱發ニ係ルヲ以テ刑法第百條ヲ適用シ一ノ重キ官印偽造ノ所爲ヲ以テ論スヘキモノトス其他ハ原判決ノ通りタルベシ

明治二十七年七月五日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス  
 其後三審院人及辯護士等ノ新裁判長判事三好九退八藏  
 判事 寛 元 幸 忠

の共犯人カ裁判所印ヲ偽造シタル所爲ハ刑法第九十五條ニ第二乃至第四ノ公證文書偽造行使ノ所爲ハ各刑法第二百四條第一項ニ該當スルヲ以テ刑法第二百六條ニ依リ官印偽造ノ罪ニ從テ處斷スヘク認印偽造使用ノ所爲ハ刑法第二百八條第一項第二百十二條ニ該當シ第二乃至第四ノ詐欺取財ノ所爲ハ各刑法第三百九十四條ニ該當スルヲ以テ刑法第三百九十四條第二項ニ依リ就レモ其重キ公證文書偽造行使ノ所爲ニ從テ處斷スヘク數罪俱發ニ係ルヲ以テ刑法第百條ヲ適用シ一ノ重キ官印偽造ノ所爲ヲ以テ論スヘキモノトス其他ハ原判決ノ通りタルベシ

判決要旨

數罪俱發一の重きに依りて處斷する必ず刑法第百條を適用し以て其理由を明示せざるへからず

說明

數罪俱發一の重きに依りて處斷すへしとは刑法第百條の明示する所た然し然し故に裁判上數罪俱發の處分には必ず刑法第百條の明文を適用し其裁判の據る所の理由を明示せざるへからず

● 委托物費消及竊盜事件

明治廿七年第六八六號  
 全年七月十日判決

原裁判所 大阪控訴院

被告人 三井 富太郎

右委托物費消及竊盜被告事件ニ付明治二十七年六月八日大阪控訴院ニ於テ大阪地方裁判所ノ第一審判決ヲ取消シ被告ヲ重禁錮二年六月ニ處シ押収ノ書類ハ之ヲ差出人ニ還付スト言渡シタル判決ニ服セズ被告ヨリ上告ヲ爲シ對手人原控訴院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シタリ



判決不左如シ二百八十三號ノ判決ニ依リテ被告ノ上告趣意第二點ハ原判決ニ數罪俱發ニ付一ノ情狀重キ第一ノ罪ニ付處分スヘキモノトストアリテ之ニ適用スヘキ法條ヲ示サ、ルハ刑事訴訟法第三百三條ニ違背シタル不法ノ判決ナリト云フニ在リ因テ原判決ヲ查閱スルニ原裁判所ハ被告ノ犯シタル第一乃至第十八ノ委托物費消罪中其情狀重キ第一ノ罪ニ從テ處斷スヘキモノトスト説明シナカラ刑法第百條ヲ適用セ、是則法律ノ理由ヲ明示セザル判決ニシテ刑事訴訟法第二百三條ニ違背シ同法第二百六十九條第九ニ該當スル違法ヲ免レザルモノトス既ニ此點ニ於テ原判決ハ破毀スヘキモノト認メタルニ依リ他ノ上告論點ニ對シテハ一々説明セズ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ從ヒ原判決ヲ破毀シ本件ヲ名古屋控訴院ニ移ス  
 明治二十七年七月十日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

裁判長 判事 原田 種成 判事 嶋田 正章

同 今村 信行 同 昌谷 千里

同 木下 哲三郎 同 柳田 直平 其餘

同 津村 董 書記 奥村 亮

判決要旨

共犯人の一人に對し檢事より公訴提起したるの事跡あるも之を以て他の共犯人に及ぼすことを得ず

四十六

公訴の目的は被告人に對し犯罪を證明し刑を適用するにあるものあり、故に被告人たる確定の人を指示することを要す故に當初檢事の被告として公訴を提起したる以外の者に對しその効を及ぼすこと能はざるは當然あり換言すれば檢事か刑の要求を爲さるものに對して治罪上の手續を爲すことを得ず

私書偽造行使及私印偽造使用事件

明治廿七年第五二四號  
 全年七月二十三日判決

原裁判所東京控訴院

被告人 鈴木 多五郎 被告人 杉野 文彌

明治二十七年四月二十七日東京控訴院ニ於テ右多五郎文彌カ私書偽造行使及私印偽造使用被告事件ニ付東京地方裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ審理シタル末第一審判決ヲ取消シ被告カ私書偽造行使ノ所爲ハ各刑法法第二百十條第一項第二百十二條ニ私印偽造使用ノ所爲ハ各同法第二百八條第二項第二百十二條ニ該當シ六罪俱發スルヲ以テ同法第百條第一項及第三項ニ照シ犯情重キ第二私印偽造使用罪ニ從ヒ更ニ被告多五郎文彌ヲ各重禁錮一年ニ處シ罰金十圓ヲ附加シ監視六月ニ付シ又被告兩名ハ上告ヲ爲シ各其趣意書ヲ差出シ原院檢事長野村維章ハ被告文彌ノ上告趣旨ニ對シ主告ノ理由ナキ旨答辨書ヲ差出シ尙ホ被告多五郎ハ辨明書被告文彌ハ追申書被告兩名辯護士高木







欺取財被害者の腦裡に於ける状態なりとす債務の免脱を圖るか爲めに  
數人共謀して虚偽の借用證書を作り一人か他の一人に對して財物を取  
得せんとするも此行爲たる固々共謀によりて成りたるものされは詐欺  
取財を構成せざるや明かあり  
刑法第三百九十七條は家資分散の際に於ける犯罪行爲の處罰法なり家  
資分散の際にあらされは虚偽の負債を設け自己の債務を免脱せんと圖  
るも犯罪を構成するものにあらす

●詐欺取財事件

明治廿七年第七一三號  
全年七月二十三日判決

原裁判所長崎控訴院

被告人 園 本林之助  
被告人 伊古野仁助  
同 岡 田 多 吉  
同 宗村 徳次郎

右詐欺取財被告事件ニ付明治二十七年五月三十一日長崎控訴院ニ於テ福岡地方裁判所小倉支部カ  
被告等ニ對シ無罪ノ言渡ヲ爲シタルニ服セサル同支部檢事ノ控訴ヲ審理ノ末本案控訴ハ棄却スト  
言渡シタル第二審判決ニ服セス同院檢事長大島真敏ハ上告ヲ爲シタリ  
大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ檢事安居修藏岩野新平ノ意見ヲ聽キ審判  
スルコト左ノ如シ  
上告ノ趣意ハ被告人園本林之助カ強制執行ヲ受ケタル際被告人伊古野仁助外二名ト共謀シ配當金

ヲ騙取スルノ目的ヲ以テ多額ナル虚偽ノ負債ヲ設ケ虚偽ノ借用證書ヲ作り之ヲ以テ執達吏ニ配當  
要求ノ申請ヲ爲シタルモ債權者ノ出訴スル所トナリ其目的ヲ遂ケサリシ事實ハ原院ノ認ムル所ナ  
リ然レハ刑法第三百九十四條第三百九十七條第百十二條ニ依リ處斷スヘキニ法律ニ  
罰スルノ正條ナシトテ無罪ノ言渡ヲ爲シタルハ擬律錯誤アル失當ノ判決ナリト云フニ在リ因テ原  
判文ヲ査閲スルニ被告林之助仁助多吉徳次郎ハ共謀シテ明治二十六年九月小島嘉藏ヨリ被告林之  
助ニ係ル貸車賃金請求事件ニ付強制執行ノ際林之助ヨリ仁助宛テ金一千九百五十圓ノ虚偽ノ借用  
證書ヲ作り同月八日仁助ノ名前ヲ以テ小倉區裁判所執達吏岩崎幾太郎役場ニ配當要求ノ申請ヲ爲  
シタルモノトアリテ林之助ニ在リテハ決シテ他人ノ財物ヲ騙取セント試ミタルモノニアラサレハ  
從テ林之助ト申合セタル仁助外二名ニ於テモ共謀者以外ノ者ノ財物ヲ騙取セントシタル者ニアラ  
サルカ故ニ本件ハ詐欺取財未遂ノ所爲ニアラサルコト固ヨリ論ヲ埃タス必竟林之助等ハ虚偽ノ負  
債ヲ設ケ自己ノ債務ヲ免脱セント圖リタル者ナルニ過キスシテ而シテ本件ハ家資分散ノ際タルニ  
非ラサレハ到底其所爲ハ刑法上ノ制裁ヲ與フルニ由ナキモノトス故ニ原院カ該所爲ハ法律上罪ス  
ヘキ正條ナキモノト爲シ無罪ノ言渡ヲ爲シタルハ相當ニシテ上告ハ其理由ナキモノトス  
右ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年七月二十三日大審院刑事休暇部公延ニ於テ檢事安居修藏岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 中村 元 嘉  
同 判事 小松 弘 隆  
同 川 目 亨 一  
同 高 木 豊 三



百六十八  
同 西川 鉄次郎  
同 内藤 直亮  
同 津 村 薫  
書記 鷹木 一郎

### 判決要旨

現行犯にあらざれば司法警察官の檢證調書を以て斷罪の資料とするを得ず

#### 說明

檢證調書は豫審判事本然の職務あり現行犯に限り司法警察官に借すに檢證調書を以てするは事の至急に應ずると證據の湮滅を恐るゝか爲めなり此例外の場合を除きて司法警察官の檢證調書を以て斷罪の資料とするは違法なり

### 強盜殺人事件

明治廿七年第五四一號  
全年八月六日判決

原裁判所長崎控訴院

被告人 小林 喜三次

右喜三次カ強盜殺人被告事件ノ控訴ニ付明治二十七年四月二十八日長崎控訴院ニ於テ審理ノ未被告ヲ有罪ト認メ公訴ニ付テハ被告ノ所爲ハ刑法第三百八十條ニ該當ス故ニ第一審判決ハ相當ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナキニ付刑事訴訟法第二百六十一條初項ニ基キ之ヲ棄却ス私訴ニ付テハ民事原告人ノ請求ヲ相當ナリト認ム故ニ第一審判決ハ相當ニシテ取消スヘキ廉アルコトナシ因テ本

二十八

案控訴ヲ棄却ス控訴ニ關スル費用ハ控訴人ノ負擔トスト言渡シタル判決ニ服セス被告ハ上告ヲ爲シ原判決ノ破毀ヲ要求シ控訴相手方原院檢事長大嶋貞敏及ヒ私訴相手方代人田中際藏ハ各答辨書ヲ差出シタリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ  
公訴上告論旨第一點ハ本件ハ非規行犯ナルニ司法警察官カ檢證調書ヲ作り而シテ原院カ該調書ヲ斷罪ノ證據トシテ採用シタルハ違法ナリト云フニ在リ因テ審按スルニ犯所ニ臨ミ檢證ヲ爲シ調書ヲ作ルハ非規行犯ノ場合ニ於テハ専ラ豫審判事ノ職權ニ屬シ司法警察官ハ現行犯ノ場合ニ非サレハ此ノ如キノ職權ヲ有セサルナリ本件犯罪ハ明治二十六年六月二十日ニシテ司法警察官カ檢證ヲ爲シ調書ヲ作りタルハ同年同月二十四日ニ在リ即チ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノニ非ス又訴訟記録ニ依ルニ現行犯ニ准ス可キ事由ノ見ル可キノナシ左レハ本件犯罪ハ非現行犯ナリト認メサルヲ得ス然ル司法警察官ニ於テ檢證調書ヲ作りタルハ違法ニシテ其調書ハ法律上證據タルノ効力ヲ有ス可キモノニ非サルニ拘ハラス原院カ之ヲ採用シ斷罪ノ資料ニ供シタルハ違法ニシテ原判決ハ到底破毀ヲ免カレサルモノトス既ニ此點ニ於テ原判決ノ破毀ヲ認ムル上ハ他ノ論旨ニ對シ一々辨明ヲ與フルヲ要セス又私訴ノ判決ハ公訴判決ノ理由ニ基キタルモノナレハ公訴判決ニシテ破毀ノ理由アル上ハ私訴ノ判決モ亦從テ破毀ヲ免カルコトヲ得ス因テ其上告論旨ニ對シ別ニ辨明ヲ與ヘサルナリ  
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ則リ公訴私訴ニ關スル原判決ノ全部ヲ破毀シ本件ヲ廣島控訴院ニ移シ更ニ適法ノ審判ヲ爲サシム



明治二十七年八月六日大審院休暇部公延ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

百七十

裁判長 判事 元 忠 判事 増 戸 武 平

同 島 田 正 章 同 長 谷 川 喬

同 龜 山 貞 義 同 中 尾 眞 晃

同 柳 田 直 平 書記 加 藤 珠 樹

### 判決要旨

保證豫納金は控訴成立の一要件たり

説 明

控訴を爲さんとするもの裁判費用の保證として金二十圓を豫納するは控訴を成立せしむる一要件なり故に控訴人に於て資力なきを以て豫納金免除の請願を爲したるときは其控訴の成否は免除請願の許否に一任せらるゝものとす

### 強窃盜事件

明治廿七年第五六〇號  
全年八月二十日判決

原裁判所名 古屋控訴院

被告人 平塚 松之助

右強窃盜被告事件ニ付明治二十七年五月十四日名古屋控訴院ニ於テ被告カ大坂地方裁判所ノ判決ニ對シ控訴申立ヲ爲シタルハ控訴期間内ニアリト雖モ保證金ヲ差出シタルハ其期間ヲ經過シタル

後ニ係ルヲ以テ本按控訴ハ有効ニ成立セサルモノニ付受理スヘキモノニアラストシ之ヲ棄却シタリ被告ハ右判決ニ服セス上告申立ヲ爲シ其趣意書辨明書ヲ差出シテ原判決ノ破毀ヲ要求シ原院檢事長加納謙ハ上告理由ナキ旨ノ答辨書ヲ差出セリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ  
上告趣意書ノ第一ハ原院カ本件控訴ヲ棄却シタルニ法條ヲ適用セサルハ刑事訴訟法第二百三條ノ規定ニ違背シタル不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ本案控訴ハ不成立ナルカ爲メ棄却シタルモノナレハ之ニ該當スヘキ法條ナシ又刑ノ言渡シニアラサレハ刑事訴訟法第二百三條ニ據ルヘキモノニアラス故ニ棄却ノ法條ヲ適用セザリシトテ不法トイフヲ得ス第二ハ被告カ控訴申立ト同時ニ保證金豫納免除願ヲ爲シ其趣意ニ付許否ノ決定ナキ前該金員ノ調達整ヒタルニ付之ヲ領収セラレンコトヲ乞ヒ併セテ免除願ノ取消ヲ請求シ其後該金ノ納付ヲ爲シタルモノナレハ其納付ハ控訴期限ヲ經過シタルモ控訴ハ有効ニ成立スヘキモノトイヒ又被告ノ爲シタル免除願取消ノ請願ニ對シ何等ノ指定アラサルニ付原院ハ此點ニ基キ相當ノ審理ヲ遂クヘキニ何等ノ審理ヲモ爲サルハ不法ナリトイフニアリ依テ前段ノ趣旨ニ付審按スルニ控訴ノ申立ヲ爲ス當時ニアリテ保證金ノ豫納ヲ爲サス其免除ノ請願ヲ爲シタル者ハ其控訴ノ成否ハ免除願ノ許否ニ一任スヘキモノナリ既ニ其請願ヲ爲シ控訴ノ期間後ニ至リタル上ハ其許否ノ判定アラサル以前トイヘトモ更ニ其請願ヲ取消シ其保證金ノ納付ヲ爲セントテ爲メニ控訴ノ成立スヘキモノニアラス何トナレハ明治三十三年法律第七號重罪豫納金規則第一條ニ「重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者控訴ヲ爲サントスルトキハ裁判費

判例彙報第二卷 刑事判例

百七十二



用ノ保證トシテ金二十圓ヲ豫納スヘシトアリテ保證金ノ豫納ハ控訴成立ノ一要件トシテ規定シアレハ控訴申立ト保證金豫納トハ相俟テ始メテ控訴ヲ成立セシムヘキモノナレハナリ若シ然ラスシテ控訴期間后ニアリテモ本案ノ如キ場合ハ尙保證金ヲ納付シ得ヘキモノトセハ先キノ控訴ノ申立ハ后ノ納付ノ日ニ至リ始テ効力ヲ生シ其結果トシテ期間后ノ控訴ヲ成立セシムヘキコトニ至ラン法律ハ決シテ斯カル成立ヲ許サルナリ故ニ原院カ本件控訴ハ有効ニ成立セサルモノトシ之ヲ棄却シタルハ相當ノ判決ニシテ毫モ非難スヘキノ點ナシ其後段ハ被告カ免除願ノ取消シヲ請願シタル上ハ尙其以前ニ遡リ其取消シタル免除願ノ當否ヲ審理スルノ要ナケレハ右論旨ハ上告ノ理由ト爲スヲ得ス第三ハ原公延ニ於テ裁判長ハ被告ノ住居及ヒ出生ノ地ヲ訊問セサルハ不法ナリトイフニアルモ原院公判始末書ヲ閱スルニ之ヲ訊問シタル跡アレハ又以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス上告辨明書ノ第一第二ハ趣意書ノ第一第二ヲ敷衍スルニ過キサレハ前掲ノ説明ニ依リ了解スヘシ右ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年八月二十日大審院休暇部公延ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

- 裁判長 判事 栗塚省吾 判事 本尾敬三郎  
 同 本多康直 同 藤田隆三郎  
 同 永井岩之丞 同 木下哲三郎  
 同 伊藤佛次 書記 笹本榮藏

判決要旨

被告人に對する取締の手續に於て不法の點ありとするもその供述に影響を及ぼすへきものにあらざる以上はその供述を録取したる豫審調書を以て不法と爲すことを得ず

說明

令狀の方式に欠く所ありとしてその拘留中取調へたる豫審調書を以て不法のものとなすことを得ず即ち拘留は審理の結了せざる間被告人の身体に對する取締の一方に外ならざれば縱令その取締の手續に於て不法の點ありとするもその供述に直接の影響を及ぼすへきにあらざればなり

私書變造詐欺取財事件

明治廿七年第五九一號  
 全年八月廿三日判

原裁判所東京控訴院

被告人 柏 德 次 被告人 伊勢龜利 平

右德次外一名私書變造詐欺取財被告事件ニ付明治二十七年五月二十五日東京控訴院カ被告人等ノ所爲ヲ有罪ト認メ原判決中被告兩名ニ關スル部分ハ之ヲ取消ス被告德次利平ノ兩名ヲ各重禁錮一年ニ處シ罰金拾圓ヲ附加シ監視六月ニ付ス押収ノ書類ハ各差出人ニ還付ス公訴裁判費用ハ被告兩名ニ於テ田村松藏ト連帶シテ負擔スヘシト言渡シタル裁判ニ服セス被告等ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理スル左ノ如シ



被告徳次辯護士高木益太郎上告趣意第一ハ原院ハ上告人ニ對スル斷罪ノ證憑全ク存在セサルニモ拘ハラス有罪ノ事實ヲ確定シタルハ不當ナリト云フニ在レトモ原判決ヲ閱スルニ證憑ヲ明示シアレハ之ニ依テ事實ヲ認定シタルモノトス然ルニ之ニ對シテ斷罪ノ證憑全ク存在セスト唱フルハ必竟原院ノ職權ニ屬スル證據ノ取捨事實ノ認定ヲ非難スルニ外ナラスシテ上告適法ノ理由トナラス其第二ハ原院ノ公判始末書ハ其重要ノ部分ハ印刷シアルヲ以テ法則ニ違背シタル無効ノ文書ニシテ第二審公判ノ適式ナルゴトヲ證明スルニ足ラス從テ原院ノ裁判ハ破毀スヘキモノナリト云フニ在レトモ公判始末書ヲ印刷スルコトハ法律ノ禁スル處ニ非サルノミナラス若シ公判ニ於テ其事ト異リタル手續アリタルトキハ其印刷シタル部分ヲ更正スルコト一モ差支アルコトナケレハ原院ノ公判始末書カ其要部ニ於テ印刷シアリト云フモ之ヲ無効ト云フヘカラス其第三ハ原院ニ於テ公判ノ際斷罪ノ資料トナシタル證憑ハ其朗讀ヲ省畧シタリ此法則ニ違背スルモノナリト云フニ在レトモ原院公判始末書ヲ閱スルニ證據書類朗讀省畧ニ付被告人辯護士共異存ナカリシコト明白ナレハ其朗讀ヲ省畧スルモ辨解ニ差支ナカリシモノナレハ之ヲ以テ違法ナリト云フヘカラス其第四ハ原院裁判長ノ證據調ハ刑事訴訟法第九十八條ヲ無視シタル不法アリト云フニ在レトモ原公判始末書ヲ閱スルニ裁判長曰ク只今示シタル證據ニ付辨解アラハ申立ヨ云々トアリテ被告ニ充分辨解ノ機會ヲ與ヘタルコト明白ナレハ原院ノ證據調ノ手續ニ於テ不法ノ點アルコトナシ從テ不法ニ事實ヲ確定シタリト云フ可カラス

辯護士高木益太郎上告趣意擴張第一ハ石川三之作ニ對スル拘留狀ニテハ之ヲ發シタル時刻ノ記載

ナキヲ以テ不法ナリ此不法ノ令狀ニ基キ同人ヲ監禁シタルハ違法ノ處分タルヲ免カレス從テ其監禁中同人ヲ訊問シテ作成シタル豫審調書モ亦無効ト云ハサルヲ得ス然ルニ原院ハ同人豫審調書ヲ有罪ノ證據ニ採用シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ拘留ハ審理ノ結了セサル間被告人ノ身體ニ對スル取締ノ一方法ニ外ナラサレハ假ニ其手續ニ不法ノ點アリトスルモ豫審廷ニ於ケル供述ニ影響ヲ及ホシタリトノ事蹟ノ見ルヘキモノナキヲ以テ其供述ヲ錄取シタル豫審調書其自体ヲ不法ナリト云フヘカラス其第二ハ伊藤久四郎ノ明治二十六年十二月十八日付ノ豫審調書ニハ豫審判事カ訊問シタリト目スヘキ記載ナク尤モ其末段ニ豫審判事ト記載アルモ右ハ刑事訴訟法第二十一條ノ規定ニ背キタルモノニシテ此點ニ二字削ルトアレハ二字記載ノ効ナキコトハ判明セリト雖モ更ニ判事ノ二字ヲ加ヘタル旨ノ記載ナク又其加ヘタル點ニ特ニ認印ナキヲ以テ挿入ノ無効ノモノト云ハサルヲ得ス隨テ該調書ハ適法ナル官吏ノ訊問ニ基キタルモノト云フヲ得サルヲ以テ之ヲ採用シタル原判決ノ無効ナルコト勿論ナリト云フニ在レトモ該書ヲ閱スルニ「二字削」ノ欄外記入ニハ認印ナキモ削除記入ノ場所ニハ認印アルヲ以テ其記入ノ効ナシト云フヘカラス被告徳次辨明ノ第一第二第三第四ハ要スルニ被告ハ犯罪事實ニ關係セス然ルニ有罪ナリト認メタルハ不當ナリト云フニ在リ其第五ノ前段ハ原判決中ニ列記セシ證據中何レニ依テ斷罪ノ證トセシヤ了解ニ苦ムト云フニ在リテ總テ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定證據ノ取捨ニ對シテ徒ニ非難ヲ試ムルニ過キス其後段ハ被告及ヒ高木辯護士ノ上告趣意第四ト同一ナルヲ以テ其辨明ヲ以テ上告適法ノ理由トナラサルコトヲ了知スヘシ



被告利平辯護士大矢早利上告趣意擴張ハ證人訊問調書ハ總テノ事項ヲ明確ニ記載スヘキモノナルニ原判決ノ證據トセル證人ノ調書ニ於テハ證人ノ効力上最モ肝要ナル刑事訴訟法第百二十三條ノ關係有無訊問ノ項ハ刑事訴訟法第百二十三條ノ關係有無ヲ訊問シ證人ノ資格アルヲ認メ宣誓ヲナサシメタリトノミアリテ而モ悉ク印刷セルモノニシテ筆記ニアラサレハ果シテ訊問ヲ爲シタルヤ否又如何ナル答ヲ得テ證人資格アリト認メタルヤ其認定ノ果シテ正當ナルヤ否ヲ知ルニ由ナキモノナレハ違法ノ調書ナル論ヲ俟タサルニ之ヲ證據トシタルハ違法ノ判決ナリト云フニ在レトモ調書ノ幾部ヲ印刷シタルコトノ不法ニ非サルコトハ前辨明スル所ニ依テ推知スヘシ而シテ刑事訴訟法第百二十三條ノ關係ヲ訊問シタルコトハ刑事訴訟法第百二十三條云々ニ該當スルヤ否ヲ取調ヘタル處云々ト明記シアルヲ以テ其訊問ヲ爲シタルコト明白ナリ又其取調ニ對シ證人ニ於テ如何ナル答ヲ爲シタルヤハ記載ナキモ其取調ノ要ハ豫審判事ニ於テ證人トシテ訊問スルコトヲ得ヘキヤ否ヲ確ムルニ外ナラサレハ其答ノ如何ヲ詳記セサルヘカラサルモノニ非ス若シ豫審判事ノ認メタル處ニ誤アリアル場合ニハ公判ニ於テ之ヲ辨解シ證人ノ調書タル効力ヲ失ハシムルコト難キニ非サルヲ以テ此等ノ調書ハ無効ト云フヘカラス辯護士高木益太郎カ辯護士大矢早利代兼ノ名義ヲ以テ爲シタル擴張論旨ハ本件證人訊問調書中被告人ノ何某タルコトヲ指示シタル跡ナク其宣誓書モ只酒井榮藏外四名ノ私書變造云々トアリテ外四名ノ何某タルコトヲ明示セサルヲ以テ該宣誓ハ上告人兩名ニ對シテ之ヲ爲シタルモノナルヤ否ヲ知ル能ハス抑宣誓書ハ豫審調書ト特立シテ適式ニ被告人某ノ犯罪事件ニ付誠實ノ陳述ヲ爲スヘキ旨ヲ誓フヘキモノナレハ假令一件記錄ニ徵

三十七

シ被告人ノ何人タルコトヲ窺ヒ知ルヲ得ヘシト雖トモ證人タルモノハ該記錄ヲ一覽シタルモノニアラサレハ宣誓書自体ニ被告人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要スルハ勿論ナレハナリ如斯瑕瑾アル證人ノ供述ヲ斷罪ノ資料ト爲シタル原判決ハ違法ナリト云フニ在レトモ其被告人誰々タルコトハ豫審判事カ刑事訴訟法第百二十三條ノ關係ヲ取調フル際ニ於テ既ニ了知スヘキ事柄ナルヲ以テ宣誓書ニ外何名ト記載シアルモ其何名ハ誰々タルヤハ了知シテ命ニ應ジテ宣誓シタルモノト云フヘシ故ニ宣誓書ニ被告人ノ氏名ヲ一々記載セサルモ之ヲ不法ナリト云フヘカラス此擴張論旨ノ前段ハ要スルニ辯護士大矢早利上告擴張論旨ヲ細論シタルニ過キサレハ殊ニ説明ヲ與フルノ要ナシ右ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第百八十五條ニ從ヒ判決スル左ノ如シ

明治二十七年八月二十二日大審院休暇部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

- |     |    |       |    |       |
|-----|----|-------|----|-------|
| 裁判長 | 判事 | 栗塚省吾  | 判事 | 本尾敬三郎 |
| 同   | 同  | 本多康直  | 同  | 藤田隆三郎 |
| 同   | 同  | 永井岩之丞 | 同  | 木下哲三郎 |
| 同   | 同  | 伊藤悌治  | 書記 | 笹本榮藏  |

### 判決要旨

公判々事は其公訴を受けたるる事項に就きては檢事の意見に羈束せらるべきものにあらず







辯護人ノ上告擴張論旨第一點ハ元來本件ノ當被告ニ對スル公訴ノ成立ハ贓物タルノ情ヲ知テ薪ヲ買受タルモノナリト云フノ事實ニ外ナラス其憑據ハ第一審檢事ノ公訴ノ申立ニ因リ明カナリ然ルニ原院ニ於テハ右公訴ノ事實以外ニ涉リ被告カ東俣山林ニ於テ薪ヲ竊取シタルモノトノ事實ヲ認メ以テ有罪ノ判決ヲ與ヘタルモノハ則チ公訴ノ起ラサル點ニ對シ判決ヲ爲シタル不法ノ裁判ナリト思考ス是ヲ以テ原判決ノ全部ヲ破毀シ大審院ニ於テ直ニ免除ノ判決アラシムコトヲ求ムト云フニアレトモ抑公判判事ハ其公訴ヲ受ケタル事項ニ付テハ敢テ檢事ノ意見ニ羈束セラルヘキモノナラス假令檢事ハ被告ノ所爲ヲ贓物故買罪ト認メ公訴ヲ提起スルモ公判判事ニ於テ審理ノ末之ヲ竊盜罪ト認定スルトキハ其竊盜ノ刑ヲ科スヘキヲ常トス而シテ本件ノ如キハ初メ檢事ノ認メテ公訴ヲ提起シタル所ト原承審官ノ認定スル所ト僅ニ意見ノ異ナリタルニ止マリ全ク公訴ノ提起ナキ事項ニ對シ判決ヲ爲シタルモノニ非サルヲ以テ此辯護人論旨ハ上告ノ理由トナラス

其第二點ハ假リニ免許ノ判決ヲ受ケタルコトヲ得サルモノトスルモ辯護人ハ原院ニ於テ右公訴不成立ノ點ニ對シ審判ヲ求メ第一審判決ヲ取消ヲ請ヒタルモノナルニ原院カ此點ニ對シ何等ノ裁判ヲモ與ヘサリシハ所謂訴ヲ受ケタル事項ニ對シ判決ヲ與ヘサル不法ノ裁判ナルヲ以テ原判決ハ全部破毀スヘキ原由アリト云フニ在リ依テ原院ノ公判始末書ヲ點檢スルニ右辯護人ノ申立ノ部ニハ本件ハ初メ贓物故買ヲ以テ公訴ヲ提起セラレ又檢事カ最後ノ論告モ根市ニ對シテ竊盜ノ求刑アリシモ被告ニ對シテハ贓物故買ノ事實ヲ以テ求刑セラレタリ然ルニ第一審裁判所ハ被告ニ對シテ竊盜ノ判決ヲ爲シタルハ公訴ナキ者ニ對シテ判決ヲ爲シタル不法ノ裁判ナリ而シテ贓物故買ニ付テ

ハ他ノ犯罪者ニ對シテ公訴ノ判決ハ確定セリ云々結局原判決ハ不當ナルヲ以テ之ヲ取消シ無罪ノ判決アラシムコトヲ乞フトアリ此申立タルヤ本案ノ被告ニ對シ無罪ノ判決ヲ受ケント欲シ其辯護方法トシテ種々ナル事柄ヲ申出テ辨論ヲ爲シタルニ過キスシテ公訴不成立ノ點ニ對シ殊更ニ裁判アラシムコトヲ請求シタルニ非ス然ラハ原院ニ於テ此點ニ對シ殊更ニ裁判ヲ與ヘス通常ノ例ニ依リ被告ノ控訴ニ對シ其ノ有罪タルコトヲ説明シ之レヲ棄却シタルモノハ相當ニシテ破毀スヘキ點ナシ

其第三點ハ原院ニ於テ證據トシテ採用セラレタル盜難届ハ一ノ證據ニシテ訴訟記録ノ部類ニ屬スヘキモノナラス故ニ之ヲ證據トシテ採用センニハ其現物ヲ被告ニ示シ其相違ナキヤ否ヤ等ヲ問ヒ之カ辨解ヲ爲サシムルコトヲ要ス然ルニ原院ニ於テハ其現物ヲ被告ニ示シテ辨解ヲ爲サシメタルコトナキニモ拘ハラヌ之ヲ採テ斷罪ノ證據ニ供シタルモノハ刑事訴訟法上ノ手續ニ違背セシ不法ノ判決ナリト云フニ在リ依テ按スルニ抑盜難届ノ如キハ其性質上他ノ證據物件ト異ナリ常ニ訴訟記録ニ添附シ終局判決ヲ爲スニ當リテモ他ノ證據物ノ如ク之ヲ差出人ニ還付スルコトナク一件落着ノ後モ猶ホ記録ニ編冊シタル儘之ヲ裁判所ニ保存スルヲ例トス故ニ全ク訴訟記録ニ屬セサルモノト云フヲ得ス殊ニ該書類ノ如キハ證據調ヲ爲スニ付テモ其物態ヲ被告ニ示シ其眞偽ヲ認メシムルコトヲ要セス只其文詞ヲ朗讀セシメ被告ヲシテ意見ヲ陳述セシムルヲ以テ足レリトス然リ而シテ原院ノ公判始末書ニ據レハ「裁判長ハ證據ト爲ルヘキ記録ノ要部ヲ摘讀シテ訊問ヲ爲シ右ニ付意見アレハ申立ツヘク辨解又ハ利益ノ反證アレハ提出スルコトヲ得ト告知シタリ」トアリ尙ホ其



後項ニ「右取調ヲ爲シタル證據書類ノ外尙云々記録ハ其朗讀ヲ省略スルモ異議ナキヤ」ト云フ裁判長ノ問ニ對シ「被告及辯護人ハ記録ノ朗讀ハ要セスト申立タリ」トアリ是ニ由テ之ヲ觀レハ原院ニ於テ證據トシ採用スヘキ書類ニ付テハ相當ノ取調ヲ爲シ即チ適法ノ手續ヲ盡シタル上之ヲ斷罪ノ證據ニ爲シタルモノト認メサルヲ得ス然ラハ此點ニ付テモ原判決ハ破毀スヘキ理由ナシ要スルニ被告ノ上告論旨及辯護人ノ上告擴張論旨ハ一モ上告適法ノ理由ナキモノナリトス右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年九月十日大審院休暇部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- |     |    |      |    |      |
|-----|----|------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 原田種成 | 判事 | 寺島直  |
| 同   | 同  | 岡村爲藏 | 同  | 井上正一 |
| 同   | 同  | 今村信行 | 同  | 芹澤政温 |
| 同   | 同  | 昌谷千里 | 書記 | 奥村亮  |

### 判決要旨

民事原告人たるも未だ證人として豫審の訊問を受くる當時に證人たる資格を失はざりしものなるに於てはその證言を採て斷罪の證據に供するも不法にあらず

### 說明

證人として豫審の訊問を受くる當時に民事原告人たらざるに於ては未

九以て證人たるの資格を失へりといふへからす例ハ豫審の訊問を受くるの後に至り民事原告人となればとて之を以て其以前に於ける豫審の訊問を以て資格を失へるもの證言といふを得ず

### 詐欺取財事件

明治廿七年第九五六號  
全年九月二十一日判決

原裁判所名古屋控訴院

被告人 館 彌 曾 右衛門

右彌曾右衛門カ詐欺取財被告事件ニ付明治二十七年八月八日名古屋控訴院ニ於テ被告ノ控訴ヲ審理シ有罪ト認メ被告カ所爲ハ刑法第三百九十條第三百九十四條ニ該當スルモ再犯ニ付同第九十二條ニ依リ本刑ニ一等ヲ加ヘ重禁錮十月付加罰金拾圓監視六月ニ處シ公訴裁判費用金四十一圓七十七錢ハ被告ノ負擔トスト言渡セシ岐阜地方裁判所ノ第一審判決ハ適當ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナキニ依リ之ヲ棄却スト言渡タル第二審判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シ對手人原控訴院檢事長加納謙ハ答辨書ヲ差出タルニ因リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ被告彌曾右衛門ノ上告趣旨書第一點ハ原判文ヲ閱スルニ其證憑列記ノ部ニ「以上ノ事實ハ被告カ當公廷ノ供述第一審公判始末書證人瀨古善之助伊藤仙松安足藤平林清吉云々」ト掲ケアレトモ是レ則チ刑事訴訟法第二百二十三條ニ違背シタル證言ヲ採リタル不法ノ裁判ナリト思考ス何トナレハ右證人瀨古善之助ハ本件ニ付民事原告人タル者ニシテ證人トシテ訊問ヲ受ク可キ資格ナクハナリ故ニ上告ノ理由アリト云ヒ其第二點ハ證人伊藤仙松ナル者ハ民事原告人瀨古善之助ト姻族ノ關



係アルヲ以テ同前證人タルノ資格ヲ有セサル者ナルニ之ヲ證人トシテ取調ヘタル證言ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルモノモ亦不法ノ判決ナリト云フニ在リ依テ本件記録ヲ查閱スルニ瀨古善之助及ヒ伊藤仙松カ證人トシテ豫審判事ノ訊問ヲ受ケタルハ明治二十七年四月十八日ヨリ同月二十三日ノ間ニ在リ而シテ瀨古善之助カ始メテ民事原告人ト爲リタルハ實ニ明治二十七年五月三十日ナリ然ラハ右善之助及ヒ仙松カ證人トシテ豫審ノ訊問ヲ受クル當時ハ未タ證人トナル資格ヲ失ハザリシモノナル故原院カ此等ノ證言ヲ採テ以テ斷罪ノ證據ニ爲シタルハ不法ニアラス其第三點ハ原判文中法律適用ノ部ニ「刑法第三百九十條第三百九十四條ニ該當スルモ再犯ナルニ付同第九十二條ニ依リ本刑ニ一等ヲ加ヘ云々」トアレトモ刑法第三百九十條ノ前項ニ依リタルモノナルヤ將タ後項ニ依リタル者ナルヤ之ヲ明示セサルハ所謂理由ノ不備ナル不法ノ判決ナリト云フニ在レトモ該判文ノ前項ニ於テ被告ハ人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル事實ヲ掲ケ即チ詐欺取財ノ所爲タルコトノ説明ヲ與ヘアルヲ以テ刑法第三百九十條第一項ニ依リタルコト明瞭ナレハ其何項ニ依リタルコトヲ示サ、ルモ敢テ不法ト云フヲ得ス其第四點ハ原判文中事實ヲ掲ケタル部ニ「同月二十一日下石津郡高須町ニ趣キ善之助ヲ誘ヒ同町飲食店下村彌七方ニ至リ飲酒ノ際同人ニ對シ右地所ハ「伊藤仙松」トアル下「足立」ヲ「安足」ト改メタルモ其欄外ノ記入書記ノ認印ナキノミナラス該判文末項ニ至リ裁判所書記ノ「記」ノ字ヲ訂正シタル所アルモ其理由ヲ付セス刑事訴訟法第二十一條ニ違背シタル失當ヲ裁判ナリト云フニ在レトモ原判文ヲ閱スルニ「安足」ト改メタルモ付テノ欄外記入ニハ判事ノ押印アリ而シテ該判文ノ末項ニ書記ノ「記」ノ字ヲ訂正シタリト見ル可キ所ナシ故ニ

四十四

此論旨モ上告ノ理由トナラス

右同人ノ上告趣意擴張書ノ要旨ハ檢事ノ答辨ニ依レハ瀨古善之助カ民事原告人トナリシハ其證人トシテ豫審ノ訊問ヲ受ケタル後即チ明治二十七年五月三十日ナリト申立ツレトモ是レ大ニ誤記シタルモノナリ何トナレハ善之助カ民事原告人トナリシハ明治二十七年三月二十六日ナル事實ハ大垣區裁判所判事小森猷次ノ地所及有体動產假差押命令書ニ依リ明カナレハナリ然ラハ瀨古善之助伊藤仙松ノ證人トシテ訊問ヲ受ケタル調査ノ違法ナルコトハ判然ナリ是ヲ以テ原判決ノ破毀ヲ求ムト云ヒ大垣區裁判所判事ノ發シタル地所及有体動產假差押命令書ヲ提出シタルモノナリ依テ其命令書ヲ閱スルニ瀨古善之助名前ノ上ニハ債權者トアルノミニシテ原告タルコトヲ見ルヘキ事項ナケレハ此命令ヲ發シタル當時既ニ民事原告人タリシ者ト認ムルヲ得ス何トナレハ假差押命令ノ如キハ原告人ト爲ラサル前ト雖モ之ヲ求ムルコトヲ得ヘキモノナレハナリ要スルニ本件上告論旨ハ一モ適法ノ理由ナキモノナリトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

- 明治二十七年九月二十一日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス
- |     |    |       |    |      |
|-----|----|-------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 原田種成  | 判事 | 島田正章 |
| 同   | 同  | 今村信行  | 同  | 昌谷千里 |
| 同   | 同  | 木下哲三郎 | 同  | 柳田直平 |
| 同   | 同  | 津村董   | 書記 | 笹本榮藏 |



判決要旨

法律の制裁に觸る所爲を實行し終ふるときは既遂犯なり

說明

法律は既遂犯未遂犯を區別するの標準として犯人の腦裡に立入り其目的とせる所爲を達したるや否を問ふものにあらず縱令目的とせる所爲の實行を達する一の手段たる所爲に過ぎずと雖苟も法律の制裁に觸るものなるときは純然たる既遂犯なりとす

●詐欺取財事件

明治二十七年九月二十五日判決  
全年九月二十五日判決

原裁判所 大坂控訴院

被告人 庄 司 英 夫

右庄司英夫外一名詐欺取財被告事件ニ付明治二十七年八月二十日大坂控訴院ニ於テ奈良地方裁判所カ被告ハ詐欺取財ノ罪ヲ犯シタルモノト認メ刑法第三百九十四條ニ依リ重禁錮一年罰金十五圓監視八月ニ處シタル判決ヲ相當ト認メ控訴ヲ棄却シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シ對手人原控訴院檢事長林誠一ハ答辨書ヲ差出シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スル左ノ如シ

上告第一點及七第二點ノ要旨ハ原判決ノ理由ニ據ルニ原裁判所ハ本件被告カ犯罪ノ目的タルヤ他人ノ所有地ヲ騙取スルニ在ルコトヲ認メタリ而シテ其地所ヲ騙取スルノ目的ハ他ノ障礙ニ依リ之

三十二

ヲ遂クル能ハサリシコトハ原裁判所ノ認メタル所ナリ然レハ本件ハ詐欺取財ノ未遂犯罪トシテ處斷スヘキモノナルニ原判決茲ニ出テ被告カ犯罪ノ目的ニアラスシテ其目的ヲ達スル手段タル賣渡證書及ヒ代金受領證書ヲ被害者ヨリ騙取セシ所爲ヲ以テ詐欺取財既遂ノ罪ヲ犯シタルモノト認定シタルハ原裁判所カ認メタル犯罪ノ目的ト結果ト連續セス前段撞着ノ判斷ヲ與ヘタルモノニシテ即擬律ノ錯誤及ヒ理由齟齬ノ不法アル判決ナリト云フニ在レトモ凡ソ犯罪ハ犯人ノ主タル目的ノ所爲ノミナラス其主タル目的ヲ達スル爲メノ手段ト雖モ法律ノ制裁ニ觸ルル所爲ハ之ヲ罰セサルヘカラサルコト勿論ナリ而シテ原裁判所ノ認メタル事實ナレハ被告カ第一審ノ相被告タリシ筈本定吉ト共謀シテ被害者杉本榮藏ヨリ其所有地賣渡證書及ヒ代金受領證書ヲ騙取シタルハ即詐欺取財ノ既遂犯罪ナリ然レハ被告ハ其主タル目的ハ地所ヲ騙取スル能ハサリシト雖モ該證書類ヲ騙取シタル所爲ヲ認メテ詐欺取財ノ既遂犯ト爲シ處斷シタルハ適法ナルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年九月二十五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長 判事 嶋田 正章 判事 今村 信行

同 木下 哲三郎 同 昌谷 千里

同 柳田 直平 同 津村 董

同 伊藤 悌治 書記 奥村 亮



判決要旨

大審院に於て控訴判決の全部を破毀し之を他の控訴院に移送するときは該控訴院は初より控訴の申立を受理したる地位に立つべきものとす  
控訴期間内に控訴の申立を爲したるや否を調査するは控訴裁判所の職權に屬すべきものとす

說明

大審院が控訴判決の全部を破毀したる以上は該控訴判決は消散し更に移送を受けたる他の控訴院は初めより控訴の申立を受理したるの地位に立ちて控訴の審理を爲すべきものとす  
刑事訴訟法第二百六十條に控訴裁判所に於ては控訴期間内に於て申立を爲したる否やを調査し期間の經過後に係るものと認むるときは判決を以て控訴を棄却すべしとあり故に期間内に控訴の申立を爲したるや否やを調査するは控訴裁判所の職權内に屬すべきものとす

●窃盜及故殺事件

明治廿七年第七〇一號  
全 年九月廿五日判決

原裁判所名古屋控訴院

被告人 上 平 土 岐

右土岐ニ對スル窃盜及ヒ故殺被告事件ニ付明治二十七年六月十一日名古屋控訴院ニ於テ大審院ノ

三十五  
三十四

移送ニ係ル被告ノ控訴ヲ審理シ本案ハ今猶依然トシテ豫納金免除願ノ存立スルノミニシテ通常控訴トシテ未タ會テ成立セサルモノトシ通常控訴トシテハ之ヲ受理セスト言渡シタル第二審判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シ對手人原控訴院檢事長加納謙ハ答辨書ヲ差出シタルニ因リ大審院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ立會檢事應當融及ヒ辯護士野村大五郎ノ辨明ヲ聽キ審判スルコト左ノ如シ

辯護人野村大五郎ノ上告趣意擴張論旨ハ被告土岐ハ本件ニ付明治廿六年十二月十一日奈良地方裁判所ニ於テ重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケ同年同月十五日大阪控訴院ニ控訴ヲ爲シ尙下同時ニ重罪控訴豫納金免除願ヲ差出シタルモ其後豫納金相調ヒタルヲ以テ右免除願ノ許否ニ先チ之ヲ納付シ以テ普通控訴トシテ審理アラシメテ求メタリ然ル處大阪控訴院ニ於テ立會檢事ハ期間内ニ保證金ヲ納付セザリシ故控訴成立セス依テ本案審問前控訴ヲ棄却スヘキ者ナリトノ申立ヲ爲シ同控訴院ハ此點ニ付中間判決ヲ以テ右檢事ノ申立ヲ却下シ普通控訴トシテ成立シタルモノトシ直ニ本案ノ判決ヲ與ヘタリ而シテ被告ハ此判決ニ服セス直ニ上告ヲ爲シタルニ上告審ニ於テモ亦本案ニ付原判決ヲ破毀シ本件ヲ名古屋控訴院ニ移サレタリ然ルニ名古屋控訴院ニ於テハ曩ニ大阪控訴院カ本案ノ判決ニ先チ中間判決トシテ控訴ノ成立不成立ノ點ニ付裁判ヲ爲シタル事項ニ對シ豫納金ハ不變期間ノ經過後ニ納付シタルモノニ付普通控訴トシテ受理スヘキモノニアラストノ判決ヲ與ヘタリ然レトモ本件ハ普通控訴トシテ受理スヘキモノタルコトハ大阪控訴院ノ中間判決ヲ經之ニ對シテ檢事ノ上告アリタルヲ見ス既ニ此中間判決ハ確定シ動カスヘカラサルモノナルニ名古屋控訴院カ遡テ



此點ニ付裁判ヲ下シタルハ確定裁判ヲ理由ナク動シタル不法ノ裁判ナリ加之大審院ニ於テ原判決ヲ破毀シ名古屋控訴院ニ移シタルハ他ノ理由ニ依リタル者ナリ且名古屋控訴院ノ檢事モ控訴不成立ノ點ニ付テハ主張セザリシ所ナリ然ラハ要求ナキ點ニ對シ判決ヲ爲シタル不法ノ裁判ナル故破毀ヲ求ムト云フニアリ依テ原判決ヲ閱スルニ其理由中ニ「被告土岐ハ前顯ノ如ク明治二十六年十二月十一日奈良地方裁判所ニ於テ本件ノ第一審判決ヲ受ケ同月十五日控訴申立書ト共ニ控訴豫納金免除願書ヲ提出シ同月十八日控訴ノ趣意書ト共ニ所轄村長ノ無資力證明書ヲ提出シ同月二十二日ニ至リ保證金トシテ二十圓ヲ豫納シ同時ニ右豫納金免除願書ハ通常控訴トシテ採用相成度旨願書ヲ提出シタルモノナルカ抑通常ノ控訴ハ判決言渡ノ日ヨリ五日ノ不變期間内ニ控訴申立ヲ爲シ及豫納金ヲ納付セサルヘカラス苟モ此不變期間ヲ經過シタルトキハ假令其後ニ至リ豫納金ヲ納付スルモ豫納金免除願書變シテ通常控訴ト爲スカ如キハ間接ニ右不變期間ヲ蹂躪スルニ至ルヲ以テ決シテ許容スヘキモノニアラス果シテ然ラハ本案ハ今猶依然トシテ豫納金免除願書存立スルノミニシテ通常控訴トシテ未タ會テ成立セサルモノトスト説明シ控訴ノ不受理ヲ言渡シタルモノナリ然ラハ原院カ認訴ノ期間内ニ適法ノ控訴申立ヲ爲シタルモノナルヤ否ヤノ點ニ付遡リテ之ヲ調査シタルハ敢テ不法ニアラス何トナレハ曩ニ大審院ニ於テ大阪控訴院ハ判決ノ全部ヲ破毀シ之ヲ名古屋控訴院ニ移シタル上ハ名古屋控訴院ニ在テハ初メテ控訴ノ申立ヲ受理シタル地位ニ相立ツヘキモノニシテ該控訴院ハ刑事訴訟法第三百六十條ニ依リ其職權ヲ以テ調査スルヲ得ヘキモノナルハ大然リト雖モ控訴金豫納金免除願書爲シタル者カ其後豫納金ヲ納メタルトキハ最初ヨリ免除願

三十七

ヲ爲サリシモノト同一ノ地位ニ歸スルモノニシテ猶免除願書存立スヘキモノニアラス然ルニ原判決ノ理由中ニハ「豫納金免除願書ハ通常控訴トシテ採用相成度旨願書ヲ提出シタルモノナルカ云々」又「免除願書變シテ通常控訴ト爲スカ如キハ云々」ト説明シ尙ホ其結文ニ至リ「本案ハ今猶依然トシテ豫納金免除願書存立スルノミニシテ通常控訴トシテハ未タ會テ成立セサルモノトストアルハ如何ナル意味ナルヤ明瞭ナラス要スルニ理由ノ明示ヲ欠キ結局理由不備ニシテ破毀ノ原由アルモノトス既ニ此點ニ付原判決ハ全部破毀スヘキモノト認ムルニ因リ他ノ上告論旨ニ對シテハ一々説明ヲ要セス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ原判決ノ全部ヲ破毀シ本件ヲ東京控訴院ニ移スモノナリ

明治二十七年九月二十五日大審院第二刑事部公延ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- 裁判長 判事 嶋田正章 判事 今村信行  
 同 昌谷千里 同 木下哲三郎  
 同 柳田直平 同 津村董  
 同 伊藤悌治 書記 笹本榮藏

判決要旨

被告人又は證人に調書を讀聞かするはその供述にあらすして法律上の審理手續なり故に被告人又は證人が署名捺印したる後に之を附記する



も決して不法にあらず  
嬰兒の分娩するや否や直ちに壓殺せんとして分娩前豫め謀りたる事實ありとするも未だ社會に生息せざるものかれは所謂人に對して謀殺の豫備ありといふを得ず

說明

判事の被告人又は證人を訊問してその供述の調書を作り而して之を被告人又は證人に讀聞かしむるは法律上に於ける審理手續に屬す故に調書に對し先づ署名捺印を爲さしめ然る後に讀み聞かしめたりとて法律はこの審理手續に先後あるの點を以て之を不法とし無効とすることなし  
殺人罪に於ける物体たるべきものは苟も生命を有する人からざるへからず即ち胎兒の如き未だ社會に生息せざるものなれば犯罪の物体として能力を有せざるあり隨ふて將に分娩せんとする嬰兒の生命を斷たんとしてその分娩前に豫め謀る所あるも謀殺罪に要する豫謀ありといふを得ず

●謀殺及窃盜被告事件

明治廿七年第六〇三號  
同 年十月二日判決

原裁判所東京控訴院

被告人 沖田 トヨ 被告人 沖田 コウ

右謀殺及ヒ窃盜被告事件ニ付明治二十七年五月二十八日東京控訴院ニ於テ東京地方裁判所カ其所爲アリト認メ被告兩名ヲ有期徒刑十二年ニ處スト言渡シタル判決ニ對スル被告兩名ノ控訴ヲ審理シ本件控訴ハ之ヲ棄却スト言渡シタル第二審ノ判決ニ對シ被告兩名ヨリ上告ヲ爲シ及ヒ原院檢事長野村維章モ又附帶上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟第二百八十三條ノ式ヲ履行シ以テ審判スルコト左ノ如シ  
被告兩名ノ上告趣意第一點原判決ニ被告「コウ」ト共ニ出產ノ節ハ其兒ヲ殺スヘシト相謀リ云々トアレトモ是等ノ事實ハ何ニ依テ認メラレシカ各調書ヲ閱スルニ一モ斯ルコトヲ謀リシ事實ヲ見ルコトナシ然レハ根據ナキ架空ノ想像ニシテ不法ヲ免カレサル裁判ナリト云フニ在レトモ原院カ斷罪ノ證據ト爲シタル被告「トヨ」ノ豫審調書ニ其記載アルノミナラス其他ノ證據ニ據テ其事實ヲ推定シタルモノナレハ決シテ架空ノ判斷ニアラス要スルニ此點ノ上告論旨ハ原承審官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キヌ故ニ上告ノ理由ト爲スヲ得ス被告「トヨ」ノ上告趣意第二點及ヒ被告「コウ」ノ上告趣意第三點本件ニ就テハ檢事ノ附帶控訴アリシニモ拘ハラヌ之ニ對シ何等ノ判決ヲ與ヘサリシハ違法ナリト云フニ在レトモ本案訴訟記録ヲ查閱スルニ檢事ノ附帶控訴アリシコトナシ從テ之ニ對スル判決ヲ與ヘサルハ當然ナリ故ニ原判決ハ違法ニアラス  
被告「コウ」ノ上告趣意第三點原判決文ニ「コウ」ハ其兒ヲ仰向ニ爲シ自己ノ膝ヲ以テ其腹ヲ壓シ云々トアレトモ其腹部ヲ壓シ殺害シタリトノ事實ハ何ニ依テ證スルカ是又豫審以來ノ調書ヲ見ルモ



腹部ヲ壓シタリトノ事實ヲ得ルノ材料ヲ見ス全ク架空ノ判決ニシテ不法ナリト云フニ在レトモ其記載アルコトハ「トヨ」ノ豫審調書ニ明瞭ニシテ上告ノ理由ナキコトハ既ニ被告等ノ上告第一點ニ於テ説明シタル上ハ了解スヘシ

被告兩名辯護士小笠原久吉ノ上告趣意擴張書第一點原判文ヲ閱スルニ斷罪ノ資料トシテ原院ノ公判始末書ヲ供セラレタリ然ルニ原院第二回ノ公判始末書ニ裁判長及ヒ裁判所書記ノ署名捺印ナキヲ以テ法律上無効ナリ之ヲ斷罪ノ資料ニ供シタル原判決ハ不法ナリト云フニ在レトモ假令一事件ニシテ數回開廷シタルモ之ヲ合シテ一箇ノ公判始末書ヲ作ルモ違法ニアラサルカ故ニ其最終ニ於テ立會タル書記及ヒ裁判長ノ署名捺印スルヲ以テ適法ナリトス今原院ノ公判始末書ヲ閱スルニ其最終ニ立會タル書記及ヒ裁判長ノ署名捺印アリ故ニ無効ノ始末書ニアラス從テ之ヲ斷罪ノ證據ト爲シタル判決モ不法ニアラス

其第二點原判文ヲ閱スルニ被告兩名カ原院公廷ニ於ケル陳述ノ幾部ヲ以テ謀殺罪ノ證據トセラレタレモ原院ノ公判始末書中被告兩名カ共犯ト認メラレタル謀殺罪ニ對シテハ毫末モ有罪ト認めムヘキ供述ナシ元來有罪トシテ罪ヲ斷スルニハ其事實アル證據ナラサル可ラス然ルニ毫モ犯罪ノ事實ヲ見ルヘキモノナキ調書若クハ陳述ヲ以テ宛カモ事實アルカ如ク揭示スルハ所謂證據トナラサルモノヲ證據ナリト掲ケタルモノニシテ不法ノ判決ナリト云フニ在レトモ假令原院ノ公判始末書ニ共謀殺罪ノ事實ヲ完全ニ自白セサルニモセヨ其死兒ノ妊娠出産等ノ申立アリ是レ皆ナ嬰兒殺罪ノ組成ニ關係ヲ有スルモノナリ而シテ原院ハ其他諸般ノ證據ニ依リ其事實ヲ推定シタルモノナレハ

原院カ其公判始末書ヲ採テ斷罪ノ證左ト爲シ原判文ニ掲記シタルハ當然ニシテ毫モ不法ニアラス要スルニ此點ハ原承審官ノ職權ニ屬スル證據ノ取捨事實ノ認定ヲ批難スルニ外ナラス

其第三點本件謀殺罪ニ付被告等ニ於テ豫メ謀リタルコト及ヒ壓殺シタル等ノ事實ニ直接又ハ確實ノ證據不充分ナルヨリ原院ハ臨檢スルヲ必要ト認メテ臨檢シ醫師ヲシテ詳細ニ鑑定セシメタルニ其結果毫モ壓殺ノ徵候ナキノミナラス却テ壓殺セサルノ事實ヲ得タル事ハ臨檢調書ト他ノ反對證據ノ出テサル事實ニ徴シテ明カナリ然ルニ原院ハ無罪ノ事實ヲ發見シタル精覈ナル證據ヲ無視シ反對ノ事實ヲ認定スルニ其證據ノ明示ナキハ不法ナリト云フニ在レトモ凡ソ證據ヲ取捨スルハ原承審官ノ職權ニ屬ス故ニ原院カ臨檢調書等ヲ取ラサルモ不法ト爲スヲ得ス又原院ハ本案ノ事實ヲ認定シタル證據ハ其判文ニ明示シアリ故ニ原判決ハ不法ニアラス

其第四點第一審判決ハ其公判下調ノ調書ニ判事書記ノ契印ナク無効ナルヲ以テ原院ニ於テ此點ニ對シ第一審判決ヲ取消スヘキ筈ナルニ漫然控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ第一審公判下調ノ調書ニ契印ヲ爲サ、ルカ如キ手續上ノ瑕瑾ハ毫モ判決ニ影響ヲ及ホサ、ルモノナルカ故ニ第二審ニ於テ更ニ適當ノ手續ヲ履行シタル上ハ第一審判決ヲ取消スノ要ナシ故ニ原判決ハ不法ニアラス其第五原判決ニ於テ斷罪ノ資料ニ供シタル沖田「トヨ」以下一切ノ豫審調書ハ其證人又ハ被告人ニ讀聞カセ相違ナキヤ否ヤヲ確メタルコトナク訊問スルヤ直チニ記名調印セシメ然ル後ニ證人及ヒ被告人ニ讀聞カセタルモノ、如ク記シタルノミニシテ其後ニ證人及ヒ被告人ノ記名調印ナク且契印モナシ故ニ此調書ハ無効ナリ無効ノ調書ヲ有罪ノ證據ト爲シタル判決ハ不法ナリト云



フニ在レトモ被告人又ハ證人ニ其調書ヲ讀聞カスルコトハ被告ハ供述ニアラスシテ法律上ハ審理手續ニ屬ス故ニ被告又ハ證人カ署名捺印後ニ之ヲ附記スルモ決シテ不法ニアラス故ニ無効ノ調書ト爲スヲ得ス從テ之ヲ採テ證據ト爲シタルモ不法ノ判決ニアラス

原院檢事長野村維章ノ附帶上告原判決ヲ視ルニ嬰兒壓殺ト認定シタル事實ニ對スル法律ノ正條ハ刑法第二百九十四條ナリ然ルニ原院ハ同法第二百九十二條ニ問擬シタルハ擬律錯誤ニ罹ル判決ナルヲ以テ破毀更正スヘキモノナリト云フニ在リ此點ノ上告ハ其理由アルモノトス如何トナレハ本案ノ如キ分娩後直チニ其嬰兒ヲ壓殺シタルカ如キハ假令分娩前豫メ謀リタル事實アルニモモ未タ社會ニ生息セサルモノナレハ人ニ對シテ謀殺ノ豫備アリト云フヲ得サルモノナリ故ニ此場合ニ於テハ故殺罪ナレバナリ然レトモ原判文ヲ閱スルニ被告「コウ」ノ所爲ハ故殺ノ事實ヲ認定シアレトモ被告「トヨ」ノ所爲ニ對シテハ被告「コウ」ト共ニ故殺ノ所爲アリシヤ否ヤニ至テハ其理由不備ニシテ明瞭ナラス故ニ原判決ニ依レハ被告「コウ」ノ所爲ニ對シテハ刑法第二百九十四條ヲ適用スヘキニ然ラスシテ同法第二百九十四條ヲ適用セシハ擬律錯誤ノ裁判ナリ而シテ被告「トヨ」ノ所爲ハ事實理由ノ不備ニシテ擬律ノ適否ヲ鑑査スルニ由ナキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ被告及ヒ辯護士ノ上告ハ刑事訴訟法第二百八十五條ニ照シ總テ之ヲ棄却ス被告「トヨ」ニ對スル原判決ハ刑事訴訟法第二百八十六條ニ照シ之ヲ破毀シ更ニ審判ヲ受ケシムル爲メ宮城控訴院ニ移送ス

又破毀シ本院ニ於テ直チニ判決スルコト左ノ如シ

沖田コウ

原判決ノ認メタル事實ヲ法律ニ照スニ刑法第二百九十四條ニ該ルモ所犯請狀原諒スヘキモノアルヲ以テ刑法第八十九條第九十條ニ照シ本刑ニ二等ヲ減シ重懲役九年以上十一年以下ノ範圍内ニ於テ被告「コウ」ヲ重懲役九年ニ處斷ス

明治二十七年十月一日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

- |     |    |      |    |      |
|-----|----|------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 元忠   | 判事 | 岡村爲藏 |
| 同   | 同  | 今村信行 | 同  | 同    |
| 同   | 同  | 龜山貞義 | 同  | 同    |
| 同   | 同  | 伊藤悌治 | 書記 | 加藤珠樹 |

### 判決要旨

二人以上被告人ある場合に證人たるべき資格の有無を調査せんには縱令其訊問の事項にして被告人中の一名のみに關する時と雖も共同被告人の氏名を告げ其各人に付身分上の關係を訊問すべきものとす

### 說明

刑事訴訟法第二百二十三條の證人たることを許さざるは或る一定の事件に關して證言の効力を有せざるものなれば苟も一事件にして三人以上



の被告人ある場合にその證人の資格有無を調査するは例以訊問すべき事項にして被告人中の一名のみに關係を有する時と雖も共同被告の氏名を告げて其各人に付身分上の關係を訊問して證人資格の有無を決定せざるへからず

誣告并偽證事件

明治二十七年第五四五號  
全 年八月十六日判決

原裁判所東京控訴院

被告人 高橋 千松

被告人 安藤 ハル

同 佐藤 音次郎

右千松「ハル」ノ誣告音次郎ノ偽證被告事件ニ付明治二十七年五月四日東京控訴院ニ於テ名古屋地方裁判所ノ判決ヲ取消シ更ニ被告等ヲ有罪ト認メ被告千松「ハル」ヲ各重禁錮一年罰金二十圓被告音次郎ヲ重禁錮八月罰金二十五圓ニ處シ押収ノ證書類印類ハ各差出人ニ還付シ公訴裁判費用金壹圓五十錢ハ被告人ノ負擔トスト言渡シタル判決ニ服セス被告三名ヨリ上告申立ヲ爲シ辯護士高木益太郎ヨリ其趣意書擴張書ヲ差出シテ原判決ノ破毀ヲ要求シ原院檢事豊原基臣ハ上告理由ナキ旨ノ答辨書ヲ差出セリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ  
辯護士上告理由擴張書ノ第四ハ原判文ニ佐藤音次郎外四名私書偽造行使被告事件ニ關スル證人鶴田竹藏竹田「マス」黒柳幸七中村榮五郎ニ對スル豫審調書トアレトモ該件ノ共同被告人ハ明治二十五

年十二月十六日付豫審請求書ニ依レハ其數五名ナルニ其假豫審判事カ右事件ノ證人トシテ鶴田竹藏竹田「マス」黒柳幸七柴田兼吉等ヲ訊問スルニ當リ此等ノ證人ト被告人佐藤音次郎トゾ身分上ノ關係ヲ訊問シタルニ止マリ其他ノ被告人四名ニ付テハ刑事訴訟法第百廿三條ニ抵觸ノ有無ヲ聽キタルコトナシ則チ法式上ノ要件ヲ欠キタル違法ノ訊問調書ト云ハサルヲ得ス此故ニ原院カ之ヲ右被告人五名ニ對スル事件ノ證人ト認メ欠式調書ヲ本件ノ證據トナシタルハ不法ナリト云フニ在リ依テ佐藤音次郎外四名ノ私書偽造行使被告事件ノ一件記録ヲ査閱スルニ同事件ノ豫審調書ハ明治二十五年十二月十六日付ニシテ被告ノ人名ハ佐藤音次郎岡田徳二郎安藤市五郎磯村八左衛門安藤太平ノ五名ナルコトハ辯護所論ノ如シ而シテ右事件ニ付證人トシテ訊問シタル鶴田竹藏竹田「マス」黒柳幸七柴田兼吉ノ各豫審調書ハ明治二十六年五月十日若クハ五月十一日ノ作製ニシテ其作製ノ當時同事件ノ被告ハ佐藤音次郎一名ニ非サルコト分明ナリ然ルニ右證人ノ各調書ヲ閱スルニ何モ佐藤音次郎ノミニ對スル親屬雇人等ノ關係ノ訊問シタルニ止マリ其他四名ノ被告人ニ付テノ關係ヲ訊問シタル跡ナシ又該調書ニ添付アル宣誓書ニ於テモ佐藤音次郎偽造證書被告事件トノミアリテ其他共同被告ノ氏名ヲ見ス凡一事件ニシテ二名以上ノ被告人アル場合ニ於テ證人タルヘキ資格ノ有無ヲ調査スルハ其訊問ノ事項ニシテ良シ被告人中ノ一名ノミニ關スル時ト雖トモ共同被告ノ氏名ヲ告ク其各人ニ付身分上ノ關係ヲ訊問スヘキモノナルニ前掲ノ訊問爰ニ出テサルハ右證人等ハ私書偽造行使被告事件ニ付果シテ證人タルノ資格ヲ有スルモノナルヤ否ヤヲ知ルニ由ナシ然ルニ原院カ鶴田竹藏外三名ヲ以テ別件ニ付テノ各被告人ニ對スル適法ノ證人ト認メ其訊問調



書ヲ採テ本件罪斷ノ資料ニ供シタルハ辯護士所論ノ如ク不法ノ裁判タルヲ免カレヌ既ニ此點ニ付破毀ノ原由アルモノト認ムル上ハ他ノ上告論旨ニ對シ一々説明ヲ與フルノ要ナシ以上ノ理由ニ付刑事訴訟法第二百八十六條ニ從ヒ原判決ヲ破毀シ本件ヲ大坂控訴院ニ移スモノナリ

明治二十七年八月十六日大審院休暇部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 栗塚省吾 判事 本尾敬三郎  
同 本多康直 同 藤田隆三郎  
同 永井岩之丞 同 木下哲三郎  
同 伊藤悌治 書記 笹本榮藏

### 判決要旨

證人資格を調査せんか爲めに訊問すべき事項は刑事訴訟法第二百二十三條の各號にして同第二百二十四條の各號は必ずしも訊問を要すべきにあらず

### 說明

刑事訴訟法第二百二十三條は證人の資格に關する事項の規定なり故に之の資格の有無を調査せんか爲めに訊問を要する事項は同條の各號に外あらず而して同第二百二十四條は證人の能力に關するものにして同條の

各號の如きは判事の認定に任じ又は他の記録によりて調査し得べきものたれば必ずしも訊問を要すべきにあらず

### 竊盜事件

原裁判所 廣嶋控訴院

被告人 稻葉チウ 稻葉スケ

右兩者ニ對スル竊盜被告事件ニ付明治二十七年七月三十日廣嶋控訴院ニ於テ第一審判決ヲ取消シ更ニ被告兩名ヲ有罪ト認メ「チウ」ヲ重禁錮一年六月ニ「スケ」ヲ重禁錮一年ニ處シ各監視六月ニ付シ公訴ニ關スル訴訟費用ハ被告兩名ヲシテ其全部ヲ連帶シテ負擔セシメタリ兩名ハ此判決ニ服セス上告申立ヲ爲シ其趣意書ヲ差出シテ原判決ノ破毀ヲ要求シ原院檢事長ハ上告ノ理由ナキ旨ノ答辨書ヲ差出セリ依テ本院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ  
被告兩名ノ上告趣意書ノ第一ハ原判文證據ノ部ニ證人古浦壽助大森彦重百合田大輔川上彌太郎園定太郎ノ各豫審調査トアリテ右等數名ノ申立ヲ證言トシテ採用セラレタリ然レトモ同人等ノ證人タルヘキ資格アリヤ否ノ點ニ付刑事訴訟法第二百二十四條ニ該當スル各項ノ訊問ヲ爲シタル跡ナキニ直ニ採テ斷罪ノ證ト爲セシハ違法ナリトイフニアレトモ古浦壽助外四名ノ豫審調査ヲ査閱スルニ豫審判事ハ刑事訴訟法第二百二十三條各號ニ付訊問ヲ爲シタルコトヲ明載シアリテ凡ソ證人タルハ資格有無ヲ調査センカ爲メ訊問ヲ要スヘキ事項ハ同條ノ各號ニ於テ足レリトス其第二百二十四條ハ各號ノ如キハ判事ノ認定ニ任シ又ハ他ノ記録ニ徴シ之ヲ調査シ得ヘケレハ必スシモ訊問ヲ要ス



へキモノニアラス故ニ本件ノ證人ニシテ該條ノ各號ニ抵觸セサル上ハ原院ハ其訊問ナキ調書ヲ探テ斷罪ノ資料ニ供セシトテ不法ト云フヲ得ス第二ハ原判文ニ掲ケラレタル證據ノ内百合田大輔ノ調書及ヒ古浦壽助ノ質物臺帳寫ハ被告ニ示シテ辨解ヲ爲サシメタルコトナキニ證據トシテ採用セラレシハ不法ナリト云フニアレトモ原公判始末書ヲ閱スルニ右調書及ヒ臺帳寫ハ共ニ被告ニ示シテ意見ヲ問ヒタルニ被告兩名ハ別ニ申立ルコトナシ又ハ意見ナシト申立テタルコトハ該始末書ニ明載シアレハ右所論ハ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス  
明治二十七年九月二十日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 元 忠 判事 岡村 爲 藏

同 永井岩之丞 同 川目 亨 一

同 龜山 貞義 同 内藤 直亮

同 伊藤 悌治 書記 加藤 珠樹

### 判決要旨

公訴附帶の私訴は必ず公訴と共に判決を與ふべきにあらず

說明

公訴と私訴の審理を併合するは一の便宜にして其性質に至りて大に差異あり故に必ずしも其判決を公訴と同時に與ふべきにあらず彼の公訴

附帶の私訴は必ず公訴と共に判決を與ふべしと云ふ如きは全ク附帶私訴の便宜に出づることを知らざるのみ

### 竊盜事件

明治廿七年第十〇二號  
全 年十月五日判決

原裁判所名 古屋控訴院

被告人 岡田 秀治

右竊盜被告事件ノ控訴ニ付明治二十七年八月二十七日名古屋控訴院ニ於テ審理ノ末被告ノ所爲ハ刑法第三百六十八條第三百六十七條第三百六十九條第三百七十六條ニ該當スルモ再犯ナルニ付第九十二條ニ依リ本刑ニ一等ヲ加ヘ處斷スヘキモノトス然レトモ原判決ハ失當ナルヲ以テ之ヲ取消シ更ニ被告ヲ重禁錮一年六月監視六月ニ處シ公訴費用ハ被告ノ負擔トシ酒樽及ヒ清酒ノ保管ヲ解キ押収ノ提灯書狀ハ還付スト言渡シタリ

被告ハ右公訴判決ニ對シテ上告ヲ爲シ原院檢事長ハ答辨書ヲ差出シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

上告趣意ノ要旨第一ハ被告ハ原院ニ向テ公訴私訴判決ニ對スル控訴ヲ爲シタルモノナルニ原院ハ公訴ニ付テノミ判決ヲ與ヘ私訴ニ付テ判決ヲ爲サ、リシハ不法ナリト云フニ在リ擴張第一ハ原院ハ私訴ノ判決ヲ與ヘタルモ上告趣意書提出ヨリ夥多ノ月日ヲ經過シタル後ニ在リテ公訴ノ取調ニ繼續シテ審理シタルモノニアラサルヲ以テ判決ヲ與ヘサリシ瑕瑾ヲ補充スルコトヲ得スト云フニアレトモ公訴附帶ノ私訴ハ必ス公訴ト共ニ判決ヲ與フヘキモノニアラス公訴判決ノ後ニ與フルコ



トヲ得ルモノナレハ其間多少ノ月日ヲ經過スルモ之ヲ以テ公訴判決ニ對スル上告ノ理由トナスヲ得ス第二數人共犯ノ場合ニ於テ各自ニ刑ヲ科スルニハ刑法第四百四條ヲ適用スヘキニ原院カ之ヲ適用セザリシハ不法ナリト云フニアレトモ原判決ニ正犯トシテ各自ニ刑ヲ科シアル上ハ刑法ノ總則タル第四百四條ヲ判文ニ掲擧セサルモ不法ニアラス第三及擴張第二ハ原判決ニ斷罪ノ證トシテ掲擧シタル豫審調書ノ供述者ニハ證人ノ資格ヲ有セサルモノアルニモ拘ハラハ證人ナルヤ參考人ナルヤ之ヲ明示セサルハ證據ノ明示ヲ欠キタル違法ノ判決ナリト云フニアレトモ訴訟記録ニ依リテ其供述者ノ資格ヲ知ルヲ得ヘケレハ證據ノ明示ヲ欠キタルモノニアラス獨リ山田平次郎ハ證人トシテ供述シ次ニ參考人トシテ供述ヲ爲シ豫審調書二個アリト雖其證人トシテ供述シタルハ同人カ未タ民事原告人トナラサル以前ナリト認ムルコトヲ得レハ其調書ハ有効ナリ然ラハ原院ハ其二個ノ調書ヲ採用シタルモノニシテ資格ノ明示ナキモ如何ナル證據カ採用セラレタルカハ自カラ判明ニシテ上告ハ其理由ナシトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案上告ハ之ヲ棄却ス  
明治二十七年十月五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- 裁判長 判事 原 田 種 成 判事 島 田 正 章
- 同 今 村 信 行 同 昌 谷 千 里
- 同 木 下 哲 三 郎 同 柳 田 直 平
- 同 津 村 董 書記 奥 村 亮

### 判決要旨

檢事の氏名に誤記あるも現に檢事の立會あること明かなる以上は裁判の構成に欠くる所なし

說明

檢事は刑事の原告官あるを以て公判廷に於ての立會を要するは裁判の構成上欠くべからず而して檢事は其の職務に於ては一体にして分離すべからざるを以て縱令その氏名に誤記ありとするも檢事か現に立會を爲したることの明かなる以上は更に違法あるなし

### 毆打創傷器物毀棄事件

明治廿七年第八〇九號  
同年九月二十八日判決

原裁判所 大坂控訴院

被告人 熊 岡 新 三 郎

被上告人 大須賀 文 太 郎

明治二十七年六月二十七日大坂控訴院ニ於テ右新三郎ニ對スル毆打創傷器物毀棄被告事件並附帶私訴ノ控訴ヲ審理シ本件公訴私訴ノ控訴及附帶ノ控訴ハ渾テ之ヲ棄却スト言渡タル判決ヲ不當トシ被告ハ公訴私訴ニ付上告ヲ爲シ原院檢事長林誠ニ並民事原告人大須賀文太郎ハ答辨書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ  
上告趣意書第一條前段ハ大須賀文太郎「セキ」ノ陳述並被害者ノ告訴狀等ハ上告人ヲ陷害スル爲



又、不實ノ事ヲ述ヘタルモノナルニ探テ斷罪ノ證據ト爲シタルハ不法ナリ又、巡查山田小太郎井手正義ハ右大須賀文太郎綾「セキ」等ノ不實ナル言ヲ聞取リタル迄ノモノニシテ、躬ラ現場ニ在テ實見シタルニアラサレハ、右兩名カ一審廷ニ於テ爲シタル陳述モ證據ト爲ルヘキモノニアラサルニ探テ證據ト爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ、右ハ裁判官ノ職權ニ屬スル證據ノ取捨ヲ批難スルニ過キス同中段ハ第一審公廷ニ於ケル右證人山田小太郎井手正義ノ宣誓書ニ巡查タル肩書ナク又、其名下ニ職印ヲ押捺セス其職印ヲ用ユル能ハサル理由ノ附記モナケレハ、當時巡查ノ資格ヲ以テ取調ヲ受ケタルモノニアラサルコト明ナルニ判文ニ巡查山田小太郎井手正義カ一審廷ニ於ケル陳述云々ト記シ巡查ノ陳述トシテ其證言ヲ採用シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ、宣誓書ニ巡查ノ肩書ナキモ公判始末書中同人ニ對スル訊問書取ノ部ニ明ニ其職務ノ記載アルヲ以テ判文ニ巡查某ト記シタルハ不法ニアラス又、宣誓書證人名下ノ印影ハ職印ヲ用ユルヲ要セス同後段ハ醫師ノ診斷書ニハ經過ノ度數ナク又、其記載スル創傷ト實際ノ事實ト相違アルニ徴スレハ該診斷書ハ全ク無實ノコトヲ記載シタルモノナルコト明カナルニ原裁判所カ探テ證據ト爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ、是亦裁判官ノ職權ニ屬スル探證ノ當否ヲ批難スルニ過キス仍テ本條論旨ハ總テ上告適法ノ理由トナラス同第二條ハ判決原本判事名下ニ押捺シアル印影ハ檢印ニシテ職印ニアラス又、其書類每葉ノ契印モ嶋村判事一名ノ檢印ニシテ職印ニアラス且判文中刑事訴訟法第二百二條ニ從ヒ云々ノ認ノ字ハ改竄シアリテ而シテ之ニ嶋村判事ノ檢印アルモ挿入削除ノ字數ヲ記載アルコトナケレハ右同法第三十二條ノ規定ニ背キタルモノナルヲ以テ原裁判ハ無効ノモノナリト云フニ在レトモ判

決原本ニ用ユル判事名下ノ印影ハ檢印ヲ以テ充分シ職印ヲ要セサルモノナリ又、每葉ノ契印ハ當該官吏一名ノ檢印アルハ足ル係官一同ノ押印及職印ヲ用ユルヲ要セサルモノナリ又、文字ヲ改竄シタルトキハ其變更ノ効ナキニ止マリ文書全体ヲ無効ト爲スノ規定アルコトナケレハ本案論旨モ相立タス同第三點ハ檢事ノ起訴ハ明治二十七年二月九日ノ毆打創傷及同月十日ノ器物毀棄ノ二罪ニ止マルニ第一審裁判所カ第二次ノ毆打罪ヲ加ヘテ處斷シタルハ請求ヲ受ケサル事件ニ付裁判ヲ與ヘタルモノニシテ不法ナリ而シテ原院カ其裁判ヲ認可シタルモ亦不法ナリト云フニ在レトモ第一審カ認メタル事實ニ依レハ明治二十七年二月十日ノ毆打罪即第二次ノ毆打罪ハ現ニ檢事カ起訴セル同十日ノ毀棄器物ノ罪ニ關聯シ刑事訴訟法第八十五條第一項ニ該ル附帶犯罪ナルヲ以テ同第八十四條ニ從ヒ檢事ノ起訴ヲ待タスシテ裁判スルヲ得ルモノナルニ付キ本條論旨モ不相立同第四條ハ原院ノ公判始末書ニハ檢事池上三郎カ終始本裁判ニ立會ヲ爲シタルコト明記シアルニ判決原本ニハ實際立會ヲ爲サル所ノ檢事藤川陟記カ本件ニ干與シタルコトニ記載シアルハ不當ナリト云フニ在レトモ、檢事ハ一体ノモノナルヲ以テ現ニ檢事カ立會タルコト明カナル上ハ裁判構成ニ欠クル所ナキニ付假令其氏名ニ誤記アルモ之ヲ以テ破毀ノ原由ト爲スヲ得ス仍テ本條論旨モ不相立同第五條ハ第一審裁判所ハ本件ノ毆打創傷ハ疾病休業ニ至ラサルモノナルコトヲ認メナカラ刑法第三百一條第二項ヲ適用シタルハ擬律錯誤ナレハ第二審カ其裁判ヲ是認シ控訴棄却ノ言渡ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ第一審判決原本ヲ檢スルニ同法第三百一條第三項ヲ適用シアリテ第二項ハ適用シテラサレハ本論旨ハ判決ニ副ハサルモノナルヲ以テ上告適法ノ理由トナラス私訴



ニ付テハ趣意書ヲ差出サ、ルニ付其上告ハ成立セス因テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ公訴私  
訴ニ對スル本上告ハ總テ之ヲ棄却ス

私訴ニ關スル訴訟費用ハ上告人ノ負擔トス

明治二十七年九月二十八日大審院第二刑事部公延ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 島田正章
- 判事 岡村爲藏
- 同 今村信行
- 同 永井岩之丞
- 同 昌谷千里
- 同 木下哲三郎
- 同 津村董
- 書記 奥村亮

### 判決要旨

刑事訴訟法第二百四條第二項は判決言渡の手續を示したるものにして  
即ち判決の言渡は判決主文のみに止まらず必ず其判決の理由を告知す  
へしとの規定に過ぎず

### 説明

刑事訴訟法第二百四條第二項に判決の言渡は判決主文の朗讀に因り之  
を爲す其判決の言渡と同時に之を朗讀し又口頭にて其要領を告ぐ可し  
とあるは是れ判決言渡の手續を示したるものなり之を以て判文体裁の  
順序となしその主文を結末に掲載したりとて法律の規定に戻るものと

三十四

いふか如きは即ち誤解に出づるものとす

三十五

### 毆打致死并毆打創傷事件

明治廿七年七月二日判決

原裁判所名古屋控訴院

被告人 野口 利次

被告人 魚住 滄

右野口利次カ毆打致死魚住滄カ毆打創傷被告事件大審院ノ移送ニ因リ明治廿七年六月十五日名古屋控訴院ニ於テ富山地方裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ審判シ原判決ヲ取消シ更ニ被告利次ヲ輕懲役六年ニ被告滄ヲ重禁錮一年二月ニ處ス押収ノ刀ハ所有者ニ還付シ公訴裁判費用ハ被告等ノ負擔トスト言渡シタル第二審ノ判決ヲ不當ナリトシ被告兩名ハ上告ヲ爲シ被告兩名辯護士護部四郎被告利次辯護士利光鶴松小宮宗一郎ハ各上告趣意擴張書ヲ差出シ原控訴院檢事長加納謙答辯書ヲ差出シタリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ判決ヲ爲スコト左ノ如シ  
被告利次カ上告ノ要旨本件上告人カ犯罪ノ日即チ明治二十五年七月十四日午前零時ヨリ一時迄ノ間礪波郡戸出町ニ在リシコトハ巡查岡田義三郎河合銀太郎ノ證言ニ依リ明カナリ殊ニ義三郎ハ當時上告人カ居リタル戸出ヨリ犯所ニ至ル距離二時三十分ヲ要スト證言セシ所ナレハ原院ハ上告人カ戸出ヨリ犯所ニ至リタルハ如何ナル手續ナルヤ又三時三十分ヲ要スル土地ハ徒歩セシヤ將タ乗車シ來リタルモノナルヤ其詳細ノ事實理由ヲ明示セサルヘカラサルニ判文中此事ニ及ハサルハ理由ノ不備ヲ免カレスト云フニ在ルモ被告カ犯罪ノ事實ト原文ニ明示スル所ニシテ毫モ不備ノ點ナシ其犯所ニ來リシ手續及ヒ途中乗車シタリヤ否ノ如キハ犯罪ニ關係ナキ事實ナレハ之ヲ舉示スル



ノ必要ナシ本論旨ハ事實證據ノ有無ヲ陳辨スルニ過キスシテ上告ノ理由ナキモノトス被告滄カ上告ノ要旨上告人ノ所爲ハ犯罪タルヘキ性質ヲ有セサルモノニシテ如何ナル證據モ無之ニ有罪トセラレタルハ不當ナリト云フニ在ルモ被告カ犯罪ノ事實證據ハ原判文ニ明示スル所ナレハ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ當然ナリ被告利次カ擴張書第一原判文中押収物還付裁判費用負擔ノ言渡ニ付法律ノ適用ナキハ違法ナリ第二原判文中單ニ公訴裁判費用トノミアリテ其金額幾何ナルヤヲ明示セサルハ違法ナリト云フモ刑ノ言渡ヲ爲スニハ必ズ其事實及ヒ法條ヲ明示スヘキモノナルモ物件還付訴訟費用負擔ノ言渡ノ如キハ刑ノ言渡ニ非サルヲ以テ其法條ヲ舉示スルヲ要セス又裁判費用ノ幾許ナルハ訴訟起原ニ徴シ明瞭ナルヲ以テ其金額ヲ記載スルヲ要セサルナリ

辯護士磯部四郎カ擴張書第一原判文ニ住所氏名知レサル者ト共ニ云々ト記載シアルモノ一件記録中其何人ナルヤヲ知ルヘキ證據ナシ其行爲者ノ何人ナルヤ未タ知ルヘカラサルトキニ於テ直チニ二人共ニ犯シタリトノ裁判ヲ爲スハ證據ナキ事實ニ刑ヲ言渡シタルモノナリ故ニ原院カ刑法第二百九十九條ノ外更ニ第三百五條ヲ適用セラレタルハ事實上理由ノ不備ニ非サレハ法律ヲ不當ニ適用シタルモノニシテ二者其一ニ居ルヲ免ガレサルナリト云フモ被告利次カ宮田豊四郎ヲ毆打シ死ニ致シタルハ他ノ一名ト共ニ爲シタルモノニシテ其一名ノ何人ナルヤヲ確知スルコト能ハサルモ二人ニテ共ニ毆打シタル證據明白ナルニ因リ住所氏名知レサル者ト共ニ云々ト記載シテ其二人ノ所爲中傷ヲ成スノ輕重ヲ知ル能ハサルモノトシ刑法第三百五條ニ照シ減等シタルハ相當ノ判決ナリ然ルニ第三百五條ヲ適用シタルヲ不當ナリトスル如キハ被告カ不利益ニ歸スル論旨ナレハ上

告ノ理由トナラス第二被告滄カ藤岡佐平ニ對スル所爲ハ其如何ナル場所ニ於テ加害シタルモノナルヤ判文上之ヲ知ルニ由ナシ即チ犯罪ノ場所ヲ明示セサルモノナリト云フモ原判文ニ被告兩名ハ云々礪波郡石動町大字福町村廣進社ヘ闖入シ利次ト云々被告滄ハ其場ニ居合セタル同郡若林村森崎市三郎ノ背部ヘ切付ケ云々尙ホ同郡石動町大字福町村藤岡佐平ノ腰推部ニ切付ケ云々トアリテ被告滄ハ利次ト共ニ廣進社ニ闖入シ同所ニ居タル森崎市三郎ニ負傷セシメ尙ホ藤岡佐平ニ負傷セシメタルモノニシテ犯罪ノ場所明瞭ナリ第三ハ被告利次ノ擴張第一ト同一論旨ナルヲ以テ別ニ説明ヲ與ヘス第四本犯罪ノ證據タル各證人ノ豫審調書ヲ閱スルニ證人ニ對シ刑事訴訟法第百廿四條ノ事實關係ヲ訊問シタルコトナシ然レハ假令宣誓アルモ其證人ハ無資格ノ者ニシテ其調書ハ無効ナルニ之ヲ斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ナリト云フモ豫審判事ハ證人ニ對シ刑事訴訟法第百二十三条ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フヘントノ規定アルモ其第二十四條ノ事項ハ之ヲ證人ニ訊問スヘキモノニ非ス故ニ本件各證人調書中同條ノ關係ヲ訊問セザリシハ之ヲ以テ違法ト爲スコトヲ得ス第五原院ハ被害ノ輕重ヲ認ムルニ醫師ノ檢按書ニ准據シタルニ獨リ藤岡佐平ノ創傷ハ檢按書ニ二週日ニシテ就業トアルニ廿日以上疾病休業ニ至ラシメタリト認メタルハ違法ナリト云フモ醫師ノ檢按書ハ負傷ノ當時將來治愈ノ日時ヲ豫斷シタルニ過キサレハ二週日ニシテ就業ヲ得ヘシト豫斷アルモ實際二十日以上疾病休業ニ至リタルヲ以テ其實際ノ事實ヲ認メタルハ相當ナリ辯護士利光鶴松小宮宗一郎カ擴張書第一原判文中一件審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シトノミアリテ判決ノ基礎タル最重要ナル判決主文ノ掲載ヲ脱漏シタルハ不法ナリ第二原判文ノ結尾ニ右ノ理由



ナルニ因リ本院ハ云々原判決ヲ取消シ云々トノ記載アリテ判決主文ノ體ヲ爲スカ如キモ個ハ右ノ理由ナルニ因リ主文ノ如ク判決スト云フニ過キザレハ之ヲ主文ト爲ス能ハサルモノニシテ其主文ヲ脱漏シタルヤ明白ナリ第三前ニ記載セシ結文ヲ判決主文ト假定スルモ法律ノ規定ニ違背スルヲ免カレズ刑事訴訟法第二百四條第二項ニ判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ云々トアリテ先ツ主文ヲ朗讀シ同時ニ理由ヲ朗讀スルハ判決ノ順序ニシテ決シテ顛倒スヘカラス然ラハ原判決ノ結文ヲ主文ト爲スモ前後ノ順序相顛倒スル判文ニシテ不法ナリト云フモ原判文ヲ閱スルニ其前段ニ判決ノ理由ヲ掲載シ其結末ニ至リ右ノ理由ナルニ依リ本院ハ云々被告利次ヲ輕懲役六年ニ被告滄ヲ重禁錮二年二月ニ處スト判決主文ヲ掲載シアリテ判文ノ順序整然明瞭ニシテ毫モ違法ノ點ナシ刑事訴訟法第二百四條第二項ハ言渡ノ手續ヲ示シタルモノニシテ判決ノ言渡ハ判決主文ノミニ止マラス必ス其判決ノ理由ヲ告知スヘシトノ旨ヲ規定シタルニ過キザレハ之ヲ以テ判決ノ順序主文ヲ前ニ掲載シ理由ヲ後ニ掲載スヘシト規定シタルモノト爲ス事ヲ得サルナリ故ニ原判文結末ニ判決主文ヲ掲載シタルヲ以テ法條ニ違背セリト論告スルハ法律ヲ誤解シタルニ過キス其主文ヲ脱漏シタルト云フ如キハ故ラニ謂ハレナキ論旨ヲ主張スルモノニシテ固ヨリ上告ノ理由ト爲ラス第四原院ノ公判始末書中裁判長ハ被告ニ對シ上野健吉遠藤八三郎若林長平森田與三兵衛藤岡佐平調書等ヲ説聞ケス杉木新區裁判所檢事ノ檢證調書森崎市三郎各調書間野醫師各檢按書朗讀ヲ爲スヘキ否ヤヲ問ヒタル事アルモ此他被告ニ最利益トナルヘキ豫審調書公判始末書等ノ朗讀ヲ爲スヘキヤ否ノ問アルコトナシ其有罪ノ證憑ニ供スヘ

キ書類ニ付テノミ朗讀ノ問ヲ爲シテ被告ノ利益トナルヘキ他ノ書類ハ其要領ヲモ示サス朗讀スヘキヤ否ノ問ヲモ爲サトルハ審理不盡ノ判決ナリト云フモ證憑ヲ取捨スルハ裁判官ノ職權ニ任シタルモノナレハ其證憑ニ供スヘキ書類ノミヲ被告ニ示シ辨解ヲ爲サシメ其他不必要ノ書類ハ之ヲ不問ニ付シタルハ當然ノ處分ナリ第五ハ第四ト同一論旨ナルヲ以テ別ニ説明ヲ與ヘズ第六原判文中裁判費用ハ被告等ノ負擔トストアルモ被告等連帶ニテ負擔スヘキヤ將タ各自ニ分擔スヘキヤ其理由ヲ明示セサルハ不法ナリト云フモ被告等各自ニ分擔スヘキモノナラハ必ス其負擔ノ部分ヲ示スヘキモ單ニ被告等ハ負擔トストアレハ其連帶ニテ負擔スヘキモノタルヤ明白ニシテ別ニ理由ヲ示スノ必要ナシ依テ被告兩名ノ上告趣意及ヒ辯護士ノ擴張論旨總テ相立タサルモノトス

明治二十七年十月二日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事應當融立會宣告ス

- |     |    |    |     |    |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|----|
| 裁判長 | 判事 | 原田 | 種成  | 判事 | 島田 | 正章 |
| 同   | 同  | 今村 | 信行  | 同  | 昌谷 | 千里 |
| 同   | 同  | 木下 | 哲三郎 | 同  | 柳田 | 直平 |
| 同   | 同  | 津村 | 董   | 書記 | 笹本 | 榮藏 |

判決要旨

銀貨を銅貨と誤認し授受したる後受取人は其銀貨なることを發見せしめ之を隠匿し所有主に還付せざるも其所爲は更に刑法上の制裁を受く



へきものゝあらす

説明

刑法第三百八十五條の遺失物に關する罪は遺失物を拾得て隠匿し所有者に還付せず又は官署に申告せざるの所爲たりこの故に買物代價の釣錢として賣主より買主に交付したる銀貨は之を遺失物といふを得す且つ買主たる受取人は釣錢として占有せしものかれは又遺失物を拾得たりといふへからず隨ふて之を隠匿し所有者に還付せずとて刑法第三百八十五條に該當するものといふを得す畢竟するに如此の所爲は刑法上罰すへき正條なければ刑事上の責任を負はしむることを得ざるあり

●詐欺取財事件

明治廿七年第七八七號  
全年十月五日判決

原裁判所 大阪控訴院

被告人 石田 トメ

明治二十七年六月二十五日大阪控訴院ニ於テ右石田「トメ」カ詐欺取財被告事件ニ付大津地方裁判所ノ判決ニ對スル檢事ノ控訴ヲ審判シ被告事件ハ刑事上ノ制裁ヲ付スヘキモノニ非ス原裁判所カ無罪ヲ言渡シタルハ相當ニシテ控訴ハ其理由ナシ依テ本件控訴ヲ棄却スト言渡シタル判決ヲ不當カリトシ大阪控訴院檢事長林誠一ハ上告ヲ爲シタリ被告人ハ答辨書ヲ差出サス大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ判決ヲ爲スコト左ノ如シ

上告ノ要旨ハ本案銀貨ノ被告ノ手ニ入リシヤ偶然ノ事ニシテ双方授受ノ意アルニ非ス被害者西村源次郎ニ於テ其所在ヲ失ヒタルモノ故遺失物タルコト論ヲ俟タス若シ本案ハ銀貨ヲ銅貨ナリト誤リシニ過キサレハ偶然ノ事ニ非ス又授受ノ意思ナシト云フヘカラストセハ酒ヲ水ト白米ヲ大豆ト誤リ他人ニ交付シ他人之ヲ受ケ欺隱シテ返還セサル時ノ如キ亦不問ニ付セサルヲ得ス本案交付スルモノ、意思ハ銀貨ニ在リ之ヲ受ルモノ、意思亦同シ實ニ銀貨ノ被告ノ手ニ入リシヤ偶然ニ非スシテ何ソヤ況ンヤ銀ト銅ト物質ニ差アルヤ水ト酒米ト豆ノ差アルト何ソ擇ハン故ニ被告ノ所爲刑法第三百八十五條ニ該當スルヤ疑ナシト云フニ在リ依テ之ヲ審按スルニ被告ハ西村源次郎方ニ於テ買物ヲ爲シ其代價ノ釣錢トシテ源次郎母「キヌ」ヨリ貳拾五錢ノ銅貨包壹個ヲ受取り持歸リ翌日右銀貨包ヲ檢スルニ十錢銀貨五十枚ノ包ナリシヲ以テ之ヲ隠匿シタル事實ニシテ「キヌ」ニ於テ釣錢トシテ被告ニ交付シタルモノナレハ銀貨ヲ銅貨ト誤認シタル事遺失物ナリト云フコトヲ得ス被告ニ於テモ釣錢トシテ受取りタルモノナレハ遺失物ヲ拾得タルモノト云フコトヲ得ス其銀貨ナルコトヲ發見シタル後隠匿シテ所有主ニ還付セザリシ所爲アルモノヲ以テ刑法第二百八十五條ニ該當スル犯罪ナリト論スルコトヲ得サルナリ要スルニ被告ノ所爲ハ法律ニ於テ罰スヘキ正條ナキモノニシテ原控訴院カ刑事上ノ制裁ヲ付スヘキモノニ非ストシ無罪ヲ言渡シタルハ相當ノ判決ナリトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十七年十月五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス



第三卷  
附屬  
法海潮信

裁判長 原田種成  
判事 嶋田正章  
同 今村信行  
同 昌谷千里  
同 木下哲三郎  
同 柳田直平  
同 津村董  
書記 笹本榮藏



附第二卷  
屬法海潮信

裁判長

判事

原田

種成

判事

嶋

田正

章

二百十六

同

今村

信行

同

昌谷

千里

同

木下

哲三郎

同

柳田

直平

同

津村

董

書記

笹本

榮藏



法海潮信

朝鮮國刺客事件の判決

嘗て發生以來報道怠らざりし朝鮮國刺客事件は愈客月廿八日午後一時左の如く判決せられたり

無罪及重禁錮の判決書

東京市麴町區一番町廿九番地	朴 泳 孝	同所止宿同上	李 圭 完
止宿朝鮮國人	三十四年六月生		三十三年三月生
同所止宿同上	鄭 蘭 教	同所止宿同上	朴 平 吉
	三十一年一月生		二十四年五月生
同所止宿同上	徐 亮 淳	同所止宿同上	柳 承 萬
	三十四年六月生		二十四年二月生

右監禁制縛毆打拷責被告事件審理處被告李圭完鄭蘭教の兩名は明治廿七年三月より李逸植に於て朴泳孝金玉均等を殺害するの計畫あることを探知し被告圭完は之を被告泳孝に告げ一度同人を麴町區一番町廿九番地親隣義塾に召喚して其實否を訊問せんと欲し屢々彼を招けども來らず依て同月二十七日李圭完は朴泳孝と謀り豫て李逸植より親隣義塾へ遣り置きたる金泰元をして逸植に對し泳孝は明朝七時を期し地方へ旅行するに付き其以前に來塾すべき旨申通せしめ尙同日夜泰元をして逸植へ宛て明日八日午前十時頃來塾し呉れたる旨の書面を發送せしめ翌二十八日午前九時頃逸植來りて同塾の二階に登るや被告圭完、蘭教の兩名は一二問答の末左右より其両手を執り麻繩を以て後に縛り上げ圭完は火箸を以て逸植面部を毆打し鼻上に痰痲休業に至



らざる微傷を負はしめ又蘭教は仕込杖を出し共に暴威を示して事實を白状すべしと申迫り同日午前十時頃泳孝歸塾共に事實を訊問し逸植の荷物を取寄せ之を改めたる後午後二三時頃に至り漸く其縛を解きしも尙は彼をして外出せしめず翌廿九日午後二時頃に至る迄二階の一室に監禁したるものあり

以上の事實は金泰元證人、劉赫魯、柴四朗、條川金治、參考人松田甚次郎の豫審訊問調書李逸植、川久保常吉及被告六名の豫審廷及公判廷に於ける供述押收せる麻繩火箸の現在に由り其證憑充分なりとす

依て之を案するに李逸植は豫て朴泳孝、李圭完、鄭蘭教等を殺害するの計畫を爲し當日親隣義塾に至りたるものかれども其危害未だ目前に迫りたるに非ざるに被告圭完、蘭教は擅に彼を制縛拷責し剩さへ圭完は毆打して微傷を負はしめ其後右被告兩名は泳孝の命に従ひ彼の縛を解きたるも尙は一室に監禁し置きたるものあり之を法律に照すに右兩名の所爲は孰れも刑法第三百二十三條第四百條に該當し圭完の毆打創傷の所爲に付ては同法第三百二十四條に照し同第三百一條末項を適用し重き監禁制縛の罪に従つて處斷すべき者なるも右兩名共に所犯情狀原諒すべしものあるを以て同法第八十九條第九十條に依り各本刑に二等を減して處斷すべきものとす又被告朴泳孝、朴平吉、徐亮淳の三名か前記兩名と共に李逸植を制縛拷責したりとのこと並に被告柳承萬か同人を監禁するに加功したりとのことは孰れも其證憑充分ならざるに依り右四名に對しては刑事訴訟法第二百三十六條第二百三十四條に依り各々無罪の言渡を爲すべきものとす

被告李圭完を重禁錮一月十日に處し罰金二圓を附加す  
被告鄭蘭教を重禁錮一月に處し罰金二圓を附加す被告朴泳孝、朴平吉、徐亮淳、柳承萬は各無罪押收せる物件は凡て各差出人に還付す  
明治二十七年六月二十八日於東京地方裁判所公廷檢事仲小路廉立會宣告す

裁判長 牧野 誠行 陪席判事 磯谷 幸次郎  
同 潮田 力藏 書記 矢作 利善  
無罪及禁重錮の判決書

東京市芝區櫻田本郷町四番地雲來館安井リウ方止宿

朝鮮國人 李 逸 植 三十六年三月生  
右同所寄宿佐賀縣士族無職業 川久保常吉 三十年十一月生

右李逸植に對する謀殺教唆及謀殺未遂并に川久保常吉に對する謀殺幫助被告事件豫審理處被告李逸植は曾て朝鮮國甲申の亂に我國に亡命したる朴泳孝、金玉均、李圭完、鄭蘭教、柳赫魯、李誼泉の徒が日本國に流寓するは朝鮮國の安寧を擾亂するの悞あるものにして若し之を免除せば功名富貴は手に唾して取る事を得べしと思惟し明治二十五年陰曆四月名を商事に託して我國に渡來し爾來朴金等と交際を結び其時機の至るを待ちたりしが到底獨力の能く企て及ぶ所にあらざるより其黨與を得んと欲したる折柄同二十六年十二月頃偶々佛國より朝鮮へ歸國の途次我國に立寄りたる洪鐘宇に對し朴金の徒を討滅するは國王の勅命なりと詐稱して之を勸誘し



又被告川久保常吉とは會て朝鮮國にありて相識の間柄なるを奇貨とし同年十一月頃百方甘言を用て其計畫に同意せしめ尙朝鮮人權東壽權在壽の兩名は豫て本國朝鮮より歸國すべき旨の命令を受け居りたるを以て同三十七年六月被告逸植は彼に對し若し今にして歸國せば朝鮮政府は必ずや朴金の徒に加盟したるものと看做し嚴刑に處するは必然に付き寧ろ己が計畫に加擔すべしと説き勸め遂に其同意を得たり是より先き被告李逸植は本邦に於て朴金等を一時に殺戮することの困難あることを察し洪鐘宇をして金玉均を上海に誘出し同地に於て之を殺害せしめ己は之と同時に本邦に於て朴泳孝等を殲さんとの策を畫し爾來百方金玉均を説て洪鐘宇同道清國上海に渡航せしむる事に同意せしめ而して被告常吉は逸植の指揮を受けて常に金玉均の動靜を視察し只洪鐘宇を上海に同伴せしむる事に盡力し終に明治廿七年三月十日金玉均は洪鐘宇、吳葆仁及和田延次郎等と共に東京を出發し翌十一日大坂に着し被告逸植は鐘宇を大坂會根崎村其妻野村トメ方に止宿せしめ爾來逸植は鐘宇に對して金玉均殺害の方法を指示し上海着船後旅宿は同地東和洋行と定め汽船若し夜間に到着せば旅店に到るの途中に於て之れを銃殺すべく若し又日本に到着し右旅店の三階に宿泊する事とならば同く之れを銃殺し二階以下に宿泊する事とならば短劍を以て刺殺すべしと指示し且つ殺害の用に供すべき短刀短銃及右兇器藏匿の囊を附したる一領の朝鮮服を交附し同月三十日金玉均等の一行は神戸港を解纜し同月二十七日午後五時上海に着し直ちに同地旅店東和洋行三階に止宿し翌二十八日午後三時過ぎ洪鐘宇は豫て逸植より交付せし朝鮮服を着し短銃を携へて玉均の止宿せる第二號室に入り同室に止宿せる和田延

四

次郎の階下に行きたる隙を窺ひ短銃を以て突然金玉均を射撃し遂に二階八號室の前に於て死に到らしめたるものなり  
已上の事實は明白なるべし凡そ教唆罪の成立には教唆者は被教唆者をして我法律上重罪輕罪たるべき所爲を犯さしめたるものからざる可らず然るに本件の事實たるべき被告李逸植は朝鮮國人洪鐘宇を教唆して我帝國領土外なる清國上海に於て金玉均を殺害せしめたるものあるが故に右殺人の所爲たる我法律上の犯罪として目すべき者に非らず從て被告李逸植は犯罪に非らざる所爲を教唆したるに過ぎざるものにして法律上罪とならず又被告川久保常吉が所爲に就ても右同一の理由に依り法律上重罪輕罪たらざるものを幫助したるに過ぎざるを以て是又法律上罪とあらず

又被告李逸植は前記金玉均等の一行を神戸に見送りたる後大坂府會根崎村なる其妻野村トメ方に立歸り權東壽、權在壽と相謀り事成るの後逃走に使あらしめんが爲め頭髮を斷ち洋服を着し共に同月廿五日上京芝區櫻田本郷町旅店雲來館に投宿し豫て同館に居住する被告常吉と會せり爾來李逸植は種々考按を盡し終に朴泳孝、李圭完、鄭蘭教を同館に招致して彼等を殺戮するの策を按じ種々其手段を施したれども來らず然るに洪鐘宇が上海に於て金玉均を殺害するの期日に切迫し若し其兇報一たび到着せば朴等警戒を加へ百事畫餅に歸するの外なしと苦慮する折柄同月二十七日柳赫魯來り泳孝等に於て李逸植の害心あることを探知し明二十八日逸植を麴町區一番町廿九番地親隣義塾に招ひて同塾に入込せしめ置きたる金泰元が泳孝等の旨を承け朴は明



朝七時を期し地方へ旅行するに付き其以前に來塾し吳るへき旨申來りたるより被告逸植は斷然意を決し事已に茲に到らば寧ろ非常の手段に訴へ自から進んで明朝親隣義塾に至らん然るときは彼等は必ずや己を縛し己か身邊に集りて己を糾訊せん其機に乘し權東壽、權在壽をして短銃刀劔を携へ發砲して斬込ましむるの策を畫し翌二十八日早朝逸植常吉に對し豫て裝藥し置きたる短銃二挺刀劔二口を兩權に渡し時刻を見計らひて來襲せしむべきことを命し同午前八時頃倉皇雲來館を出て午前九時頃親隣義塾に赴きたるに李圭完、鄭蘭教の兩名出て來り一二問答の末果して右兩名は被告逸植を縛り上げ凡る三十分許りにして泳孝も來會し共に逸植を訊問し逸植は百方詐言を用ゐて之に應答し亦から只管兩權の來襲を待てり然るに兩權は一旦逸植の命に従ひたるも同人の立出てたる後其手段の非常あるに驚怖し躊躇する折柄午前十一時頃鄭蘭教、朴丙吉の兩名來り李逸植の依頼に付同人の荷物を渡し吳るへき旨申來り事の意外なるを見て意氣沮喪し終に親隣義塾に到らざりしか爲め逸植は其計畫を行ふ事能はざりしものなり

以上の事實は明白なるも右は謀殺豫備の所爲にして法律上罪となさず

依て右被告兩名の所爲に對しては刑事訴訟法第二百三十六條第二百二十四條に依り各々無罪の言渡を爲すべしものとす

判決

被告李逸植川久保常吉は各々無罪押收せる物件の内假下の分は其儘被告李逸植に還付し其他は凡て各々差出人に還付す

明治二十七年六月二十八日於東京地方裁判所公廷檢事仲小路廉立會宣告す

裁判長 判事 牧野 成行 判事 磯谷 幸次郎

判事 潮田 方藏

右の宣告あるや李圭完鄭蘭教の兩氏は有罪の判決を不當とし直に控訴せりと傳ふ又李逸植川久保常吉兩名の謀殺教唆罪に對し無罪の判決ありたるを立會檢事之を不當とし亦直に控訴したりと云ふ

該日訟庭内の現狀は記して報道するに足るの價値あるもの一にして足らずと雖能く傍聽人をして注意を惹起さしめたるものは先づ裁判官李逸植の判決文を讀み終りに無罪の二字を高らかに述ふるや朴氏は忽焉無限の感を泄へ凶徒李逸植を疾視する其狀蓋し描き難きものと次は李圭完鄭蘭教の兩氏か有罪の宣告を受け繩に纏はれ丁に曳かれ將に獄に入らんとするや朴氏別離の情に堪へず潸然暗涙を催ふし勸告數遍愴然として相別かるゝの狀にありたりき

而して余輩は此事件の結果に就きて望まんと欲する所あり李逸植の無罪果して法理に適合するとせば蓋し已むを得ず只此上は行政警察權に據り彼れをして國外に放逐せんことを

文官高等試験

文官高等試験を受くるものは出願書履歴書と同時に論文一篇を添へて差出すべ



き答あるが其文題は左の文題の一を撰むべきなり期限は七月二十日限りにして  
桔梗門内事務所へ差出すべしとのこと尤論文を差出したる者試験の爲召集の通  
知を受けざる時は論文試験に合格せざる者とす

文 題

- 一 大權の行動を論ず
- 二 刑事條件附宣告の效用及其の得失を論ず
- 三 法人の性質及種類を論ず
- 四 維新以來地方行政の沿革並其の現今制度の概要を論ず
- 五 貨幣本位を論ず
- 六 局外中立國の權義を論ず

論文は半紙十行二十字詰にして二十五枚以下とす論文作者の氏名は論文  
中に記入せず別に論文の表紙に之を記載すべし

元來大學卒業生は試験を要せずして高等官となり得る特許狀を有せしも今春全  
試験規則の發布によりて右豫備試験のみは受くるに及ばざるも本試験は競争場  
裡に立ちて受けざるべからざること、なれり聞くか如くんば大學々生中には右  
試験規則發布の爲め近來大に學科の取調に熱心ある者ありと大學は學理の濫與  
を攻究する唯一高等の學校たり一の行政官試験規則發布の爲め始めて警醒して

學科の取調に取掛りたるものありとは聞くも甚だ淺しき次第あり然れども余は  
獨り帝國大學生に向て之を答むるものにあらざる嘗て獨逸國に遊び近來歸朝せる  
友人の話によるも全國大學生あるもの多數は入學后一兩年は飲酒と遊歩のみ  
に日を送り曾て學科の研究に従事せず卒業期迫るに際し夜以て日に繼ぎ器械的  
に諸科目を腦髓に注入し漸く試験に登第して始めて試補とあり三年若くは五年  
を経て俸給一階宛進められ辛ふして妻子を養ひ以て一生を終ふると云ふ聞説獨  
逸は歐洲の文明國中學理の尤も進歩せる國なり而して其國大學々生の狀況斯の  
如し豈獨り我邦大學々生に向てのみ此れ答めんや

●土地収用法改正案

鐵道會議にては議員村野山人氏の建議せし土地収用法改正案を九名の審査委員  
に付したるに種々議論の末頃日漸く結了して會議に報告したり改正の趣旨は土  
地所有者の權利を保全せんとするに在りと云へど審査委員の出席半数以下にて  
も決議するとし又隧道の件に付假令地下を開鑿するも土地の外部に異狀を來  
さざる時は所有者に於て異議を唱ふるを得ざるとせしか如きは寧ろ權利を蹂  
躪せんとするの嫌なきにあらざるを以て愈よ本會議に上らは議論沸騰するなら  
んと云ふ

●千谷氏事件の決定書



長崎控訴院に於て左の通り決定を爲せり尤も出頭の期は来る八月十四日午前十時なりと

決定 勝本

那覇地方裁判所長判事 千谷 敏 徳

右千谷判事が職務贖廢懲戒事件に付口頭辨論を爲すことを決定す

明治廿七年六月十四日

長崎控訴院に於ける懲戒裁判所

裁判長 判事 手塚 吉 康 判事 師岡 太郎

同 宇都宮英信 同 石田 篤滿呂

同 兒玉 武 寛 書記 富永種寛

●判檢事辯護士試験委員の任命

判事 原田 種 成

判事檢事登用第一回試験委員長を命ず、明治二十七年辯護士試験委員長を命ず

判事 本多 康 直 同 藤田隆三郎 檢事 岩野 新平

判事 内藤 直 亮 同 津 村 董 同 伊藤 常治

司法省參事官 河村讓三郎 判事 末弘 嚴 石 同 掛下重次郎

同 富谷銚太郎

判事檢事登用第二回試験委員を命ず、明治二十七年辯護士試験委員を命ず

法 海 潮 信

●東京辯護士會

去る十三日神田錦輝館に於て左の議案を議せしか當日の出席總數五十二名にして飯田宏作氏は會長席に着き開會の主旨を報して席を副會長仁杉英氏に譲り議案提出の理由を述べ議論百出容易に決する所ならず遂に山口憲氏の動議に依り二十に對する二十八の多數を以て同案を否決し又長谷川吉次氏の提出したる決議案も紛説擾論の末前同様に否決せり散會したるは午後七時にてありし

議 案

會則第廿六條修正案(會長提出)

第一條 委任を受けたる事件確定せざる間は之に不利益を及すべき性質を有する他の事件に付職務を行ふことを得ず

第二條 營利業者が顧客を強誘すると同一ある手段を用ひて訴訟事件の依頼を誘引することを得ず

第三條 訴訟事件の依頼を受くるか爲に周旋人と結托する事を得ず

第四條 會員前三條は違背し其他辯護士たるの品位を汚すべき行爲ある時は常議員會の決議に依り辯護士法第三十一條の手續を爲すべし

法海潮信



第一 辯護士業務の標示又は廣告に無實の事項を掲げ其他卑陋の文書若くは方法を行使する事  
 第二 訴訟代理の受任を爲さんか爲め卑陋の方法を以て依頼を勧誘し又は他人をして勸誘せしむる事  
 右第一及第二に該當する行爲は辯護士會則第二十六條の辯護士の品位を汚すの行爲と認め依て茲に之を決議し置くものあり

●箱根の夏期學校

例年都下の各學校夏期試験を終る頃は炎帝漸く威を逞みし苦熱人を殺さんとして府城亦黃塵万丈將を斬り旗を抜くの勇も挫けて幾万の學徒下宿樓上の籠城も叶はずと或は郷里に歸り或は近國の涼地に暑を避くる者踵を接し而して涼地の最も佳なるもの日光に如くはあし然れども此等の勝地も世の富豪紳士なる者に占められ學生等は空しく切齒して天を眺むるのみありしか今年は基督教徒の人發起して箱根に夏期學校あるを設け月謝食料等を合して一切月六圓内外にて賄ふの思に於ては短程の學生等又少くも懐を繰ふるに足るを得以余輩は此の如きの舉が積を相起しを喜ぶ可き也

●帝國大學の卒業式

去る十日を以て行はれたる卒業式の模様を畧記せんに式場の正面には 兩陛下の尊影を奉揚し左右には各分科大學長及參陣の各高等官并列して各卒業生に證書を授與したる後來學年待生の氏名を披露し終て大學總長濱尾氏は一場の演説をなして本學年間の學事成績等より各卒業生に語る所あり卒業生總代表大島義修氏は之に答辭其次は校野文部次官の祝辭ありたが當日は辱く小松宮殿下の御臨場あらせざるに等なりしか國事御繁忙の折柄急に御見合となり特に高崎正風氏を遣せられ此令詞を賜はられたる間御座りたる卒業生の代表は濱尾氏又本年卒業は各科合せて二百十三人あり此内法科大學の卒業生は七拾四人にして之を科分すれば法科は四十一人、理學科は三十一人、文學科は二十一人、農學科は十人、山手山科は五人、法律科は四人、醫學科は三人、工學科は二人、農工科は一人、理農科は一人、法政科は一人、政治科は一人、経済科は一人、教育科は一人、音楽科は一人、美術科は一人、体育科は一人、その他は一人、計二百十三人なり

●檢事着席問題

裁判所屬員の財産に對する罪を犯せしときは其損害賠償を請求する所謂附帯の私訴は構成法に據り其裁判所檢事之を爲す事となし居るを以て檢事は公訴を行ふと同時に私訴に就ても檢事席に在りて其官職を代表し意見を述べ來りしが過般來各地に於て往を裁判長に於て檢事が着席の儘私訴に就ての意見を述べ來るは檢事の資格を濫用する處のなれば宜しく官廳の代理者と同一く人民席に着い



陳述は悉く主張し、檢事は公訴に附帯の私訴なるを以て着席の儘陳述を爲して毫も差支亦しと主張し結局裁判長は檢事に退庭を命じたる事さへありしが此事に就て司法省は檢事が公訴を志したる後引續き私訴の請求を爲すは着席の儘陳述したるより更に差支なかるべしとの意見ある由なれども九月に開かるべき院長所長會議に提出して見解を決定する筈なるといふ事なるを聞かざるべし

●司法官試補志願者少し

本年法科大学を卒業したる新法學士中今日迄司法官試補を志願したるものは僅々拾名内外ありと尤も東京府下に在職するを得ば志願せんとするもの尙は數名ある由なれども司法省の需用は地方の各區裁判所の欠乏を充たす爲めれば東京府下には尤も大々入用なしとの事なり元來例年大學卒業生の試補を志願するものは少くも廿五名はありしに本年に限り拾名内外の少數なるは全く試補實務修習期限の長きに過ぎ三年間俸三百圓に束縛せらるゝに依るものならんと云ふ事なるを聞かざるべし

●法官署中休暇  
 行政官は政務の都合に依りて毎年閣令を以て暑中休暇を賜はる例なるも本年は朝鮮事件の爲め暑中休暇を賜らざるなり獨り法律に依り暑中休暇を爲し得るものは法官のみにて各法衙は去る未だ一日より五日休暇部を設けて休暇する筈なりと云ふ事なるを聞かざるべし

●判檢事辯護士試験期日及科目  
 辯護士試験期日は來る九月廿五日より三日間各控訴院に於て執行する由而して其日割は全日午前民法午後刑法全二十六日午前民事訴訟法午後刑事訴訟法全二十七日午前商法なり判檢事試験期日は來る十月四日より三日間にして全日午前民法午後刑法全五日民事訴訟法午後刑事訴訟法全六日午前商法なり科目同一にして試験兩個右に芍薬左に牡丹と云ふ程にあらざるも受験者に取りては無満悦あるべし

●外交官及領事官試験

去る十七日官報を以て左の如く廣告あり

來る九月三日外交官及領事官試験を施行すへきに附き志願の者は本年六月外務省令第七號に依り試験期日十日前(即ち八月二十四日迄)に出願書に履歴書及左の論文并に之を英佛文又は獨逸文に翻譯したるものを添へ外交官及領事官試験委員長に宛て外務省へ差出すべし

但し試験期日前に召集を受けざる者は受験の資格なきものとす

論 文 題

公使の特權 (用紙美濃紙十三行三十字詰にして十五枚以下とす)

明治二十七年七月十七日  
 之を外交官及領事官試験の嚆矢とす聞くが如きは本試験は法律各部の科目



に至りては左程精通を要するものにあらざりしに單に一通りの調にて受験し得らるゝと英佛若くは獨の語に通する法律學生奮勵之を受け遠く外國に遊ひ職に閑散の務に従ひ傍其所好の學科を研究するも亦一策ならずや

寄贈雜誌

- 法學協會雜誌第十二卷第七號
- 大日本教育會雜誌第五百十號
- 日本之法律第六卷第七號
- 法律雜誌第九百四十一號第九百四十二號
- 明法誌叢第二十七號
- 江州鄉友會雜誌第六十號
- 法學新報第三十九號

大日本教育會 法學協會 內閣圖書 博文堂 文政閣 法學新報社 明法會 江州鄉友會 法學新報社

法海潮

撰科制の新立

和佛法律學校に於ては特別認可學校規則の廢止に依り今回大に校則を改正し九月の來學年よりは撰科聽講の規則をも實施して全學科中自己の嗜好に従ひ一科若くは數科を撰擇して専攻する事を許すと云ふ而して撰科生の月謝は五十錢とする由なり

各私立法律學校卒業式一束

東京法學院に於ては先月十二日本學年の卒業式を舉行したるか其概況は先づ院長菊池武夫氏が挨拶ありて順次各講師の演説あり最後に法科大學教授テリノ氏の法學者の心得となるべき演説あり終て各卒業生に證書を授與し次に優等生に賞品を授與し夫より來賓及び卒業生に酒肴を供せり因に記す本年の優等生は全体にて三十三名あり而して平均點數八十五點以上を得たる者なりと云ふ○東京專門學校にては先月十九日卒業式を行ひたり終て例年の如く大隈伯の邸内に於て各科の卒業生に盛なる酒肴の饗應ありたり本年同校にて法律科の卒業生他科に比し最少數にて最も多きは文學科及び英語科あり又明治法律學校は先月廿日和佛法律學校は同廿一日何れも卒業試験を終へたるか和佛法律學校は本月中旬成績調査を結了する筈なれども卒業證書は來學年の始め即ち來る九月の上旬を



以て授與する由明治法律學校は未だ確知せざるも遠からず卒業授與式を行ふよしなり

### ●李逸植の裁判

長白山頭雪體々鴨録江底水碧々韓國の一英物天涯の孤客金玉均を上海に誘ひ其徒洪鐘宇ある者をしておはれ一發の下に殘殺せしめ一時江湖を紛擾せしめたる彼の李逸植は一旦東京地方裁判所にて無罪の宣告を受けたるも中小路檢事の控訴に依て目今尙ほ繫獄中なりしか其控訴裁判の開廷は來る九月あらんと云ふ因に云ふ右刺客李逸植の謀殺事件と相馬家に對する錦織剛清等の誣告事件は兩件共東京控訴院刑事第一部長松永判事擔當する事に決定したる由あり

### ●中小路檢事の控訴の理由

事少しく古ひたるも李逸植を無罪と言渡したる事に付き之を不當として中小路檢事の控訴したる事に付ては實際法曹の考慮を煩はすべき法學上の問題にして同氏が金朴刺客事件に關する教唆者云々法律適用上の私見と題して其控訴したる理由を世に示したるを以て特に其要點を披萃して江湖に紹介す

第一教唆とは威壓を以て人を強制し之をして犯罪の決心をなさしむる一個の獨立行為たり法律に於て教唆者を罰するは實に此惡所爲を犯罪行為として罰するにあり即ち教唆者なる者は被教唆者の心意を支配し非行を爲さしめたり

どの行為を罰するにあり

第二刑法第五條及第九條に所謂重罪輕罪とは如何なる意義なる歟と云ふに反對論者は曰く實行者が犯罪は我が領土以外にして我國人にあらざれば其所爲たる我が法律上の犯罪として目すべきものにあらす從て被告李逸植は犯罪にあらざる所爲を教唆したる者なりと然れども是れ誤謬の論にして被教唆者に於て特種の理由即ち人に關する刑法の効力制限(治外法權)若くは處に關する制限(領土外等)の爲に現實之を處罰し得ざりしどの理由は領土内に於て爲したる教唆の所爲を罰するに於て毫も之が關係を有すべきにあらす實行者に對して我が刑法の及ばざる理由と獨立の犯罪たる教唆の行為とは明に之を分別せざるべからず

と要するに教唆罪は教唆として別に一罪を構成するものなれば犯罪の實行は外國即ち上海に於て行れたるも其教唆は我國にて行はれたるものなれば當然我刑法に所謂重罪輕罪として罰すべきものなりと云ふにあり

### ●軍機洩洩

日清韓交涉事件起り海陸軍省の訓令發布せられてより軍機軍器を漏洩したるものとして各新聞社の處罰せられたるもの去月中頻々たり我刑法には軍機軍略を漏洩したる者を罰するの條文あるも余輩の記憶する所を以てすれば刑法定以



來此律に觸れたる者の多き今回を以て始めありとす左れば軍機軍略に關し如何なる程度までを公言したる者を以て漏洩したりとあすか世人は言ふ迄もあく實際法事に従ふ者と雖之を知ること容易あらざるべし然らば此際に當り之か程度を研究調査するは法曹たる者の一大急務にして決して等閑に付すべからざるなり世人も又宜しく細心刻意して以て不知の間に刑辟に觸るゝか如きは最も謹むべき所なり

●法典調査委員會

東京商業會議所にては去月三十日同委員會を開き阿部委員長加藤辻益田澁澤等の各委員出席して來月下旬金澤に開く全國商業會議所聯合會に提出すべき商法第三十二條及第二百十二條第二百廿一條の修正其他株式會社の發起及設立の認可に關する規定を廢する案等に就き協議したりと云ふ

●寄贈雜誌

江州郷友會雜誌 第六十一號 江州郷友會 法學新報 第四十號 法學新報社  
日 本 人 第十五號 政 教 社 明法志叢 第廿八號 明 法 會  
法 律 雜誌 第九百四十三號時 習 社 國家學會雜誌第八十九號國家學會  
大日本教育會雜誌第百五十一號 大日本教育會

法海潮信

●戰時國際公法のみならずや 日清兵を交へて砲煙彈雨の間に相見ゆるや戰時國際公法を專攻するの輩は勃然として起れり然れども國際公法の研究は獨り戰時のみに止まらんや請ふ之を白耳義國に看よ彼れは眇々たる歐州の一小邦而も諸強國の間に介在して儼然國威を墮さず國權を傷けざるは抑も國際公法學者の力に頼りて存すと稱す平時國際法夫れ輕視すへけんや我が開國爰に三十餘年實際上の失權少からずとは世人の尻に唱ふ所答誰れにあるか吾人は斷々之を國際公法に疎きの致す所と信す今や東方の先進國と目せらるゝに於ては向後國際公法の力に頼る多々あらんとす精究研磨するも其功蓋し空からんや

●法典調査委員會の奮發 法典は十星霜の事業ありとは或委員の話頭に上りしか日英の新條約によりては終に五年を以て成就せざるへからざるの已むを得ざるに至れり是に於て委員諸氏は卒かに夜を晝に繼ぎ汲々乎として勉めらる然り而して世上の風評には又もや委員増加の議ありといふ然れども曩きには委員の數多として減したるもの今や少として加ふるなどは甚た考量さきに似たれば是或は齊東野人の語からんのみれ

●高等官試験規則と法科大学 高等官試験規則の發布を見るや吾人は窺かに我



帝國大學の位置隆々として將に昂らんとを期待せり即ち高等官試験規則は大學卒業生を待遇するべく必ず該試験を経されは高等官に採用せられざるを以て苟も高等官に望を懐く學生の奮發は勿論之か薰陶に任する教授に於ても大學の位置をして私立法律學校の上に在らしめんとを希ふより益々奮勵するに至らんを以てあり然るに今又該規則を改正せんとの議教授と學生の間に起れりと傳ふ是れ甚た疑はしと雖ども若し然りとせば法科大學前途の爲めに大に採らざるあり

●ボ氏の消息 佛國法學大博士ボアンナト氏はその編纂に成れる我法典か世人の攻撃に支へずして蝨魚腹中に葬られてより氏は失意の極居常快々として樂ます一たひは去りて故山に飯らんとせしも是亦中絶空しく神奈川臺高島の別墅に高臥して閑に經濟を修むと聞きしに如今嬉々として色甚た揚るといふその何の謂たるやは知るへからず

●法典は教科書にあらす 法典は學理的に編纂せられたりとて爰に能事終はれりといふへからす一國の慣習に稽ふる所なくんはボ氏編纂の佛國民法燒直の法典と何ぞ撰まんや吾人は法典調査會の借地に關する各地從來の慣例及意見十四項を募るか如き又離隔地契約の取結に關する慣例及意見を求むるか如きは是れ唯た善しと雖も委員は一國の慣例をたに知らずして法典の編纂に與かるか如き實にその大膽に驚かざるを得ずボ氏の神奈川臺に笑ふ所以のものも是に於てか

占すへし

●辯護士熊野敏三君 佛法學者の隨一たる君が官を辭して辯護士の登録を受けたるは本年の春ありし而して未だ君の看板を見さりき君を遅つ久し今哉五名の辯護士と事務所を京橋日吉町に開く君の技倆を見ることを得ん君は辯護士社會は天高ふして翺翔に任すべく地は潤ふして奔馳に隨ふべし自愛せよ

●法學士高橋作衛君征途に上る 君は本年七月を以て法科大學を卒業更に國公法研究の爲めに大學院に入る然るに去月廿一日海軍教授となり任に赴く蓋しその之く所を知らず君を送らんとして新橋停車場に會するものは法科大學教授穂積博士始め教授及學生諸氏百餘名君は夢迷鴨綠江南路文筆欲傳千古名の一絶を賦し瀛笛一聲漂然として去る壯哉

●法學者と日清事件 東洋の風雲急を告ぐるに當り其間の操縦を爲せし外交の士多しと雖も法學者としては清國代理公使小村壽太郎君朝鮮公使館ありては書記官松井慶四郎君京城領事内田樵君而して外務省にありては本野一郎君の如きあり世人これよりして法學者を以て權利義務の畜音機とあし冷酸なる法律の外に尙ほその手腕を要すへきあるを知らん

●千谷敏徳君逝く 懲戒裁判舞臺の立役として世上に知られたる判事千谷敏徳氏は去る廿九日病を以て三崎町の自邸に没す氏は懲戒裁判の落着を見すしてこ



の世を去る氏の心事を察して涙滂沱たり公明の眼を具ふものは既に氏の志を知る裁判局を見ざるも天下公衆の判決は下れり幸に瞑せよ

●約束手形にする新決判 銀行社會の慣行として約束手形の但書に本文金額の支拂は拙者某銀行當座勘定より支拂可申候也と記し一般に通し來りしを以て第百國立銀行にては日本橋通一丁目川上商店より銀行支拂約束手形を同文の但書にて受取りたるに其支拂期日に至るも拂はざるより川上商店に對して該金支拂の請求の訟訴を東京地方裁判所に記したるに同民事第六部は審理の末右手形は手形法第六百九十九條に違背せるものとして同法第六百六條の規定に基き其請求を無効のものとせり

●保險事業を官業となさんとす 紐育スターツアイツク報導により去る月卅日の官報外報欄内を見るに澳國內務省保險局事務局に於て既に保險業を營業となすことに係る法案を編製せし由なるか此法案の趣旨によれば保險業を營業とせし強制保險を主張するも同法案の可決せられたる場合に於て現在の保險會社に對し賠償を爲すことに就き如何なる計畫あるやは未だ明ならずといふ是れ學者の攻究を要すべきことあらん

●高等官試験問題と辯護士試験問題 既に江湖の悉知する所特に吾人の報導を要せざるへし乃ち掲載を爲さす

### 法海潮信

●戒嚴令を施かる 本月五日廣島市全部及宇品を臨戰地境とし戒嚴の令を布かる以て該令は明治十五年八月に發布せられ殆んど吾人の記憶を去らんとして端なく十有二年後の今日實施の期に會ふ然り而して該令第九條によれば地方官地方裁判官及檢事は師團長の指揮を仰かざるへからず是に於て去る六日留守師團長事務取扱より左の命令を發したり

第一條 地方裁判官及檢察官は追て命令する迄戒嚴令第九條に依り本司令官の指揮を請ふに及ばす

第二條 地方官は戒嚴令第十四條の範圍内に於て本司令官管掌の下に在りて左の諸件を執行すへし但時態の緩急に應じ寛嚴宜きに適するを要す

- 一 時勢に妨害ありと認むる集會を停止すること
- 二 時勢に妨害ありと認むる新聞雜誌廣告を停止すること
- 三 銃砲彈藥兵器火具刀劔仕込杖其他危險に涉る諸物品を所有する者あるときは之を檢査し時機に依り之を押収すること
- 四 出入の船舶汽車及諸物品を檢査すること
- 五 各要所に檢問所を設け通行人の時勢に妨害ありと認むる者は内外人の